

平成30年度 包括外部監査結果報告書

秋田市教育委員会の財務に関する事務の執行について

平成31年2月

秋田市包括外部監査人

公認会計士 泉田 雅俊

(本報告書における記載内容などの注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。単位未満の端数を四捨五入して表示している場合などには、その旨の記載を行っている。

公表されている資料などを使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値などの出典

報告書の数値などは、原則として秋田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には出典は記載していない。

報告書の数値などのうち、秋田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値などを用いたもの、あるいは他の地方公共団体の数値などを表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

包括外部監査結果報告書

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件(テーマ).....	1
3. 選定理由.....	1
4. 監査の対象期間.....	2
5. 外部監査の方法.....	2
(1) 監査の着眼点.....	2
(2) 主な監査手続.....	2
6. 外部監査の実施期間.....	4
7. 包括外部監査人.....	4
8. 包括外部監査人補助者.....	4
9. 利害関係.....	4
第2章 教育委員会の概要	5
1. 教育委員会制度の概要.....	5
(1) 教育委員会制度の意義.....	5
(2) 教育委員会の組織.....	7
(3) 教育委員会の職務権限.....	8
2. 秋田市教育委員会の組織及び事務の概要.....	9
(1) 秋田市教育委員会の組織.....	9
(2) 平成29年度における教育委員会の審議事項等.....	11
(3) 秋田市教育に関する総合的施策の大綱について.....	14
(4) 秋田市教育委員会の決算の状況.....	17
(5) 児童・生徒数の推移.....	18
(6) 市立小学校の状況.....	19
(7) 市立中学校の状況.....	20
(8) 市立高等学校等の状況.....	22
3. 私費会計の概要.....	24
(1) 私費会計に関する通知.....	24
(2) 県立学校私費会計事務処理基準(平成29年11月改訂).....	25
第3章 監査対象各課(各学校)別 各論	27

【監査の結果について】.....	27
1. 総務課.....	28
1-1 総務課の概要.....	28
(1) 所管事務の概要.....	28
(2) 主要な事業の概要.....	28
(3) 職員の状況.....	30
(4) 収支の状況.....	30
1-2 監査の結果.....	32
(1) 内部統制に関する方針等の策定について.....	32
(2) 小中学校施設整備について.....	33
(3) PFI/PPP 事業について.....	39
(4) 業務の自動化・効率化への対応.....	40
2. 学事課.....	44
2-1 学事課の概要.....	44
(1) 所管事務の概要.....	44
(2) 主要な事業の概要.....	44
(3) 職員の状況.....	47
(4) 収支の状況.....	48
2-2 監査の結果.....	49
(1) 小・中学校情報教育環境の整備.....	49
(2) 教育委員会のシステムとその情報セキュリティへの対応について.....	54
(3) 小学校フッ化物洗口事業.....	56
(4) 小・中学校就学奨励事業.....	59
(5) 小・中学校スクールバスの運行.....	65
(6) 小・中学校教育団体・各種大会出場費の補助.....	71
(7) 小学校警備員の配置.....	78
(8) 学校給食費の公会計化の推進.....	82
3. 学校教育課.....	90
3-1 学校教育課の概要.....	90
(1) 所管事務の概要.....	90
(2) 主要な事業の概要.....	90
(3) 職員の状況.....	93
(4) 収支の状況.....	93
3-2 監査の結果.....	94
(1) 中学校部活動外部指導者派遣事業.....	94
(2) 学級生活支援サポーターの派遣事業.....	98

(3) 学校行事等支援サポーターの派遣事業	102
(4) 「学校きらめきプラン」支援事業	103
4. 生涯学習室	106
4-1 生涯学習室の概要	106
(1) 所管事務の概要	106
(2) 主要な事業の概要	106
(3) 職員の状況	107
(4) 収支の状況	108
4-2 監査の結果	109
(1) ライフステージに対応した社会教育の実施事業及び各市民サービスセンターにおける社会教育の実施事業	109
5. 秋田市太平山自然学習センター	116
5-1 秋田市太平山自然学習センターの概要	116
(1) 所管事務の概要	116
5-2 監査の結果	123
6. 図書館(中央図書館明德館、土崎図書館、新屋図書館、雄和図書館)	126
6-1 図書館の概要	126
(1) 所管事務の概要	126
(2) 主要な事業の概要	126
(3) 職員の状況	127
(4) 収支の状況	129
6-2 監査の結果	132
(1) 利用者の利便性の向上(中央図書館明德館)	132
(2) 学習環境の整備・充実(各図書館)	135
7. 広面小学校	140
7-1 学校の概要	140
(1) 所在地	140
(2) 創立	140
(3) 教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等	140
(4) 児童数、学級数(平成30年5月1日現在)	141
(5) 教職員数	141
(6) 施設の概要	142
(7) 収支の状況	142
7-2 学校事務の監査の結果	143
(1) 教育財産の管理等	143
7-3 私費会計	146

(1) 概要	146
(2) 私費会計の監査の結果.....	147
8. 旭南小学校	149
8-1 学校の概要	149
(1) 所在地	149
(2) 創立	149
(3) 教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等	149
(4) 児童数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)	150
(5) 教職員数.....	150
(6) 施設の概要.....	151
(7) 収支の状況.....	151
8-2 学校事務の監査の結果.....	152
(1) 教育財産の管理等	152
8-3 私費会計	153
(1) 私費会計の概要	153
(2) 私費会計の監査の結果.....	154
9. 中通小学校	156
9-1 学校の概要	156
(1) 所在地	156
(2) 創立	156
(3) 教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等	156
(4) 児童数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)	157
(5) 教職員数.....	157
(6) 施設の概要.....	158
(7) 収支の状況.....	158
9-2 学校事務の監査の結果.....	159
(1) 教育財産の管理等	159
9-3 私費会計	161
(1) 私費会計の概要	161
(2) 私費会計の監査の結果.....	162
10. 山王中学校.....	164
10-1 学校の概要	164
(1) 所在地	164
(2) 創立	164
(3) 教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等	164
(4) 生徒数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)	165

(5) 教職員数.....	165
(6) 施設の概要.....	166
(7) 収支の状況.....	166
10-2 学校事務の監査の結果.....	167
(1) 教育財産の管理等.....	167
(2) 個人情報の管理.....	169
(3) 使用料.....	170
10-3 私費会計.....	171
(1) 私費会計の概要.....	171
(2) 私費会計の監査の結果.....	172
11. 飯島中学校.....	175
11-1 学校の概要.....	175
(1) 所在地.....	175
(2) 創立.....	175
(3) 教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等.....	175
(4) 生徒数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在).....	176
(5) 教職員数.....	176
(6) 施設の概要.....	176
(7) 収支の状況.....	177
11-2 学校事務の監査の結果.....	178
(1) 教育財産の管理等.....	178
(2) 個人情報の管理.....	181
11-3 私費会計.....	182
(1) 私費会計の概要.....	182
(2) 私費会計の監査の結果.....	183
12. 秋田商業高等学校.....	185
12-1 学校の概要.....	185
(1) 所在地.....	185
(2) 創立.....	185
(3) 教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等.....	185
(4) 生徒数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在).....	186
(5) 教職員数.....	186
(6) 施設の概要.....	186
(7) 収支の状況.....	187
12-2 学校事務の監査の結果.....	189
(1) 教育財産の管理等.....	189

12-3 私費会計.....	192
(1) 私費会計の概要.....	192
(2) 私費会計の監査の結果.....	195

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に基づく秋田市との包括外部監査契約による監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

秋田市教育委員会の財務に関する事務の執行について

3. 選定理由

秋田市の人口減少・少子高齢化の進行、厳しい財政状態などの環境の変化や課題を踏まえ、市政推進の基本方針である第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」(平成28年度から平成32年度)の教育部門に関する個別計画として「第3次秋田市教育ビジョン」(平成29年度から平成33年度)を策定している。

その中で、秋田市教育全体の目指す姿として【郷土あきたの明日を拓く「自立と共生」の人づくり】を掲げ、郷土あきたの豊かで活力ある発展に向け、一人ひとりが志と意欲を持つ「自立」した人間として、主体的に新たな価値を創造し、未来を切り拓く力と自らの個性や能力を最大限に発揮しながら、他者と「共生」し、互いに支え合い、高め合う力をはぐくむことができるよう、持続可能な開発のための教育など、時代の要請に柔軟かつ的確な対応を図りながら、秋田市のさらなる発展を目指し様々な事業を行っている。

一方、秋田市の財政状況が今後厳しくなることが想定される中で、学校施設の老朽化への対応や、人口減少に伴う学校規模の適正化・適正配置の問題など財務に関連する課題が多く存在し、遊休施設・設備の有効活用などを含め適切な資源配分は必要不可欠である。かかる視点から秋田市教育委員会が執行する事業等の有効性はもちろん、経済性や効率性について検証を行うことは大きな意義がある。

また、学校現場における学校徴収金などの保護者負担によって運営される会計(私費会計)について、一般に私費会計には内部統制の整備及び運用の不備が存在することが多く、不正を招くおそれがあることから、私費会計について検証を行う必要がある。

以上のことから、秋田市教育委員会の財務に関する事務の執行について監査を実施することは、今後の秋田市の教育行政運営はもとより、秋田市全体の行財政運営にも有意義であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 監査の対象期間

平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)を監査の対象期間としたが、必要に応じて他の事業年度も対象とした。

5. 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ① 各支出事務は、法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- ② 収入に関する事務執行手続は、法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- ③ 市費負担教職員の給与は、法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- ④ 学校給食システムは効率的、経済的に運営されているか。
- ⑤ 学校徴収金等の私費会計について、金銭の徴収・支出・管理等は適切に行われているか。
- ⑥ 教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。
- ⑦ 情報資産について、その管理は適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 各支出事務は、法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
 - 需用費、役務費、備品購入費等
 - (ア) 関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施し、財務規則等に基づいて適切に処理されているか確認する。
 - (イ) 支出額に著しい増減がある項目について、担当者へのヒアリングや関連資料の閲覧を行い、支出内容の合理性を確認する。
 - 契約事務
 - (ア) 関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施し、契約の方式決定及び契約方法の選定が適法かつ妥当であるかなどについて検討する。
 - (イ) 入札手続が適切に行われているか、契約の締結について正当な承認を得ているかなどについて検討する。
 - 負担金、補助及び交付金
 - (ア) 事業計画書・収支計画書と実績報告書・収支報告書とを比較し、補助事業者が適正執行しているかを確認する。
 - (イ) 補助対象事業及び補助対象事業費が交付要綱に沿って支出されているか確認する。

- ② 収入に関する事務執行手続きは、法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- (ア) 関連資料の閲覧、証憑突合及び担当者へのヒアリングを実施し、財務規則等に基づいて適切に処理されているか確認する。
- ③ 市費負担教職員の給与は、法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- (ア) 出勤簿等の関連資料を閲覧し、勤怠管理が適切に行われていることを確認する。
- ④ 学校給食システムは効率的、経済的に運営されているか。
- (ア) 関連資料を入手し、給食調理等業務委託者の業務が適切に行われているか確認する。
- ⑤ 学校徴収金等の私費会計について、金銭の徴収・支出・管理等は適切に行われているか。
- (ア) 各私費会計について預金口座が開設され、会計帳簿が適切に作成されているか、また未収管理は適切に行われているか確認する。
- (イ) 各私費会計について、その内部統制の整備及び運用が適切かどうか検討する。
- (ウ) 各私費会計にかかる支出について、その支出の妥当性について検討を行う。
- (エ) 各私費会計について、監査及び決算の報告が適切に行われているか確認する。
- ⑥ 教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。
- (ア) 平成29年度における教育財産の取得と廃棄等について、規則等に基づいて適切に行われているか確認する。
- (イ) 備品管理台帳の正確性を検証するため、備品管理台帳と現物との突合を行う。併せて、備品の管理状況についても確認する。
- ⑦ 情報資産について、その管理は適切に行われているか。
- (ア) 情報資産の管理マニュアル等の整備状況を確認し、その運用が適切に行われていることを担当者へのヒアリング、実施調査等により検証する。

6. 外部監査の実施期間

平成 30 年 9 月 6 日から平成 31 年 2 月 8 日まで

7. 包括外部監査人

公認会計士 泉田 雅俊

8. 包括外部監査人補助者

河野 隆治 (公認会計士)

木下 哲 (公認会計士)

鈴木 崇大 (公認会計士)

菅 希代美 (公認会計士)

守泉 誠 (公認会計士、システム監査技術者)

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 教育委員会の概要

1. 教育委員会制度の概要

(1) 教育委員会制度の意義

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「地教行法」という。）の定めるところにより、教育の中立性を確保し、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために設けられた合議制の執行機関（行政委員会）¹であり、大学等を除く学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制や教育課程等及び教職員の身分に関する事務並びに社会教育、文化財保護等の事務を行っている。

教育委員会制度は戦後の1948年（昭和23年）創設されて以降数回の改革を経て現在に至っている。最も最近の改正は、2015年（平成27年）4月1日から施行されたもので、その主な改正点は、①教育委員長と教育長を一本化した「新」教育長の設置、②「新」教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、③全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置、④教育に関する「大綱」を市長が策定することであった。

更に、近時では地方公会計対策への対応がなされているとともに、2017年（平成29年）6月9日地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が公布され、都道府県及び政令指定都市に内部統制制度が導入されるとともに（その他の市町村は努力義務）、全ての地方公共団体に監査基準に従った監査等が義務付けられることとなった。当該改正は2020年（平成32年）4月1日から施行されることとされている。

¹ この仕組みをレイマンコントロールと言う。市民（レイマン）である非常勤の委員で構成される教育委員会の委員の合議により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が指揮監督して執行する仕組みである。

【図表 1】 教育委員会制度の意義

①政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

②継続性、安定性の確保

教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

③地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

【図表 2】 教育委員会制度の特性

①首長からの独立性

行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。

②合議制

多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

③住民による意思決定（レイマンコントロール）

住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

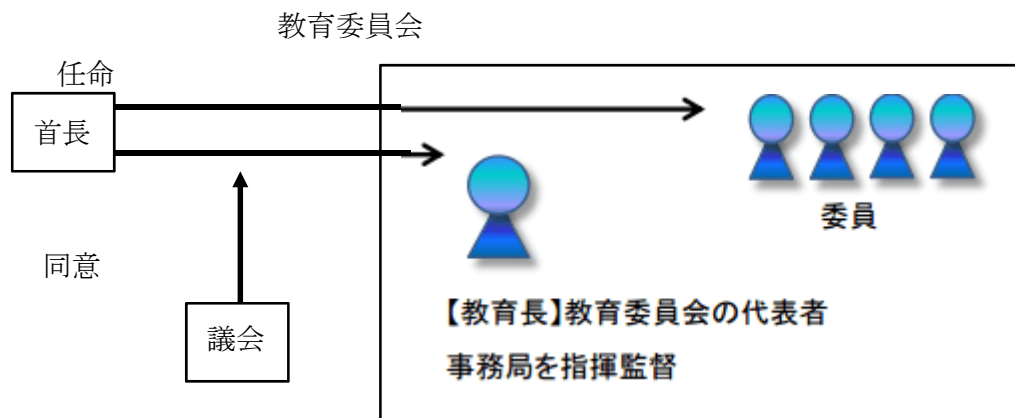
(出所) 【図表 1】 【図表 2】 は文部科学省のホームページによる。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/05071301.htm)

(2)教育委員会の組織

市町村における教育委員会の組織機能は以下のようになっている。

【図表 3】教育委員会の組織機能



※教育長の任期は3年、委員の任期は4年

(出所)監査人が作成

(3) 教育委員会の職務権限

教育委員会は、地域の公共事務のうち、教育、文化、スポーツ等に関する以下の事務を所管している。

【図表 4】 教育委員会の職務権限

種類	項目
学校の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の設置管理 ・教職員の人事及び研修 ・児童・生徒の就学及び学校の組織編制 ・校舎等の施設・設備の整備 ・教科書その他の教材の取扱いに関する事務の処理
生涯学習・社会教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育事業の実施 ・公民館、図書館、博物館等の設置管理 ・社会教育関係団体に対する指導、助言、援助
芸術文化の振興、文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護、活用 ・文化施設の設置管理 ・文化事業の実施
スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成、確保 ・体育館、陸上競技場等のスポーツ施設の設置運営 ・スポーツ事業の実施 ・スポーツ情報の提供

(出所) 文部科学省のホームページによる。

(http://www.mext.go.jp/a_menu/chihou/05071301.htm)

2. 秋田市教育委員会の組織及び事務の概要

(1) 秋田市教育委員会の組織

平成 30 年 3 月 31 日現在における教育委員会の構成員は以下のとおりである。

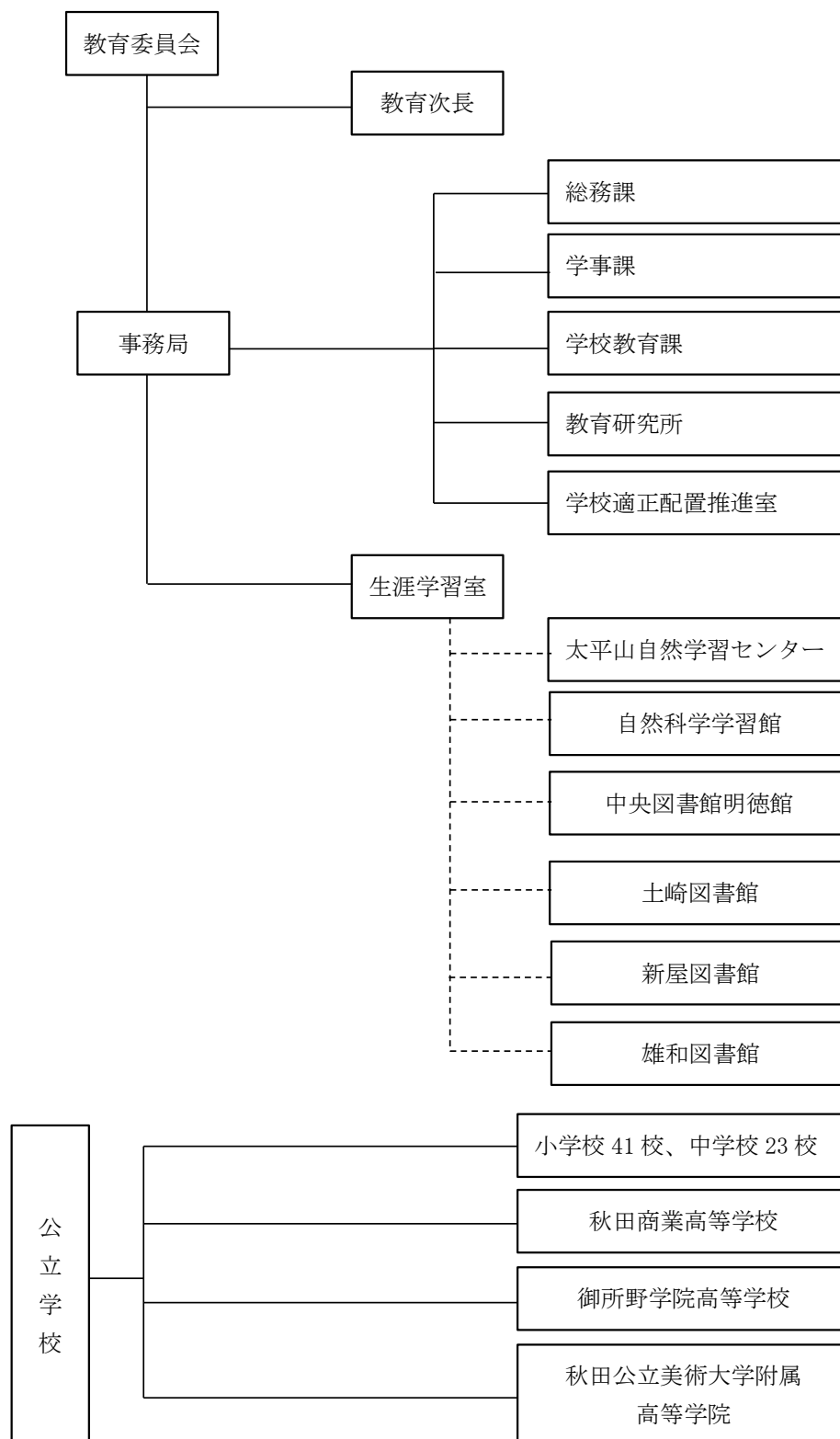
【図表 5】 教育委員会の構成員

職名	氏名	主な経歴	任期
教育長	佐藤孝哉	元教育次長、小学校校長等を歴任	自 平成 29. 5. 13 至 平成 32. 5. 12
委員	石田英憲	弁護士	自 平成 28. 4. 1 至 平成 32. 3. 31
委員	加藤寿一	会社員、秋田市 PTA 連合会会長等を歴任	自 平成 29. 5. 13 至 平成 33. 5. 12
委員	高堂路子	家庭料理研究家	自 平成 29. 12. 27 至 平成 33. 12. 26
委員	進藤光子	元秋田県教育委員会職員、小学校校長等を歴任	自 平成 27. 4. 1 至 平成 31. 3. 31

(出所) 「平成 30 年度 教育要覧」(秋田市教育委員会)に加筆。

教育委員会及び事務局等の構成(事務局の詳細は(3)に記載)は次のとおりである。

【図表 6】 教育委員会及び事務局等の構成



(出所) 「平成 30 年度 教育要覧」(秋田市教育委員会)による。

(2)平成 29 年度における教育委員会の審議事項等

平成 29 年度の教育委員会の審議の議題は以下のとおりである。なお、平成 29 年 4 月 17 日においては委員 1 人の欠席、平成 29 年 11 月 22 日においては 1 人早退以外は、委員長及び各委員は全員出席している。

【図表 7】 教育委員会会議の議題

開催日	概要
平成 29 年 4 月 7 日	<付議案件> ① 平成 29 年度秋田市の教育について ② 職員の人事について承認を求める件
平成 29 年 4 月 17 日	<付議案件> ① 秋田市教育委員会人事異動に関する件 ② 秋田市教育委員会会議規則等の一部を改正する件 ③ 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
平成 29 年 5 月 15 日	<付議案件> ① 職員の人事について承認を求める件
平成 29 年 5 月 24 日	<協議事項> ① 平成 29 年度 6 月補正予算(案)に関する件 ② 秋田市立旭川小学校屋内運動場および特別教室棟大規模改造工事請負契約(案)を締結する件 ③ 秋田市立泉中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約(案)を締結する件 ④ 秋田市立秋田商業高等学校サッカーグラウンド改修工事請負契約(案)を締結する件 ⑤ 平成 29 年度秋田市教育委員会学校訪問(案)について ⑥ 平成 29 年度「新成人のつどい」実施方針(案)について <報告事項> ① 平成 29 年度教育委員会事務の点検・評価について ② 「秋田市いじめ防止基本方針」の改訂について ③ 平成 29 年度秋田市立小学校教科用図書の採択について

開催日	概要
平成 29 年 6 月 27 日	<p>〈付議案件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 秋田市教育委員会人事異動に関する件 ② 秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件 <p>〈報告事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成 29 年 6 月市議会定例会の審議状況について ② 小・中学校適正配置の検討状況について ③ 学校給食費の誤徴収等について
平成 29 年 7 月 27 日	<p>〈付議案件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件 ② 平成 30 年度使用秋田市立小学校教科用図書「特別の教科 道徳」の採択に関する件 ③ 平成 30 年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件 ④ 平成 30 年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件 ⑤ 平成 30 年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の採択に関する件
平成 29 年 8 月 24 日	<p>〈協議事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成 29 年度 8 月補正予算(案)に関する件 ② 平成 29 年度 9 月補正予算(案)に関する件 <p>〈報告事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育委員会事務の点検・評価報告書(案)について ② 「小・中学校の適正配置に関する市民説明会」の実施状況について
平成 29 年 9 月 28 日	<p>〈付議案件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育委員会事務の点検・評価に関する件 <p>〈報告事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成 30 年度秋田市立秋田商業高等学校の生徒募集公告について ② 小・中学校の適正配置に関する市民説明会の開催状況について ③ 平成 29 年度全国学力・学習状況調査における秋田市の調査結果について

開催日	概要
平成 29 年 10 月 26 日	<p><報告事項></p> <p>① 平成 29 年 9 月市議会定例会の審議状況</p> <p>② 学校給食の状況について</p>
平成 29 年 11 月 22 日	<p><付議案件></p> <p>① 平成 30 年度教職員人事異動方針について</p> <p><協議事項></p> <p>① 平成 29 年度 11 月補正予算(案)に関する件</p> <p>② 秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件</p> <p>③ 秋田市公民館設置条例を廃止する件について</p> <p>④ 秋田市将軍野高齢者学習センター設置条例の一部を改正する件について</p> <p>⑤ 平成 29 年度「新成人のつどい」について</p>
平成 29 年 12 月 21 日	<p><協議事項></p> <p>① 平成 29 年度秋田市教育委員会学校訪問の総括について</p> <p><報告事項></p> <p>① 平成 29 年 11 月市議会定例会の審議状況</p> <p>② 平成 29 年度「新成人のつどい」の警備について</p>
平成 30 年 1 月 19 日	<p><付議案件></p> <p>① 教育委員会職員の懲戒処分に関する件</p>
平成 30 年 1 月 25 日	<p><付議案件></p> <p>① 秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件</p> <p>② 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件</p> <p>③ 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件</p> <p>④ 秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する件</p> <p>⑤ 秋田市公民館管理運営規則および秋田市公民館運営協力委員会規則を廃止する件</p> <p>⑥ 秋田市将軍野高齢者学習センター管理運営規則の一部を改正する件</p> <p><協議事項></p> <p>① 平成 30 年度当初予算(案)に関する件について</p>

開催日	概要
	<報告事項> ① 平成 29 年度「新成人のつどい」の結果について ② 平成 30 年度全国学力・学習状況調査の参加等について
平成 30 年 2 月 15 日	<協議事項> ① 平成 30 年度当初予算(案)に関する件 ② 平成 29 年度 2 月補正予算(案)に関する件
平成 30 年 3 月 1 日	<付議案件> ① 教職員人事異動に関する件 <報告事項> ① 平成 29 年度 2 月補正予算(案)(追加提案)に関する件 ② 平成 29 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における秋田市の結果について
平成 30 年 3 月 19 日	<付議案件> ① 秋田市教育委員会人事異動に関する件 ② 秋田市指定文化財の指定に関する件 ③ 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件 <報告事項> ① 平成 30 年 2 月市議会定例会の審議状況について ② 教職員人事評価について

(出所)秋田市教育委員会のホームページより作成。

(3) 秋田市教育に関する総合的施策の大綱について

2015 年(平成 27 年)の地教行法改正時に定められた「市長が策定する教育に関する『大綱』」については、2015 年(平成 27 年)6 月 3 日に「秋田市教育に関する総合的な施策の大綱(平成 27 年度～平成 29 年度)」が定められており、監査対象年度は当該大綱の最終年度であった。

当該大綱の内容は次の通りであった。

【図表 8】 秋田市教育に関する総合的な施策の大綱(平成 27 年度～平成 29 年度)

第 1 基本方針

- 1 学校教育部門では、主体的に未来を切りひらき、協働して社会を創造する「自立と共生」の力をはぐくむ学校教育の充実につとめます。
- 2 社会教育部門では、「共に学び 共にはぐくむ 元気な秋田」の実現につとめます。
- 3 スポーツ振興部門では、「はずむ!スポーツ都市」をめざし、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現につとめます。
- 4 文化振興部門では、市民一人ひとりが潤いやゆとりのある生活を送り、活力ある社会を実現できるよう、文化力の向上につとめます。
- 5 教育環境整備部門では、安全・安心で質の高い教育環境の整備につとめます。

第 2 重点施策

1 学校教育部門

子ども一人ひとりに、個性や能力を最大限に発揮して主体的に未来を切りひらく「自立」の力と、互いに支え合い、高め合い、協働して社会を創造する「共生」の力をはぐくむため、以下の取組を重点的に行います。

- (1) 幼保小連携の推進
- (2) 小中一貫した考えに立った教育の充実
- (3) 人と人との絆づくり
- (4) キャリア教育の推進
- (5) 郷土秋田に根ざした教育の推進
- (6) 豊かな人間性をはぐくむ道徳教育の充実
- (7) 確かな学力をはぐくむ学習指導の充実
- (8) 読書活動の充実を図るための学校図書館環境の向上
- (9) 一人ひとりの状況に応じた特別支援教育の充実
- (10) いじめを生まない集団づくりの推進
- (11) 不登校に悩む子どもへの支援の充実
- (12) 経験や職務に応じた体系的な教職員研修の推進

2 社会教育部門

生涯にわたって学ぶ楽しさを実感できる社会教育を充実するため、以下の取組を重点的に行います。

- (1) 市民の学習ニーズに対応する各種講座等の充実
- (2) 図書館サービスの向上

3 スポーツ振興部門

スポーツをとおした新たなにぎわいを創出するため、以下の取組を重点的に行います。

- (1) 市民がスポーツを楽しむことができる普及事業の推進
- (2) スポーツイベントの開催による地域の活性化

4 文化振興部門

文化・芸術をとおした新たなにぎわいを創出するため、以下の取組を重点的に行います。

- (1) 文化・芸術活動の担い手を育成する支援の充実
- (2) 文化財の保存と活用の推進

5 教育環境整備部門

良好な教育環境の維持向上を目指した学校施設等の整備をすすめるとともに、地域・家庭・学校が一体となって子どもを見守るネットワークづくりに加え、安全・安心な学校給食の提供と食育の充実を図るため、以下の取組を重点的に行います。

- (1) 学校施設の長寿命化計画に基づく学校施設の整備
- (2) 災害を想定した学校施設整備の推進
- (3) 学校配置の適正化
- (4) 社会教育施設、スポーツ施設および文化施設の整備
- (5) 地域と連携して行う通学路の安全確保
- (6) 警察や防犯協会との連携のもと犯罪から子どもを守る体制の強化
- (7) 食物アレルギーのある子どもへの支援体制の充実
- (8) 学校給食調理場の再編
- (9) 学校給食費の公会計化

(注) 次の3年間のものとして、平成29年11月14日「秋田市教育に関する総合的な施策の大綱(平成30年度～平成33年度)」が策定されている。

(4) 秋田市教育委員会の決算の状況

秋田市教育委員会全体の過去5年間の決算の推移は以下のとおりである。

【図表9】 決算の推移(平成25年度～平成29年度)

① 歳入

(単位:千円)

科目(款)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
分担金及び負担金	10,325	10,136	9,888	9,689	9,503
使用料及び手数料	110,320	133,277	79,835	115,236	114,199
国庫支出金	356,796	362,805	341,584	147,213	277,478
県支出金	184,862	257,580	209,665	5,995	5,405
財産収入	24,252	22,638	2,194	1,539	1,652
寄付金	-	-	-	1,000	-
繰入金	11,343	40,914	-	-	-
諸収入	84,191	96,589	35,145	36,228	27,111
歳入合計	782,089	923,939	678,311	316,900	435,348

② 歳出

(単位:千円)

科目(款)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総務費	-	-	-	19,349,841	-
うち教育委員会 分	-	-	-	23	-
教育費	11,741,531	10,497,249	11,238,152	10,813,778	11,008,931
うち教育委員会 分	8,738,670	8,922,987	8,035,658	6,906,556	8,026,653
災害復旧費	22,290	53,786	54,364	258,752	643,373
うち教育委員会 分	4,673	26,338	-	-	13,231
歳出合計	11,763,821	10,551,035	11,292,516	30,422,371	11,652,304
うち教育委員会 分	8,743,343	8,949,325	8,035,658	6,906,579	8,039,884

(注) 平成28年度の機構改正において、市長部局に新設された観光文化スポーツ部へ教育委員会文化・スポーツ関係が移管となり、決算については、平成27年度分から文化・スポーツ関係は観光文化スポーツ部へ移管となっている。

③ 一般会計との比較

(単位:千円)

科目(款)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般会計歳出 総額	123,269,995	125,080,244	137,283,052	132,496,078	130,976,976
うち教育委員 会分	8,743,343	8,949,325	8,035,658	6,906,579	8,039,884
構成比	7.1%	7.2%	5.9%	5.2%	6.1%

(出所)秋田市教育委員会提出資料による。

(5) 児童・生徒数の推移

秋田市の管轄する小学校等の児童・生徒数の過去 6 年の推移は以下のとおりである。

【図表 10】 児童・生徒数の推移(市立学校) (単位:人)

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

区分		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
小学校	男	7,619	7,524	7,410	7,312	7,174	7,074
	女	7,451	7,351	7,135	7,088	6,940	6,817
	計	15,070	14,875	14,545	14,400	14,114	13,891
中学校	男	4,087	3,970	3,855	3,740	3,628	3,504
	女	3,962	3,911	3,938	3,772	3,629	3,410
	計	8,049	7,881	7,793	7,512	7,257	6,914
秋田商業高校	男	301	310	323	327	318	312
	女	416	408	397	390	400	401
	計	717	718	720	717	718	713
御所野学院高校	男	72	67	54	47	44	36
	女	141	128	107	102	100	105
	計	213	195	161	149	144	141
美大附属高等学院	男	11	10	10	9	8	12
	女	77	76	77	76	78	72
	計	88	86	87	85	86	84

(出所)「平成 30 年度 教育要覧」(秋田市教育委員会)による。

(6) 市立小学校の状況

【図表 11】 市立小学校の状況

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

学校名	児童数 (人)	学級数 (学級)	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 面積 (㎡)	校地面積		
					建物 (㎡)	運動場 (㎡)	その他 (㎡)
保戸野	237	12	4,336	1,258	9,896	7,347	224
明德	207	9	5,384	1,024	4,511	11,789	5,876
築山	386	15	6,135	1,038	8,747	6,179	22
旭北	273	14	4,861	1,092	6,876	6,400	0
中通 ○	207	6	5,368	902	4,896	5,448	0
旭南 ○	348	15	6,025	1,229	11,226	9,189	0
牛島	378	16	5,113	1,252	10,084	9,956	0
川尻	529	21	6,197	1,012	11,091	7,334	3,341
旭川	539	23	6,459	1,016	6,233	5,430	1,444
土崎	210	8	4,455	957	7,523	4,209	0
港北	566	22	7,050	1,238	18,056	15,826	0
土崎南	281	13	5,245	980	11,943	5,471	0
高清水	280	14	6,458	1,248	10,100	13,700	1,016
広面 ○	559	23	5,762	1,042	9,316	11,435	765
日新	831	32	6,524	868	4,879	6,719	1,744
勝平	646	25	7,701	1,544	10,583	9,975	2,080
(千秋分校)	1	2	242	99	-	-	-
太平	36	4	2,097	518	9,969	6,493	501
外旭川	535	20	5,668	1,073	8,861	10,701	33
飯島	487	18	6,101	1,077	16,294	17,339	14,039
下新城	133	7	2,774	914	5,983	14,764	643
上新城	20	4	2,058	677	5,299	9,112	0
浜田	57	6	2,668	729	10,754	8,505	2,926
豊岩	44	5	1,866	696	4,126	4,252	0
仁井田	571	25	6,604	1,011	9,744	13,045	0
四ツ小屋	273	14	5,017	979	7,513	12,876	0
上北手	232	11	2,283	824	10,557	6,210	1,792
下北手	93	7	3,563	780	9,250	11,100	0
下浜	50	4	1,963	758	8,138	5,182	112

学校名	児童数 (人)	学級数 (学級)	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 面積 (㎡)	校地面積		
					建物 (㎡)	運動場 (㎡)	その他 (㎡)
金足西	172	7	3,224	794	11,711	13,856	16,398
八橋	415	16	6,012	928	9,678	10,438	0
東	482	20	6,400	989	7,037	9,180	0
泉	486	19	6,081	999	8,192	9,110	0
大住	533	22	6,617	989	12,047	11,028	930
桜	953	37	6,182	960	12,071	7,124	1,376
飯島南	416	17	4,995	986	9,822	9,562	0
寺内	323	14	4,990	1,092	8,104	8,498	1,560
御所野	621	23	6,631	1,258	11,573	11,198	0
岩見三内	49	8	2,471	330	10,148	8,466	0
河辺	178	9	4,118	1,023	10,578	13,762	8,301
戸島	74	6	2,940	876	12,218	14,172	0
雄和	180	7	2,224	546	5,601	0	0
計 41 校	13,891	600	198,862	39,605	381,228	382,380	65,123

(注 1)「校舎面積」欄には、校舎、備蓄倉庫、放課後児童クラブ、共同調理場の合計面積を掲載。

(注 2)千秋分校敷地はすべて県の所有地であり、小・中学校別及び利用形態別に区分することができないため、便宜上、全面積を勝平中学校千秋分校の計欄に掲載。

(注 3)「学校規模の標準」(12 学級以上 18 学級以下(学校教育法施行規則第 41 条))を上回る学校(大規模校)より 1 校、「学校規模の標準」に該当する学校(中規模校)より 1 校、「学校規模の標準」を下回る学校(小規模校)より 1 校を監査対象校として任意に抽出した。(監査対象校は学校名に○を付けている)

(出所)「平成 30 年度 教育要覧」(秋田市教育委員会)による。

(7) 市立中学校の状況

【図表 12】 市立中学校の状況

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

学校名	生徒数 (人)	学級数 (学級)	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 面積 (㎡)	校地面積		
					建物 (㎡)	運動場 (㎡)	その他 (㎡)
秋田東	458	16	7,243	1,773	11,392	8,245	0
秋田南	344	14	6,156	1,738	9,757	10,714	0
山王 ○	544	19	7,423	1,959	9,610	9,095	0

学校名	生徒数 (人)	学級数 (学級)	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 面積 (㎡)	校地面積		
					建物 (㎡)	運動場 (㎡)	その他 (㎡)
土崎	445	18	6,288	1,834	14,269	10,730	0
秋田西	453	17	6,163	1,811	14,949	20,524	1,671
太平	24	3	2,845	657	4,475	7,500	450
外旭川	254	9	5,205	1,010	8,779	12,781	0
秋田北	275	11	4,753	1,661	14,056	9,712	0
豊岩	26	4	1,914	656	3,842	12,233	0
城南	514	18	8,133	1,834	11,341	8,569	20,537
下北手	31	3	2,616	847	8,896	11,000	0
下浜	27	4	1,794	707	7,360	4,740	0
城東	495	18	8,501	2,032	9,718	12,369	0
泉	629	22	7,563	1,775	10,254	10,113	0
将軍野	295	12	6,584	1,804	11,372	12,925	5,425
御野場	495	20	7,163	1,793	11,714	12,558	888
勝平	308	13	5,262	1,684	12,553	10,812	2,987
(千秋分校)	10	3	363	148	-	-	-
飯島 ○	324	13	6,608	1,834	11,774	9,785	54
桜	446	16	4,991	1,680	5,038	12,790	9,680
御所野学院	251	11	5,145	1,432	11,141	9,635	0
岩見三内	32	3	2,502	1,044	6,162	12,521	0
河辺	138	7	4,417	1,686	3,514	48,162	0
雄和	96	4	3,418	1,553	9,223	13,175	163
計 23 校	6,914	278	122,526	34,952	221,189	290,688	41,855

(注 1)「校舎面積」欄には、校舎、備蓄倉庫、放課後児童クラブ、共同調理場の合計面積を掲載。

(注 2) 千秋分校敷地はすべて県の所有地であり、小・中学校別及び利用形態別に区分することができないため、便宜上、全面積を勝平中学校千秋分校の計欄に掲載。

(注 3)「学校規模の標準」(12 学級以上 18 学級以下(学校教育法施行規則第 41 条))を上回る学校(大規模校)より 1 校、「学校規模の標準」に該当する学校(中規模校)より 1 校を監査対象校として任意に抽出した。(監査対象校は学校名に○を付けている)

(出所)「平成 30 年度 教育要覧」(秋田市教育委員会)による。

(8) 市立高等学校等の状況

① 秋田商業高等学校 ○

ア. 課程・生徒定員及び修業年限

(設置年月日 大正9年4月25日)

課程	学科	修業年限	生徒定員
全日制	商業科	3年	720人

イ. 施設状況

生徒数	教室数		職員数	校舎面積	校地面積 サッカー場・ 軟式野球場
	普通	特別			
713人	18	19	63人	9,140 m ²	13,513 m ²

校地面積					屋内運動場 面積	屋内第二 運動場面積
硬式野球場	陸上競技場	テニスコート	その他	計		
12,790 m ²	10,761 m ²	1,552 m ²	49,386 m ²	88,002 m ²	1,500 m ²	334 m ²

格技場面積	屋内多目的 練習場面積	セミナーハウス 面積	プール有無	トレーニング センター	陸上競技場 物品庫
1,302 m ²	1,101.60 m ²	507 m ²	有	816 m ²	66 m ²

(出所)「平成30年度 教育要覧」(秋田市教育委員会)による。

② 御所野学院高等学校

ア. 課程・生徒定員及び修業年限

(設置年月日 平成12年4月1日)

課程	学科	修業年限	生徒定員
全日制	普通科	3年	240人

イ. 施設状況

生徒数	教室数		職員数	校舎面積
	普通	特別		
140人	6	20	32人	5,038 m ²

体育館面積	武道場面積	セミナーハウス面積
1,189 m ²	392 m ²	553 m ²

(出所)「平成 30 年度 教育要覧」(秋田市教育委員会)による。

③ 秋田公立美術大学附属高等学院

ア. 課程・生徒定員及び修業年限

(設置年月日 昭和 27 年 6 月 10 日)

課程	分野	学科	修業年限	生徒定員
高等課程	工業	工芸美術科	3 年	90 人
	文化・教養	デザイン科		

イ. 施設状況

生徒数	学級数	職員数	校地面積			延べ床面積			
			建物	その他	計	校舎棟	実習棟	屋内 運動場	計
84 人	3	26 人	5,000 m ²	0 m ²	5,000 m ²	1,808 m ²	796 m ²	852 m ²	3,456 m ²

(出所)「平成 30 年度 教育要覧」(秋田市教育委員会)による。

(注 3)監査対象校については、3 校のうち学校規模を勘案し秋田商業高等学校を任意に抽出した。

3. 私費会計の概要

(1) 私費会計に関する通知

秋田市では、秋田県教育委員会から各市町村に示された以下の通知(平成 26 年 2 月 24 日付 教義-3156)により、私費会計の適正処理に努めることとしている。

(参考)

学校会計における会計に係る不正処理の絶無について(通知)

これまで、職員の不祥事防止については特段の取組をお願いしているところではありますが、すでに報道されましたとおり、秋田市内の中学校に勤務する学校事務職員による学校徴収金に着服が判明いたしました。

県教育委員会では、平成 22 年度に学年会計等の着服事案が発生した際、臨時校長会を開催し、学校における会計の適正な処理をお願いするなど、機会を捉えて不祥事防止のための取組を進めてまいりました。この度、同様の事案が発生したことは、保護者や県民の信頼を大きく損ねる結果となり誠に遺憾であり、あってはならない不祥事として重く受け止め、再発防止に向けてさらなる取組が必要と考えております。

つきましては、各校における PTA 会費、教材費等、特に公費以外の会計について不適切な処理がないか改めて点検するとともに、その管理体制について確認をお願いいたします。

併せて、次の具体的な対応例を参考にするなどして、各学校における会計処理のより厳正なチェック体制が構築されるようご指導をお願いいたします。

<具体的な対応例>

- (1) 私費会計(学校徴収金及び団体徴収金等)についても、公費会計同様、厳正な会計処理が求められることを全職員に周知徹底する。
- (2) 職員が会計担当者となっている私費会計等については、「県立学校私費会計事務処理基準」(平成 20 年 5 月秋田県教育委員会)を参考に厳正に取り扱う。
- (3) 通帳や銀行印の保管状況を確認し、定められた責任者以外の者が使用することのないよう厳正に管理する。
- (4) 管理職等が定期的に会計処理をチェックし、厳正な執行と管理に努める。
- (5) 定期的に私費会計の執行状況を保護者等に示すなど、会計の透明性の確保に努める。
- (6) 学校事務の共同実施や地区事務研究会等の組織を活用し、自校以外の職員によるチェック体制を確立する。
- (7) 学校訪問等の機会に各校の会計処理を点検するなど、市町村教育委員会によるチェック体制を整備する。

(2) 県立学校私費会計事務処理基準(平成 29 年 11 月改訂)

秋田県では、会計事務に係る不祥事が相次いで発生したことから、県立学校私費会計事務処理基準の見直しを図り、平成 29 年 11 月に改訂している。

秋田市では、秋田県教育委員会から各市町村に示された通知に従って、県立学校私費会計事務処理基準(平成 29 年 11 月改訂)を参考に厳正に取り扱うこととしている。

なお、県立学校私費会計事務処理基準(平成 29 年 11 月改訂)において、次の説明がされている。

(参考)

はじめに

県立学校において保護者等から徴収する経費には、公費としての授業料と、それとは別に私費として扱われる経費があります。

また、私費は、学校の責任において校長名で徴収する「学校徴収金」と学校と密接に関わりのある PTA 等の団体が徴収する「団体徴収金」に分けることができます。更に、部活動の保護者会等がすべてを管理し、学校が集金等にかかわらないものがあります。

そのうち、学校徴収金は、教育活動上必要で、生徒個人が受益者となるような経費であり、徴収に当たっては保護者等の負担の軽減に配慮し、その収支について十分な説明と報告を行う必要があります。

一方の団体徴収金は、学校とは別組織の任意団体が、その活動を行うために会員から徴収する経費で、団体独自に会計事務を行うのが基本ですが、PTA 等の団体は、それぞれの県立学校が特色ある教育を進める上で協力をいただくなど、学校とは切り離せない関係にあることから、会計事務も慣例的に連携協力してきました。

これらの会計事務については、公費と同様に厳正な会計処理が求められておりますが、その手順については、統一的な基準がなく、各校の裁量にまかせられておりました。そのため、「県立学校における団体会計の不正防止対策検討会」を設置し団体会計等に関する不祥事の再発防止の検討を重ね、改善策として、平成 20 年 5 月に本基準が取りまとめられました。

しかしながら、会計事務に係る不祥事がその後も相次いで発生し、会計事務に対する信頼性や、内部統制の手段としての本基準の有効性が揺らいでいることから、このたび改めてリスクの特定を行い、対応する手順を明確に示すなどの見直しを図ったものであります。

各学校では、本基準による体制やルールが実際の業務において適正に機能するように、職員の意識改革を図り、情報共有を推進するとともに、検査体制を強化するようお願いいたします。

また、各団体に対しては、専門的な知識を有する者や外部の人材を監事に選任するなど監査体制を強化し、私費会計における不正防止に積極的に取り組むべきことを要請するようお願いいたします。

本基準を、会計事務に係る全ての職員が、常に手元に置いて参照し、順守するとともに、適正な会計処理とコンプライアンスが徹底される環境づくりに役立ててくださるようお願いするものであります。

秋田県教育委員会

第3章 監査対象各課(各学校)別 各論

【監査の結果について】

包括外部監査の結果については次から記載するように監査対象各課(各学校)別に指摘、意見(注)として記載している。

なお、監査の指摘、意見はなかったが、秋田市の学校適正配置について、重要なテーマであるため直近の取組を触れておくと、平成28年に外部委員8名で構成された秋田市小・中学校適正配置推進委員会での検討を経て、平成30年6月、「秋田市小・中学校配置素案」を作成し、当該素案に関する市民説明会を開催(平成30年7月9日から8月18日まで、計8回)するなど、2040年の段階で適正な規模(12～18学級)を有することを目指して取組を進めている。

(注)指摘、意見の定義

○指摘(地方自治法第252条の37第5項の結果に関する報告)

財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(合規性に関する事項)又は経済性、効率性及び有効性に関する事項のうち、社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項に関するもの。

○意見(地方自治法第252条の38第2項の意見に関する事項)

最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項(経済性、効率性及び有効性に関する事項)などに関するもの。

1. 総務課

1-1 総務課の概要

(1) 所管事務の概要

総務課は以下の業務を担っている。

- ①教育委員会の会議に関すること。
- ②規則、規程等の制定および改廃の手続に関すること。
- ③教育行政施策の調整に関すること。
- ④職員(教職員を除く。)の任免、服務、給与、研修その他勤務条件に関すること。
- ⑤教育委員会の所管に属する予算決算の総括に関すること。
- ⑥小中学校予算の執行管理に関すること。
- ⑦文書の收受、配付および公印に関すること。
- ⑧小中学校の寄附採納に関すること。
- ⑨学校施設の建設および維持管理に関すること。
- ⑩学校施設の使用に関すること。
- ⑪学校緑化に関すること。
- ⑫事務局および教育機関の連絡調整に関すること。
- ⑬課の予算経理に関すること。

(2) 主要な事業の概要

総務課が行う主要な事業は以下のとおりである。

【図表 13】主要事業一覧(総務課)

No	事業名	内容
1	「人権の花」運動の実施	児童が互いに協力し合いながら花を育て、命の大切さや相手への思いやりといった人権尊重の心をはぐくむとともに、情操をより豊かにする「人権の花」運動を実施する。
2	小・中学校図書を整備・更新	児童生徒の学習活動や読者活動の充実を図るため、学校図書館の蔵書を整備・更新するほか、各校に新聞(小学校1紙、中学校2紙)を配備する。
3	障がいの特性に応じた教育環境の整備	障がいのある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化など、障がいに適応した教育

No	事業名	内容
		環境を整備する。 ・高清水小学校(エレベータ設置)
4	小・中学校大規模改造事業	教育環境の改善及び建物の長寿命化を図る。 ・旭川小学校(特別教室棟・屋体棟大規模改造ほか) ・仁井田小学校(屋体棟大規模改造) ・外旭川小学校(屋体棟大規模改造) ・泉中学校(屋体棟大規模改造) ・広面小学校(グラウンド改造・プール解体)
5	小・中学校施設等の改修	教育環境の改善を図るため、学校施設の改修を行う。 ・東小学校(外壁改修) ・泉小学校(外壁改修) ・明德小学校(外壁改修・高圧受電設備改修) ・高清水小学校(エレベータ設置)(No.3と同様) ・太平小学校(下水道直結) ・城東中学校(外壁改修) ・太平中学校(下水道直結)
6	小学校トイレ環境改善事業	老朽化したトイレの大規模改修及び個別改修を実施し、洋式化を推進する。 ・金足西小学校、桜小学校、太平小学校(大規模改造) ・土崎小学校ほか19校(個別改修)
7	小学校屋根等防水改修工事	教育環境の改善や建物の耐久性の確保を図るため、学校施設の屋根等の改修を行う。 ・中通小学校(屋体棟) ・築山小学校(屋体棟)
8	小・中学校備品の整備・充実	教育環境の充実を図るため、学校備品を計画的に整備する。

(出所)「教育委員会事務の点検・評価報告書(平成29年度)」(平成30年9月、秋田市教育委員会)

(3) 職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 14】職員の構成(総務課) (単位:人)

区分	正規職員					非正規職員
	課長	参事	課長補佐	副参事	その他	再任用
総務課	1	-	1	-	-	-
総務担当	-	-	-	1	7	2
施設担当	-	1	-	1	7	1
合計	1	1	1	2	14	3

(出所)秋田市教育委員会提出資料による(平成 29 年 5 月 13 日現在)。

(4) 収支の状況

歳入及び歳出の推移及び状況は以下のとおりである。

【図表 15】収支の状況(総務課)

(単位:円)

① 歳入

科目(款)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
使用料及び手数料	826,028	727,477	718,157	680,689	568,670
国庫支出金	200,720,000	170,724,000	297,836,000	129,482,000	267,430,000
県支出金	93,827,551	108,835,460	160,064,439	925,000	1,143,000
財産収入	-	-	-	-	270,000
寄附金	-	-	-	1,000,000	-
諸収入	14,224,230	13,302,261	7,034,904	4,404,385	4,077,342
歳入 計	309,597,809	293,589,198	465,653,500	136,492,074	273,489,012

② 歳出

款	項	目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育費			6,092,767,797	6,004,503,667	6,050,858,102	4,981,546,449	6,002,293,064
	教育総務費		1,127,479,370	882,947,816	953,157,469	811,663,634	1,000,532,034
	教育委員会費		5,369,980	5,289,420	5,575,630	5,156,940	5,185,211
	事務局費		1,122,109,390	877,658,396	947,581,839	806,506,694	995,346,823
	小学校費		1,802,931,822	2,097,954,600	2,580,934,424	1,950,110,127	2,667,577,986
	学校管理費		1,463,063,246	1,455,962,385	1,423,918,512	1,325,582,499	1,336,963,123
	教育振興費		104,298,511	106,322,560	102,428,142	99,607,249	85,012,273
	学校建設費		235,570,065	535,669,655	1,054,587,770	524,920,379	1,245,602,590
	中学校費		1,394,896,784	1,252,459,126	1,240,799,979	1,028,987,757	1,173,805,100
	学校管理費		761,335,540	782,494,951	792,072,344	754,707,090	785,823,407
	教育振興費		80,517,043	82,440,574	77,667,955	73,666,670	62,028,696
	学校建設費		553,044,201	387,523,601	371,059,680	200,613,997	325,952,997
	高等学校費		669,912,366	666,314,346	669,000,522	676,152,575	667,672,544
	高等学校総務費		669,912,366	666,314,346	669,000,522	676,152,575	667,672,544
	社会教育費		825,185,007	823,397,295	497,150,297	396,086,496	375,164,639
	社会教育総務費		825,185,007	823,397,295	497,150,297	396,086,496	375,164,639
	保健体育費		165,779,870	172,966,073	-	-	-
	保健体育総務費		165,779,870	172,966,073	-	-	-
	専修学校費		106,582,578	108,464,411	109,815,411	118,545,860	117,540,761
	専修学校総務費		106,582,578	108,464,411	109,815,411	118,545,860	117,540,761
災害復旧費			4,672,500	26,337,960	-	-	13,231,080
	教育施設災害復旧費		4,672,500	26,337,960	-	-	13,231,080
	公立学校施設災害復旧費		4,672,500	26,337,960	-	-	13,231,080
歳出計			6,097,440,297	6,030,841,627	6,050,858,102	4,981,546,449	6,015,524,144

(出所)秋田市教育委員会提出資料による。

1-2 監査の結果

(1) 内部統制に関する方針等の策定について

① 背景

地方自治法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 54 号)が公布され、都道府県知事及び政令指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備するとともに、毎年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出することが義務付けられた。当該改正は 2020 年(平成 32 年)4 月 1 日から施行されることとされている。なお、秋田市は努力義務とされている。

これを受けて、各都道府県及び政令指定都市では、内部統制に関する方針に定めるべき事項、内部統制評価報告書に記載すべき事項等について、国が示すガイドライン等を踏まえながら整備をするとともに、各事務の内部統制制度の整備・運用の体制を整備しているところである。

② 秋田市の取組

秋田市においては、上記法律が公布される以前に、「今後の内部統制に関する取組方針(平成 23 年 3 月 10 日市長決裁)(平成 28 年 6 月改定)」を策定し、コンプライアンスを前提として危機管理体制の構築に向けた取組が実施されている。当該事項の詳細については「平成 28 年度包括外部監査結果報告書」(平成 29 年 2 月、秋田市包括外部監査人)において当該考え方が詳しく記載されているので、ここでは割愛する。

当該取組は、秋田市の業務全体において構築するもので、今般監査対象としている教育委員会においてもその例外ではない。特に、小・中学校という事務の現場を多く抱え、しかも私費会計部分を有する教育委員会は、業務に対するリスクという観点から重要な事務領域と言える。

③ 教育委員会の内部統制に関する方針等の策定について【意見 1】

教育委員会へのヒアリングによれば、2020 年 4 月 1 日から施行される内部統制に関する方針等の策定について、具体的なスケジュールが定まっていないとのことである。個別的には、学校給食費の公会計化に伴うシステム化による IT 統制の整備や、秋田県が策定した「県立学校私費会計事務処理基準」(平成 29 年 11 月改訂)を小・中学校の私費会計に準用する等整備は進んでいるものの、内部統制に関する方針等についても教育委員会として自主的に作成する必要がある。

内部統制に関する方針等の策定については、改正地方自治法上、秋田市は努力義務にとどまるものの、学校事務がとりわけ内部統制の不備となるリスクが高い点(備品の在庫管理等)、及び私費会計という内部統制上重要な領域を含むことを

考慮すると、市の内部統制に関する方針等の策定を待つて対応するのではなく、教育委員会において改正地方自治法に基づく内部統制に関する方針等を早期に策定し、その方針に沿って当該制度の整備・運用が可能となるようにすべきである。

(2) 小中学校施設整備について

① 各事業の予算及び決算の推移

小中学校施設整備事業に関する予算、決算の年度間推移は以下のとおりである。

【図表 16】各事業費の推移

(単位:円)

事業名		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校トイレ環境改善事業	予算額	-	-	-	210,944,000	507,829,000
	決算額	-	-	-	-	236,870,454
小学校屋根等防水改修工事	予算額	-	-	-	-	49,485,000
	決算額	-	-	-	-	42,261,480
小学校施設等の改修	予算額	59,243,000	158,281,000	302,048,000	435,876,000	256,797,000
	決算額	53,879,700	156,271,680	93,206,080	267,918,574	171,955,057
小学校大規模改造事業	予算額	185,600,000	330,408,000	2,900,000	877,287,000	875,992,000
	決算額	180,341,115	326,876,522	2,774,520	4,957,200	794,515,599
中学校施設等の改修	予算額	115,549,000	1,966,000	135,059,000	117,364,000	75,266,000
	決算額	102,173,400	1,890,000	64,966,320	62,537,277	46,227,597
中学校大規模改造事業	予算額	407,512,000	194,532,000	-	284,144,000	279,782,000
	決算額	168,972,051	185,529,641	-	2,905,200	279,725,400
決算額合計		505,366,266	670,567,843	160,946,920	338,318,251	1,571,555,587

(出所)秋田市教育委員会の決算資料による。

(注)平成 29 年度は、決算額よりも前年度繰越額の予算額が上回る現象が生じているが、これは以下の理由によるとされている。

「平成 28 年度から平成 29 年度に繰り越した事業は、国の補正予算の成立に伴い平成 28 年 11 月に補正予算化したものである。特に、小・中学校の屋体の大規模改造事業については、卒業式や入学式を体育館で行った後に工事着手となることから、予算執行の大部分が平成 29 年度となったものである。また、外壁改修等についても 9 月以降の工事となったことから、平成 29 年度と比較して平成 28 年度の決算額が少なくなっている。」

② 主な施策に対する自己評価と今後の課題・対応

「教育委員会事務の点検・評価報告書(平成 29 年度)」による自己評価等は以下のとおりであった。

【図表 17】自己評価と今後の課題・対応

施策・事業	自己評価	今後の課題と対応
小学校トイレ環境改善事業	金足西小学校ほか2校の老朽化したトイレの洋式化を推進し、教育環境の向上に努めた。 【平成 29 年度末の洋式化率】 小学校 50.6% (参考)中学校 37.1%	学校施設長寿命化計画に基づいた効果的かつ効率的な施設整備を計画的に実施し、適切な教育環境の維持・向上に努める。 【平成 30 年度事業対象校】 明德小学校、港北小学校、外旭川小学校(中学校では、個別改修により洋式化を推進する)
小学校屋根等防水改修工事	経年劣化等により雨漏りが発生している中通小学校ほか1校の屋体棟屋根改修等を実施し、教育環境の向上に努めた。	学校施設長寿命化計画に基づいた効果的かつ効率的な施設整備を計画的に実施し、適切な教育環境の維持・向上に努める。 【平成 30 年度事業】 ・土崎小学校(屋体棟) ・旭南小学校(屋体棟)
小・中学校施設等の改修	東小学校ほか3校の老朽化した外壁の改修を実施し、防災機能の強化に努めたほか、太平小学校及び太平中学校の下水道直結工事、明德小学校の高圧受電設備改修を実施し、教育環境の向上に努めた。また、障がいのある児童が安全	学校施設長寿命化計画に基づいた効果的かつ効率的な施設整備を計画的に実施し、適切な教育環境の維持・向上に努める。 【平成 30 年度事業】 ・河辺小学校(外壁改修) ・日新小学校(外壁等改修) ・金足西小学校(外壁改修)

施策・事業	自己評価	今後の課題と対応
	かつ円滑に学校生活を送ることができるように、高清水小学校にエレベータを設置した。	・河辺中学校(下水道直結) ・旭川小学校(プール改修) ・土崎南小学校(暖房設備改修) ・秋田西中学校(受変電設備改修)
小・中学校大規模改造事業	旭川小学校ほか3校の老朽化した屋内体育館の大規模改修を実施し、教育環境の向上に努めた。また、広面小学校のプールの解体、グラウンドの改修を行った。	学校施設長寿命化計画に基づいた効果的かつ効率的な施設整備を計画的に実施し、適切な教育環境の維持・向上に努める。

(出所)秋田市教育委員会の決算資料による。

③ 工事の累計別一覧

該当年度の類型別工事一覧は以下のとおりである。

【図表 18】工事累計別一覧

(単位:円)

類型	契約本数	契約変更数	当初設計金額合計	当初契約金額合計	変更後契約金額合計
小学校トイレ環境改善事業	9件	9件	185,756,624	176,717,935	181,440,775
小学校屋根等防水改修事業	2件	2件	42,528,240	40,104,720	42,261,480
小学校施設等改修経費	6件	6件	175,240,208	164,750,751	173,442,591
小学校大規模改造事業	13件	13件	812,879,820	765,251,280	785,823,120
中学校施設等改修経費	2件	2件	42,634,080	40,205,160	45,210,960
中学校大規模改造事業	3件	3件	271,737,720	262,645,200	279,725,400

(出所)秋田市教育委員会の工事台帳による。

④ 工事設計の精緻化等に向けて【意見2】

【図表18】によれば、監査対象期間の工事契約の全てにおいて、入札後契約変更が生じている。特に「中学校施設等改修経費」、「中学校大規模改造事業」においては、変更後契約金額合計が当初設計金額合計を上回る結果となっている。

確かに、設計時に認識しえなかった状況が生じることはありうるが、全ての契約が変更され、しかも当初想定した予定額を上回る場合も存在するという予算統制上望ましくない結果を生じるのであれば、本来の競争入札の趣旨を没却することになりかねない。設計における工事内容の精緻化及び予見可能性の向上に向けて設計能力を高めることが望まれる。

⑤ 繰越工事について

以下に示すように、平成29年度は明許繰越4件、事故繰越1件が発生した。

【図表19】翌年度繰越事業一覧

(単位:円)

区分	繰越の種類	工事名	契約金額	契約期間/繰越理由
小学校施設等改修経費	明許繰越	河辺小学校南側校舎外壁改修工事	13,908,240	H30.9.26～ H31.1.31 事業完了が30年度となったため。
		金足西小学校教室棟外壁改修工事	19,192,680	H30.10.17～ H31.1.31 事業完了が30年度となったため。
		日新小学校普通・特別・管理室棟外壁および屋外階段改修工事	23,535,360	H30.10.17～ H31.1.31 事業完了が30年度となったため。
小学校施設等改修経費	事故繰越	泉小学校特別・普通教室棟外壁改修工事	21,030,840	H29.12.20～ H30.3.28 (工事完了は H30.4.16 下記参照)

区分	繰越の種類	工事名	契約金額	契約期間/繰越理由
小学校トイレ環境改善事業	明許繰越	明德小学校トイレ改修工事	32,081,400	H30.7.4～ H30.12.14 事業完了が30年度となったため。
		明德小学校トイレ改修機械整備工事	31,943,160	H30.7.4～ H30.12.14 事業完了が30年度となったため。
		明德小学校トイレ改修電気設備工事	5,171,040	H30.7.4～ H30.12.14 事業完了が30年度となったため。
		港北小学校管理室棟トイレ改修工事	30,852,360	H30.7.4～H30.11.30 事業完了が30年度となったため。
		港北小学校管理室棟トイレ改修機械設備工事	35,200,440	H30.7.4～H30.11.30 事業完了が30年度となったため。
		港北小学校管理室棟トイレ改修電気設備工事	5,449,680	H30.7.4～H30.11.30 事業完了が30年度となったため。
		外旭川小学校管理・特別教室棟トイレ改修工事	31,987,440	H30.7.11～ H30.11.30 事業完了が30年度となったため。
		外旭川小学校管理・特別教室棟トイレ改修機械設備工事	25,089,480	H30.7.11～ H30.11.30 事業完了が30年度となったため。
		外旭川小学校管理・特別教室棟トイレ改修電気設備工事	5,044,680	H30.7.11～ H30.11.30 事業完了が30年度となったため。

区分	繰越の種類	工事名	契約金額	契約期間/繰越理由
中学校施設等改修経費	明許繰越	河辺中学校下水道直結工事	27,467,640	H30.9.26～ H31.2.28 事業完了が30年度となったため。
公立学校施設災害復旧事業	明許繰越	雄和中学校災害復旧工事	19,497,829	H30.2.21～ H30.6.29 事業完了が30年度となったため。

(注)繰越理由の「事業完了が30年度となったため」とは、主に国の財源使用との関係で30年度となったものである。

(出所)秋田市教育委員会の工事台帳による。

ア. 泉小学校特別・普通教室棟外壁改修工事の事故繰越について【指摘1】

上記において、事故繰越となった「泉小学校特別・普通教室棟外壁改修工事」については、平成29年12月20日工期開始後、平成30年3月22日契約変更(増額)を経て、当初の完了日である平成30年3月23日に工事が完了せず、工期を平成30年3月28日に延長したものの、工事が完了せず、平成30年4月16日ようやく工事が完了が確認されたものである。繰越理由としては、「コンクリートの欠損数が想定より多く確認されたことにより、補修に不測の日数を要し、年度内事業完了が困難となったため」とされているが、工期の比較的初期にケレン後の外壁塗装のための下地の確認をし、それに従い工事日程と作業量を勘案することから、当該理由は不相当であり、むしろ請負企業のプロジェクトマネジメントや人員の確保の不備が主たる遅延理由であると言える。

しかし、履行保証証書の期限が平成30年3月23日までのままであり、かつ建設業退職金共済組合の印紙の確認も3月分までしかなされていないことから、繰り越された期間においても履行保証を付保させるとともに、建設業退職金共済組合の印紙の確認も4月分までなすべきである。

イ. 雄和中学校災害復旧工事の契約の増額変更理由について【意見3】

明許繰越となった「雄和中学校災害復旧工事」について、当該繰越理由については理解できる。しかし契約の増額変更の主たる理由は、「工事におけるジオセル充填材として使用予定の再生クラッシャーラン(RC-40)が供給困難のため、C-40に変更したこと」にあるという点について、他の工事の増額変更の理由として用いている。再生骨材等の需給状況は、設計段階で「主要建設資材需給・価格動向調査結果」等により予め予想することができるものであり、仮に当該理由が増額変更の主たる理由であれば、それは設計段階で予見可能であるほど緊急の問題であり、当該検討の誤りであると考えられる。

これについて、教育委員会では「設計から契約、工事着手までの間に、市場の需要状況が変動するため、設計時点で需給を確定することは困難であること、請負者によってRCの保管状況が異なるため、請負者が決まっていない設計時点でRCが無いと確定することも困難であること、更に『主要建設資材需給・価格動向調査結果』は県単位のデータであり、秋田市内の採石業者各々の保管状況までは確認できない」という3点を理由として問題はないと回答している。

しかし、本来再生クラッシャーラン(RC-40)の使用は、建設リサイクル法及び「秋田県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針(平成14年5月、秋田県)」等を考慮し、「市町村は、国及び県の施策と連携して、必要な措置を行うよう努める必要がある」ことから、公共工事においても積極的に使用し、公共工事の設計においても採用しているものである。それを変更することは、よほどの事情がなければ行うべきではなく、当該変更は法等の趣旨を没却するものとして慎重に対応すべきものであったと考える。

(3)PFI/PPP 事業について

① PFI 事業の意義

PFI(Private Finance Initiative)とは、「公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、行政が直接行うのと同水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法」とされ、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI法」という。)に基づいて実施される事業であるとされる。

PFI法は1999年(平成11年)成立後、2018年(平成30年)改正された。今般の改正は、公共施設等の管理者及び民間事業者に対する国の支援機能の強化、公共施設等運営権者が指定管理者を兼ねる場合における地方自治体の特例、及び水道事業等に関し地方公共団体に対して貸し付けられた地方債の繰上償還に係る補償金の免除に係る措置を講じることにあつたとされる。

一方、PPP(Public Private Partnership)とは、公共機関と民間事業者が連携をして公共施設等の整備・運営等を行うことをいい、PFIを含み、指定管理者制度等も含めたより広い概念として使用されるものである。

② 秋田県内及び秋田市での実績

秋田県内では、大館周辺広域市町村圏組合のごみ処理事業(廃棄物処理施設)が第1号とされ、その後数件の事例が存在する。

秋田市においても、「新屋比内町市営住宅建替事業」の事例を有するとともに、PFI事業の1類型として都市公園法改正で導入されたPark PFIの手法により「千秋公園再整備計画」を行うことが検討されている。

秋田県においても、「多様なPPP/PFI手法を優先的に検討するための指針」(平成27年12月27日、民間資金等活用推進会議)を踏まえて、PPP/PFI手法の導入の検討を行うこととし、「秋田県PPP/PFI手法導入優先的検討方針」を策定し、今後導入に向けて前向きに対応している。また、秋田市においても、導入の可能性のある事業について、「秋田市PPP/PFIの活用検討に関するガイドライン(平成29年6月)」に従い、検討することとしている。

③ 教育委員会におけるPFI事業の検討について【意見4】

教育委員会の事業においても、「小・中学校へのエアコンの導入」及び「小・中学校におけるトイレの洋式化」において、必要箇所を一度に実施する手段としてPFI事業を採用することが考えられる。前者については、松戸市、松山市、春日部市等自治体での多くの実績が存在し、後者についてもさいたま市等の事例が存在する。

秋田市においても、年度予算の範囲でこれらの設備を順次導入するのではなく、PFI手法を利用して、一度に導入することも検討すべきであろう。

(4)業務の自動化・効率化への対応

① RPA導入の検討について【意見5】

近時、民間企業を中心に定型業務を効率化するための手法としてRPAの導入が始まっている。そこで、本項においては当該考え方を提示するとともに検討事項として今後の参考としていただきたい。

② RPAの意義

RPA(Robotic Process Automation)とは、「ロボット」(ソフトウェアロボット)を使って、いわゆるホワイトカラーが担っている主にPCを用いた事務作業を、自動化することを言い、そのとき用いるのがRPAツールというものである。イメージとしては、Excelのマクロ機能が複数のソフトウェアをまたいで実行できるというよう

なものと理解すればよい。RPA ツール自体は、新しい技術ではなく、従来からある古典的技術を組み合わせて比較的安価に効果が得られるようにしたものである。

近時叫ばれている働き方改革の中で、単純な事務作業からホワイトカラーを解放する手段として注目を集めている。

RPA ツールの構造を人間の作業機能にたとえて図示すると次のようになる。

【図表 20】 RPA ツールの構造

人の動き		
目	脳	手
①構造解析技術(Web スクレイピング技術を含む) (注) ②画像認識技術 ③OCR	①ワークフロー(処理手順を設計・実行する機能) ②ルールエンジン(業務のルールを定義・実行する機能)	①マウスやキーボード操作の模倣(Windows ASP を利用) ②アプリケーション操作ライブラリー(シナリオの実現を容易にする機能)
	今後はこの領域に AI が入ってくると考えられる。	

(注) Web スクレイピング技術とは Web サイトから情報を抽出する機能を言い、これにより、Web サイトから抽出した情報を加工・集計してレポートを作成することが可能となる。

③ 自動化が可能な領域

地方公共団体の事務作業において特に定型的業務となっている経理・契約業務、人事・給与業務、共済等福利厚生事務等において特に適用の可能性が高いと思われる。

④ 導入コスト及び期間

主な RPA ツールと導入コストは以下のとおりである。

【図表 21】 主な RPA ツールと導入コスト

製品名(開発会社名)	概要	価格
Automation Anywhere (米 Automation Anywhere 社)	ロボット開発時に部品を作り、その部品をコピーして再利用できるといったロボット開発環境を提供する。サーバーでロボットを一元	1,300 万円程度(年間保守料込み、20 業務を自動化した場合を想定)

製品名(開発会社名)	概要	価格
	管理し、稼働状況などを把握できる。	
Auto ブラウザ名人 (ユーザックシステム)	「ブラウザー」の名称が付くが、Windows アプリケーション全般を自動化できる。別売りの「Auto メール名人」と連携することで、「電子メールを送付する」といった作業も自動化できる。	Auto ブラウザ名人開発版(スクリプト開発者向け、実行機能を含む)で買い取りライセンスの場合 80 万円から、別途月額保守料 1 万円が必要。
Blue Prism (英 Blue Prism 社)	金融機関向けに開発したツールを RPA ツールとして製品化したもの。高いスケラビリティや高度なセキュリティ機能などを備え、大規模導入を前提としている。	—
Kofax Kapow (米 Kofax 社)	サーバーでロボットを動作させる場合に、複数のロボットを同時実行できる。負荷分散など高度な管理機能を提供する。2016 年 9 月に出荷したバージョン 10 からマウス操作のキャプチャーなどが可能となる。	初年度 1,500 万円程度 (初期費用として年間保守料を含む)
NEC Software Robot Solution (国産製品の OEM、社名は非公表)	開発環境、実行環境、管理環境が一体化しているデスクトップ型の RPA ツール。国産製品のため、操作画面などが日本語である。	288 万円から(年間、保守料込み。別途 3 ヶ月、6 ヶ月などのライセンスも用意)
NICE Advanced Process Automation (イスラエルの NICE Systems 社)	ロボットの実行環境としてサーバー向けとデスクトップ向けの両方を用意。ロボットの利用者が作業しやすいように、実行結果をリア	サーバー向けが 350 万円から(ロボット 1 体のライセンス料金)、デスクトップ向けが 25 万 4000 円から(オープ

製品名(開発会社名)	概要	価格
	ルタイムに表示したり、ロボットの実行後に必要な情報を一元表示する画面を用意したりする機能がある。	ン価格)
Page Robotic Automation&Intelligence (米 Pegasystems)	ロボットの開発・実行を支援する「ロボティック・デスクトップ自動化」「ロボティック・プロセス自動化」のほかに、デスクトップの作業時間などを解析する「ワークフォース・インテリジェンス」で構成。ムダな作業時間の解析などができる。	—
UiPath (米 UiPath 社)	開発環境、デスクトップとバックオフィス用の実行環境、管理ツールで構成。それぞれ個別に導入できる。他のサービスと API 連携できる環境を用意。	52 万円から(年間、開発ツール 1 台、デスクトップ向けの実行環境 1 台の最少構成の場合)
WinActor (NTT データ)	デスクトップ型の RPA ツール。開発ツールは 4 種類の自動化の方法を備えている。日本語の画面、マニュアルを用意しているほか、英語版もある。	フル機能版で年間 90 万 8000 円から、デスクトップの実行環境のみの場合 24 万 8000 円(保守料込み)

(出所)「まるわかり RPA」(日経 BP)による。

⑤ 地方公共団体での導入事例(実証実験)

熊本県宇城市(人口約 6 万人)において、行政事務・庶務事務の省力化を目的として、「ふるさと納税」事務及び「時間外申請」事務について RPA 導入の実証実験が行われた。この結果、平成 30 年度においてふるさと納税の窓口業務が 865 時間、時間外申請業務が 2,767 時間の合計 3,632 時間の削減が見込まれた。秋田市においても事務処理の削減に有用と思われることから、実証実験から検討されることが望まれる。

2. 学事課

2-1 学事課の概要

(1) 所管事務の概要

学事課は以下の業務を担っている。

- ①学校の設置、廃止、統合および管理に関すること。
- ②通学区域に関すること。
- ③学齢児童生徒の就学および入退学に関すること。
- ④教育に係る調査および基幹統計その他の統計に関すること。
- ⑤学齢児童生徒の就学援助に関すること。
- ⑥学校保健および学校安全に関すること。
- ⑦学校給食費に関すること。
- ⑧学校内の給食設備の管理に関すること。
- ⑨学校給食センターに関すること。
- ⑩就学時の健康診断に関すること。
- ⑪学校医、学校歯科医および学校薬剤師に関すること。
- ⑫スクールバスに関すること。
- ⑬指定学校変更審査会に関すること。
- ⑭課の予算経理に関すること。

(2) 主要な事業の概要

学事課が行う主要な事業は以下のとおりである。

【図表 22】 主要事業一覧(学事課)

平成 29 年度における学事課の主要な事業は以下のとおりである。

No	事業名	内容
1	小・中学校情報教育環境の整備	教育の情報化を推進するため、小・中学校の教育情報ネットワークシステムおよび情報機器などの ICT 環境を整備する。
2	小・中学校教師用教科書・指導書の購入	小・中学校の教員および特別支援学級の児童生徒・教員が使用する教科書、指導書を購入する。
3	小・中学校理科教育設備等の整備	学習環境の充実を図るため、理科教育振興法に基づく理科設備および算数・数学設備の整備を行う。

No	事業名	内容
4	小・中学校フッ化物洗口事業	児童生徒のむし歯予防対策の推進と自らの健康に関する意識の向上を図るため、全市立小・中学校で実施する。
5	第50回東北学校保健大会開催市負担金	健康教育の資質向上を図ることを目的として本市で開催される「第50回東北学校保健大会」の円滑な運営を図るため、実行委員会へ負担金を交付する。
6	健康教育推進関係団体への支援	本市学校保健の振興と児童生徒・教職員の健康保持増進を図るため、秋田市学校保健会が実施する「ひまわり健康家族教室」や「秋田市学校保健会」などに対して補助金を交付する。
7	小・中学校特別支援学級新設に伴う整備	児童生徒の障がいに適応した教育を行うため、新設される特別支援学級に指導上必要な教材備品を整備する。
8	障がいの特性に応じた教育環境の整備	障がいのある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化など、障がいに適応した教育環境を整備する。
9	小・中学校就学奨励事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒および障がいのある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助費または特別支援学級就学奨励費を支給し、学用品費、通学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費等に対し助成する。
10	小・中学校通学支援事業	公共交通機関を利用して遠距離通学する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、通学費の一部を補助する。
11	小・中学校スクールバスの運行	学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒の通学を支援するとともに、通学時の安全を確保するため、スクールバスを運行する。

No	事業名	内容
12	小・中学校教育団体・各種大会出場の補助	児童生徒が、学校教育活動の一環として行われている部活動において、東北大会以上の大会に出場する際の負担軽減を図るため補助金を交付する。また、秋田市中学校体育連盟が実施する事業に対して補助金を交付する。
13	小学校警備員の配置	児童が安心して学校生活を送れるよう、全市立小学校に警備員を配置する。
14	スクールガード養成講習会の実施	児童生徒が安心して登下校できるよう、スクールガード(安全ボランティア)を養成するため、地域住民および保護者を対象に養成講習会を開催する。
15	秋田っ子まもるメールの配信	児童生徒の登下校時の安全を確保するため、不審者事案が発生した際、「秋田っ子まもるメール」を配信し、注意を喚起する。
16	通学路の交通安全確保に関する連絡協議会の開催	小学校通学路における交通危険個所の解消を図るため、「秋田市通学路の交通安全確保に関する連絡協議会」を開催し、通学路における合同点検の実施と危険個所の改善に取り組む。
17	児童生徒の防犯に関する連絡協議会の開催	児童生徒の安全確保に向けた取組を推進するため、「秋田市児童生徒の防犯に関する連絡協議会」を開催し、地域ぐるみで安全確保の充実に取り組む。
18	学校給食費の公会計化の推進	平成 29 年 4 月から、学校給食費を市の歳入として管理する「公会計方式」を導入することに伴い、給食費算定の基礎となる食数管理や給食費の収納管理を行うほか、毎日の給食食材の安定的な調達を行う。
19	学校配置の適正化を踏まえた給食調理場のあり方の検討	将来においても学校給食を安定的に提供するため、学校配置の適正化の検討を踏まえつつ、今後の児童生徒数の推

No	事業名	内容
		移や給食調理場の老朽化への対応を見据えた給食調理場のあり方について検討する。
20	異物混入防止対策の徹底	学校給食への異物混入を防止するため、学校教職員や調理員に対して定期的に研修を実施するほか、随時、情報提供や注意喚起などを行う。
21	小学校給食用強化磁器汁椀の整備	学校給食において使用している汁椀をステンレス製から強化磁器製に更新する。
22	河辺学校給食センターの解体	平成 28 年度で廃止した河辺学校給食センターの備品等の撤去処分を行うとともに、建物を解体する。

(出所)「教育委員会事務の点検・評価報告書(平成 29 年度)」(平成 30 年 9 月、秋田市教育委員会)

(3) 職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 23】 職員の構成(学事課) (単位：人)

区分	正規職員				非正規職員
	課長	課長補佐	副参事	その他	再任用
学事課	1	1	-	-	-
学事担当	-	-	1	6	-
学校保健安全担当	-	-	-	3	1
学校給食担当	-	-	-	6	-
雄和学校給食センター	-	-	-	(5)	-
合計	1	1	1	15	1

(出所)秋田市教育委員会提出資料による(平成 29 年 5 月 13 日現在)。

(注)雄和学校給食センターの()は、雄和小学校及び雄和中学校の兼務職員。

(4) 収支の状況

歳入及び歳出の推移及び状況は以下のとおりである。

【図表 24】収支の状況(学事課)

(単位:円)

① 歳入

科目(款)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
分担金及び負担金	8,930,440	8,766,680	8,566,580	8,390,400	8,210,080
使用料及び手数料	860	1,500	1,320	1,980	2,040
国庫支出金	6,676,000	6,727,000	7,979,840	7,736,000	7,301,120
県支出金	12,359,000	11,844,000	8,192,443	4,562,806	3,754,472
諸収入	20,143,734	18,848,838	20,059,514	26,258,232	18,702,511
歳入 計	48,110,034	46,188,018	44,799,697	46,949,418	37,970,223

② 歳出

款	項	目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育費			999,353,095	1,081,015,181	1,142,728,588	1,156,728,588	1,156,104,428
	教育総務費		57,691,390	101,759,376	102,948,917	120,538,248	151,955,430
		事務局費	8,266,622	51,303,101	51,583,957	58,671,743	98,855,145
		事務諸費	241,470	236,430	233,790	225,360	217,710
		教育研究所費	1,568,448	691,747	691,747	380,479	530,376
		学校給食センター費	47,614,850	49,528,098	50,439,423	61,260,666	52,352,199
	小学校費		563,172,732	608,466,276	661,299,871	630,528,907	632,833,423
		学校管理費	48,638,412	49,588,647	72,488,885	75,867,009	72,972,616
		教育振興費	252,542,838	261,822,544	317,464,454	292,385,709	303,558,846
		保健給食費	261,991,482	297,055,085	271,346,532	262,276,189	256,301,961
	中学校費		378,207,237	370,270,460	377,959,751	405,350,021	371,056,752
		学校管理費	2,824,254	3,753,261	3,063,387	3,582,695	3,212,667
		教育振興費	239,594,012	232,115,722	237,392,745	260,364,828	235,002,050
		保健給食費	135,788,971	134,401,477	137,503,619	141,402,498	132,842,035
	高等学校費		281,736	519,069	519,501	311,412	258,823
		教育振興費	281,736	519,069	519,501	311,412	258,823
歳出 計			999,353,095	1,081,015,181	1,142,728,588	1,156,728,588	1,156,104,428

(出所)秋田市教育委員会提出資料による。

2-2 監査の結果

(1) 小・中学校情報教育環境の整備

① 事業の目的

教育の情報化を推進するため、小・中学校の教育情報ネットワークシステムおよび情報機器などの ICT 環境を整備するもの。

② 事業の内容

各小・中学校において、原則、教員に対しては1人1台のノート型パソコンを貸与するとともに、ホームページ作成などに使用するデスクトップ型パソコンを各校1台、職員室に設置している。また、児童・生徒の教育用として、各小・中学校に1クラス相当分のタブレット端末を、パソコン教室に配備している。平成29年度においては、小学校4校において73台のタブレット端末などの更新を行うとともに、中学校14校において577台のタブレット端末などの更新を行った。

【図表 25】平成29年度におけるタブレット端末などの更新数

(単位:台)

ア. 小学校

小学校名	タブレット端末	ノート型パソコン	デスクトップ型パソコン
勝平小学校千秋分校	7	0	0
岩見三内小学校	0	0	1
河辺小学校	31	0	1
雄和小学校	26	0	1
保守用予備	6	0	0
合計	70	0	3

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

イ. 中学校

小学校名	タブレット端末	ノート型パソコン	デスクトップ型パソコン
秋田東中学校	41	0	0
秋田南中学校	41	0	0
山王中学校	0	17	0
土崎中学校	0	15	0
秋田西中学校	41	0	0

小学校名	タブレット端末	ノート型パソコン	デスクトップ型パソコン
太平中学校	21	1	0
外旭川中学校	41	0	0
城南中学校	41	21	0
城東中学校	41	14	0
泉中学校	41	0	0
御野場中学校	0	18	0
勝平中学校	41	9	0
勝平中学校千秋分校	5	0	0
飯島中学校	0	14	0
御所野学院中学校	41	9	1
雄和中学校	41	6	1
保守用予備	5	10	0
合計	441	134	2

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

③ 事業費の予算と実績額

【図表 26】平成 29 年度の事業費の内訳

ア. 小学校

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	92,820	104,534	106,365
実績	89,205	98,880	106,006
一般財源	89,205	98,880	106,006

イ. 中学校

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	53,105	58,973	63,656
実績	51,732	57,443	62,729
一般財源	51,732	57,443	62,729

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 平成 29 年度決算額の主な内訳

【図表 27】平成 29 年度における決算額の内訳

ア. 小学校

(単位:千円)

節	平成 29 年度決算額	主な内容
需用費	1,350	
役務費	2,989	
委託料	9,408	
使用料及び賃借料	92,257	タブレット端末などの賃借料
合計	106,006	

イ. 中学校

(単位:千円)

節	平成 29 年度決算額	主な内容
需用費	1,155	
役務費	1,538	
委託料	4,198	
使用料及び賃借料	55,116	タブレット端末などの賃借料
合計	62,729	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑤ 新学習指導要領の実施に向けたタブレット端末の利用実態の調査および将来的な
 配備計画などの策定について【意見 6】

秋田市においては、市内各小・中学校において、原則 1 クラス相当分のタブレット端末がパソコン教室に配備されている。一方、平成 30 年度より実施される改定後の学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的に ICT を活用することが想定されている。国においては、これを見据え、「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」が取りまとめられるとともに、当該整備方針を踏まえた「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画(2018～2022 年度)」が策定されている。この中において、学習者用コンピュータについては、3 クラスに 1 クラス分程度整備し、1 日 1 コマ分程度、児童・生徒が 1 人 1 台の環境で学習

できる環境の実現が目標とされている。

タブレット端末の配備数量だけで見ても、大きな量的拡充が求められているが、児童・生徒が1日1コマ分程度、1人1台の環境で学習できる環境を実現するためには、パソコン教室での利用だけでなく、様々な教科において、より幅広い利用が求められることとなる。この実現には、多額の財政的な措置と、教員側の受け入れ態勢の整備が求められることから、現実的に実効性のある整備とするためにも、まずは、現状の利用実態などを把握した上で、実現の制約となる事項を洗い出し、これを計画的に解消していくことが望まれる。

現状、各小・中学校の在籍児童・生徒数に関わらず、1クラス相当分の配備とされていることから、大規模校においては、相対的に利用頻度に制約が生じている可能性もあり、まずは、各小・中学校における利用実態や、利用に当たって、どの程度の制約が生じているかなどについて、秋田市全体で実態調査を行うとともに、新学習指導要領において目標とされている水準を、秋田市として、どう実現していくのか計画などを策定し、実態に応じた対応を図ることが望ましい。

なお、実際の業務としては、タブレット端末の調達および配備は学事課が所管し、各小・中学校における利用などについては、学校教育課を始めとする他課の所管となり、複数の部署にまたがる事案である。本報告書においては学事課の項目に記載しているものの、各部署で連携し、秋田市教育委員会として円滑な対応を図ることが必要である。

(参考)「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」(抜粋)

- 学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備
- 指導者用コンピュータ 授業を担当する教師1人1台
- 大型提示装置・実物投影機 100%整備 各普通教室1台、特別教室用として6台（実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備）
- 超高速インターネット及び無線LAN100%整備
- 統合型校務支援システム 100%整備
- ICT支援員4校に1人配置 など

⑥ ICT環境の整備におけるサポート体制の充実について【意見7】

今後、タブレット端末を始め、各小・中学校におけるICT環境の整備を図る上では、単にタブレット端末などの量的な充足だけでは不十分であり、これを扱う教員がICTの利用方法などに習熟する必要があるとともに、機器の故障や技術的なトラブルに適時に対応できる体制づくりが必要である。また、ICT環境が充実するとともに、教職員が取り扱う情報も、個人情報も含めて増加することが想定され、そのセキュリティ管理の重要性も増大する。

教育現場における ICT 化が円滑に行われるためには、教員への ICT の利用方法などについての研修体制、各小・中学校の現場での運用を補完する技術的なサポート体制および情報セキュリティの水準維持を担保するチェック体制などを構築する必要がある。今後、「⑤新学習指導要領の実施に向けたタブレット端末の利用実態の調査および将来的な配備計画などの策定について【意見 6】」に記載した、タブレット端末の利用実態の調査および将来的な配備計画などの策定にあたっては、機器の量的な充足だけでなく、教育現場における ICT 環境の円滑な運用を図る視点から、各種サポート体制の要否についても検討し、段階的であっても、その充実を図ることが望ましい。

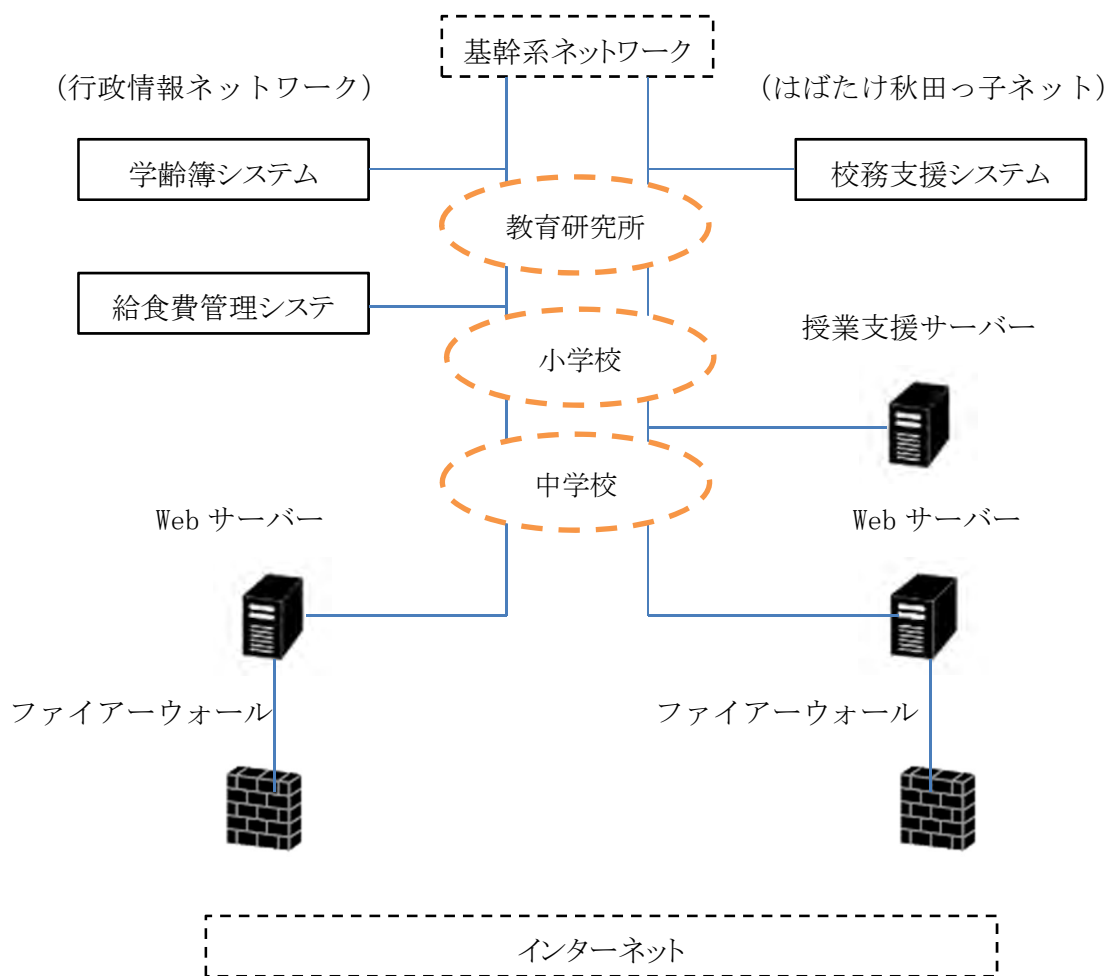
なお、本件についても、本報告書においては学事課の項目に記載しているものの、各部署で連携し、秋田市教育委員会として円滑な対応を図ることが必要である。

(2)教育委員会のシステムとその情報セキュリティへの対応について

① 管理しているシステム及びネットワーク

教育委員会で使用しているシステムは以下のように学事課が管理している。

【図表 28】教育委員会の管理するシステムとネットワークの概要(模式図)



 無線 LAN を使用している部署

② 無線 LAN のセキュリティの確保について 【指摘 2】

上記のように、教育委員会内では、業務として主に教育研究所、小学校及び中学校において無線 LAN が使用されているが、当該機器の暗号化手法は WEP を使用しているとのことであった。無線 LAN で用いる暗号化手法にはいくつかの種類が存在し、その脆弱性等については次のとおりである。

【図表 29】無線 LAN で用いられる暗号化手法の比較

	WEP	WPA	WPA2
暗号化アルゴリズム	RC4	RC4	AES
その他の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセスポイント毎に認証情報が設定。 ・ 共通鍵(PSK)が自動更新されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末ごと/ユーザーごとの認証が可能。 ・ 暗号化プロトコル TKIP により事前共有鍵(PSK)が自動更新される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末ごと/ユーザーごとの認証が可能。 ・ 暗号化プロトコル CCMP により事前共有鍵(PSK)が自動更新される。 ・ PSK 以外に IEEE802. 1X(RADIUS)を利用することができる。
安全性	容易に暗号を解読できる	必ずしも安全とは言えない。	現行では最も安全とされる。(注)

(注)暗号化方式は、WEP から WPA、WPA2 へと変遷してきた。しかし、WPA や WPA2 にも脆弱性が発見され(“KRACKs”)たことから、2019 年には新たな WPA3 が導入されることが予定されている。

かつては、WEP であっても VPN であれば安全であると言われたこともあるが、VPN 自体の脆弱性が指摘される中で、あえて WEP を使い続ける意味は考えられない。学校内で使用される情報は、その個人情報の集積ゆえに高度の情報セキュリティ対策が求められる。このため、無線 LAN を使用し続ける場合には、暗号化手法を早急に少なくとも WPA2 に変更することが必要である。

③ PC の廃棄処理の消磁処理契約について【指摘 3】

教員等により教育現場で使用される PC については、原則リース契約で取得をするが、不要となった PC についてはリース会社が引き取り、消磁処理を行っているとのことであった。但し、当該処理が正しくなされたことが契約担当者により確認されていない。このため、廃棄 PC に含まれている個人情報流出しないという保証がなされていない。契約書において、廃棄 PC の消磁処理を行ったこと、それを第三者が確認したことを示す報告(例えば、作業の写真等)を役務として含めることが必要である。

(3) 小学校フッ化物洗口事業

① 事業の目的

児童生徒のむし歯予防対策の推進と自らの健康に関する意識の向上を図るため、全市立小学校において、「フッ化物洗口」を実施するもの。

② 事業の内容

各小学校において、週1回、洗口薬剤ミラノールを希釈した0.2%フッ化ナトリウム水溶液10mlにより、約1分間、洗口を行う。実施する曜日と時間は、各小学校にて決定し、週1回(年平均32.8回)各教室にて行っている。また、使用する0.2%フッ化ナトリウム水溶液については、その調製を一般社団法人秋田県薬剤師会に委託している。

なお、平成29年度における参加児童数と参加率は、下表のとおりであり、約91.3%の児童が洗口に参加している。

【図表 30】平成29年度におけるフッ化物洗口参加児童数と参加率

(単位:人、%)

区分	在籍者数	参加人数	参加率
小学校1年生	2,183	2,068	94.7%
小学校2年生	2,360	2,165	91.7%
小学校3年生	2,317	2,176	93.9%
小学校4年生	2,356	2,128	90.3%
小学校5年生	2,383	2,142	89.8%
小学校6年生	2,346	2,054	87.6%
特別支援学級	150	134	89.3%
合計	14,095	12,867	91.3%

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

③ 事業費の予算と実績額

【図表 31】平成29年度の事業費の内訳

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
当初予算	7,051	6,745	6,201
実績	6,460	6,235	5,612
一般財源	6,460	6,235	5,612

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 平成 29 年度決算額の主な内訳

【図表 32】平成 29 年度の決算額の内訳

(単位:千円)

節	平成 29 年度決算額	主な内容
需用費	1,156	紙コップ代、印刷製本費等
委託料	4,456	秋田市立小学校フッ化物洗口薬剤管理調製業務委託、フッ化物洗口液運搬業務委託
合計	5,612	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑤ 紙コップの調達方法の見直しについて【意見 8】

洗口に際しては、紙コップを利用して行うが、当該紙コップの調達は、年 2 回に分けて実施されており、いずれも少額なものとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約(所謂、「少額随意契約」として契約を締結している。地方自治法施行令の定めを受けた秋田市財務規則第 120 条において、少額随意契約は、財産の買入れの場合には予定価格が 80 万円以下の場合に限られており、本件については、平成 29 年 6 月と 11 月の購入を個々に判断して少額随意契約としている。

確かに、個々に判断した場合、購入価額からして予定価格は 80 万円以下であり、少額随意契約の対象となる。しかし、本件調達は、同種の紙コップについて、保管場所の関係上、購入時期を分けたものであり、一つの契約として、納品時期を 2 回に分ける形とすることも可能である。仮に、2 本の契約を一本に取りまとめた場合には予定価格は 80 万円を超過し、競争入札の対象となる。少額随意契約においても契約業者以外の 2 社より見積書を徴収し比較しているものの、競争入札とすることにより、一層広く応募事業者を募ることが可能となる。今後、契約を一本化するなど、調達方法を見直すことにより、より一層の効率化を図ることが望ましい。

【図表 33】平成 29 年度における紙コップの調達

契約先	購入価額	数量	納期限
株式会社桑原	465,937 円	224,700	平成 29 年 6 月 9 日
株式会社桑原	448,727 円	216,400	平成 29 年 11 月 24 日
合計	914,664 円	441,100	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(参考)根拠法令

<p>地方自治法施行令 抜粋 (随意契約) 第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>秋田市財務規則 抜粋 (随意契約によることができる場合) 第 120 条 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <table> <tr> <td>(1) 工事又は製造の請負</td> <td>130 万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 財産の買入れ</td> <td>80 万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 物件の借入れ</td> <td>40 万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 財産の売払い</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>(5) 物件の貸付け</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td>50 万円</td> </tr> </table>	(1) 工事又は製造の請負	130 万円	(2) 財産の買入れ	80 万円	(3) 物件の借入れ	40 万円	(4) 財産の売払い	30 万円	(5) 物件の貸付け	30 万円	(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円
(1) 工事又は製造の請負	130 万円											
(2) 財産の買入れ	80 万円											
(3) 物件の借入れ	40 万円											
(4) 財産の売払い	30 万円											
(5) 物件の貸付け	30 万円											
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円											

⑥ 他地方公共団体との実施費用面での比較の実施について【意見 9】

平成 29 年度における事業費 5,612 千円を参加児童数 12,867 人で割ると、児童一人当たり事業費は 436.1 円と算定される。秋田市教育委員会においては、平成 29 年度において、「フッ化物洗口事業の検証について」(平成 29 年 6 月)をとりまとめ、秋田市におけるむし歯本数の推移や他都市との比較などを実施しているが、実施費用の比較分析などは行われていない。

確かに、フッ化物洗口事業を実施していたとしても、地方公共団体によって実施手法や実施体制などが異なることから、児童一人当たり事業費などの単純比較は困難である。しかし、平成 30 年度より、小学校に加えて、秋田市立中学校全校にも対象が広げられていることもあり、今後、フッ化物洗口事業の検証を行う際などにおいては、効果面だけでなく、事業費および実施手法などの比較も併せて行い、より効率的な実施手法を検討していくことが望まれる。

なお、欧米先進国と異なり日本では水道法上水道にフッ化物を含める政策を実施していない。それは、フッ化物の歯への弊害だけでなく骨の発育への副作用を考慮したものと考えられ、当該マイナス面の主張にも耳を傾ける必要があろう。

(4) 小・中学校就学奨励事業

① 事業の目的

経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として就学援助費または特別支援学級就学奨励費を支給し、学用品費、通学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費等に対し助成するもの。

② 事業の内容

本事業は、「秋田市児童生徒就学援助要綱」に基づき給付される就学援助費と、特別支援学級在籍児童を対象とした特別支援就学奨励費から構成される。

(参考) 就学援助費の概要

区分	内容
要綱	秋田市児童生徒就学援助要綱
受給対象者	秋田市内に住所を有し、かつ、秋田市内の小・中学校に在学する児童生徒ならびにこれらの学校に係る就学予定者の保護者のうち、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は要保護者に準ずる程度に困窮していると秋田市教育委員会が認める者。
就学援助の種類	(就学援助の種類) ①学用品費(新入学児童生徒学用品費を含む。)および通学用品費 ②校外活動費 ③体育実技用具費 ④修学旅行費 ⑤通学費 ⑥学校給食費 ⑦医療費 ⑧生徒会費 (就学援助の支給額) 毎年度予算の範囲内で、秋田市教育委員会がこれを定める。

(参考) 特別支援就学奨励費の概要

区分	内容
要綱	国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に準拠するものとして定めていない。

受給対象者	秋田市立小・中学校の特別支援学級等に在学する児童生徒の保護者のうち、援助を希望し、所得に応じて秋田市教育委員会が認める者。ただし、生活保護受給者および就学援助受給者は除く。また、一定の条件に当てはまる、普通学級に在籍する児童も対象となる。
特別支援教育就学奨励費の種類	(特別支援教育就学奨励費の種類) ①学校給食費 ②通学費 ③職場実習交通費 ④交流及び共同学習交通費 ⑤修学旅行費 ⑥校外活動等参加費 ⑦学用品・通学用品購入費 ⑧新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費

③ 過去5か年度における実績の推移

【図表 34】 過去の実績の推移(5年間)

年度	小学校		
	就学援助費	特別支援教育 就学奨励費	執行額
平成 25 年度	2,269 人	95 人	169,291,265 円
平成 26 年度	2,328 人	89 人	175,042,047 円
平成 27 年度	2,370 人	87 人	175,209,650 円
平成 28 年度	2,339 人	83 人	184,022,897 円
平成 29 年度	2,294 人	77 人	194,254,960 円

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

年度	中学校		
	就学援助費	特別支援教育 就学奨励費	執行額
平成 25 年度	1,335 人	23 人	166,207,734 円
平成 26 年度	1,355 人	33 人	167,915,950 円
平成 27 年度	1,374 人	34 人	173,268,573 円
平成 28 年度	1,368 人	38 人	169,266,393 円
平成 29 年度	1,385 人	35 人	160,275,607 円

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 事業費の予算と実績額

【図表 35】平成 27～29 年度の事業費の内訳

ア. 小学校

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	193,150	188,006	197,166
実績	175,209	184,022	194,254
国庫支出金等	4,033	3,716	3,296
一般財源	171,176	180,306	190,958

イ. 中学校

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	187,765	181,190	173,976
実績	173,268	169,266	160,275
国庫支出金等	4,823	2,543	3,581
一般財源	168,445	166,723	156,694

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑤ 平成 29 年度決算額の主な内訳

【図表 36】平成 29 年度の決算額の内訳

(単位:千円)

ア. 小学校

節	平成 29 年度決算額	主な内容
扶助費	194,254	就学援助費、特別支援教育就学奨励費
合計	194,254	

イ. 中学校

節	平成 29 年度決算額	主な内容
扶助費	160,275	就学援助費、特別支援教育就学奨励費
合計	160,275	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑥ 就学援助審査会に対する付議事項の明定について【指摘 4】

「秋田市児童生徒就学援助要綱」第 6 条において、教育委員会が就学援助に係る認定を行うに当たり、就学援助審査会の意見を聴くことが定められているが、平成 29 年度には開催されていない。また、就学援助審査会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとされているが、現状、特段の定めは置かれていない。

学事課によれば、認定に際して困難事案が生じた場合に開催することを想定しており、少なくとも 10 年以上は開催されていないとのことである。就学援助の審査に係る委員会を設置する地方公共団体によっては、毎年度の認定に際して、当該委員会の意見を聴く定めを置くものや、就学援助に関する重要事項が生じた場合に、意見を聴く定めを置くものなどがある。秋田市においても、要綱の文面上は、毎年度の認定を行うに当たり就学援助審査会の意見を聴くことを定めており、困難事案に限る旨を定めているものではない。付議事項を特定するのであれば、要綱などに明定すべきであり、特定されていない以上、この点について、毎年度の認定審査手続が要綱に準拠しているとは判断できない。

速やかに、就学援助審査会の要否および位置付けを再検討し、就学援助審査会への付議事項を明確にすることが必要である。併せて、別に定めるものとする就学援助審査会の組織および運営に関する事項についても、明確に定めることが必要である。

(参考)

秋田市児童生徒就学援助要綱 抜粋

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その他必要に応じた調査を行い、第2条に規定する受給対象者であると認定したときは、その旨を申請者に通知する。

(就学援助審査会)

第6条 教育委員会は、前条に規定する認定を行うに当たり、意見を聴くために就学援助審査会を設置する。

2 就学援助審査会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

【参考】 東大阪市児童生徒就学援助条例 抜粋

(受給の認定)

第7条 教育委員会は、前条の申請があったときは、第4条又は第5条に規定する資格の有無を審査し、その認定結果を申請者に通知する。

2 教育委員会は、第5条第4号の規定に該当するものとして認定を行う場合は、就学援助認定審査委員会の意見を聴かなければならない。

(就学援助認定審査委員会の設置)

第8条 就学援助の適正な認定を図るため、教育委員会に就学援助認定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、前条第2項の規定に基づき教育委員会に意見を述べるほか、教育委員会の諮問に応じて、就学援助に関する重要事項について調査審議する。

(審査委員会の組織等)

第9条 審査委員会は、10人以内で組織する。

2 審査委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校長
- (2) 民生委員
- (3) 学識経験者
- (4) 本市職員

⑦ 特別支援教育就学奨励費の交付に係る要綱の策定について【意見 10】

現状、特別支援教育就学奨励費については、国の「要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に準拠して交付するものとして、秋田市として、独自の交付要綱は策定していない。しかし、国の要綱は、市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒もしくは就学予定者の保護者に対して必要な援助を与えた場合に、国が交付する補助金（要保護児童生徒援助費補助金）と、市町村が、小学校もしくは中学校に就学する一定以上の障害の程度に該当する児童もしくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童もしくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のための援助を与えた場合に、国が交付する補助金（特別支援教育就学奨励費補助金）の額及び国に対する申請手続等について定めたものである。このため、補助対象となる支給費目や補助割合などについては定められているが、市町村と特別支援教育就学奨励費の交付対象となる保護者との間の申請手続や交付時期などについて定めるものではない。

一方、市町村と特別支援教育就学奨励費の交付対象となる保護者との間においては、申込（「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」）、審査結果の通知、支給取消の取扱いなど、市町村固有の関係が生じる。「秋田市児童生徒就学援助要綱」においても、そのような事項を定めており、行政手続の安定性を担保するためにも、秋田市と保護者との間に生じる種々の事項を定めた特別支援教育就学奨励費の交付に係る要綱を策定することが望ましい。

⑧ 個人番号を利用する余地の検討について【意見 11】

地方公共団体が独自に個人番号（以下「マイナンバー」という。）を利用する事務のうち、国の個人情報保護委員会に承認された事務（以下、「独自利用事務」という。）については、他の地方公共団体等との個人番号等のやり取りが認められている。独自利用事務は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第2項に基づき、各地方公共団体が条例で定めることとされている。

現状、秋田市においては、就学援助費および特別支援教育就学奨励費に係る事務を、独自事務として定めていないため、申請にあたってマイナンバーの記載などは求めている。確かに、マイナンバーの取得に当たっては、本人確認が必要であることや取得後の管理など煩雑な面があるが、一方、1月1日より後に秋田市に転入した者については、前市町村の発行した住民税課税証明書等を提出することを求めているが、マイナンバーを利用することにより、前市町村より転入者の税情報を取得することなども考えられる。申請者の負担軽減を図ることも視野に入れ、将来的に、就学援助費および特別支援教育就学奨励費に係る事務のマイナンバーを利用する余地について、継続的に検討を行うことが望ましい。

(5) 小・中学校スクールバスの運行

① 事業の目的

学校の統廃合により遠距離通学となる小・中学校の児童生徒の通学を支援するとともに、通学時の安全を確保するため、スクールバスを運行するもの。

② 事業の内容

運行対象は学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒が在籍する小中学校であり、「秋田市スクールバス運行要綱」に基づき実施されている。その利用者数などに応じて、秋田市所有のスクールバスを校務員兼運転士(市職員)が運行する形態(直営)、ジャンボタクシーを借り上げる形態(借上)、スクールバスをリース契約にて調達した上で、その運行を外部の事業者へ委託する形態(運行委託)がある。

(参考)小・中学校スクールバスの概要

区分	内容
要綱	秋田市スクールバス運行要綱
対象校	(小学校) ・太平小学校、下新城小学校、岩見三内小学校、河辺小学校、雄和小学校 (中学校) ・飯島中学校、岩見三内中学校、雄和中学校
路線数	17 路線
運行管理者	秋田市教育委員会学事課長

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

【図表 37】 スクールバスの路線及び利用者数等(平成 29 年度)

学校名	路線名	運行形態	利用者数
岩見三内小・中学校	砂子淵・鶴養・曾場ルート	直営	22 人
河辺小学校	黒沼・大沢ルート	直営	20 人
	赤平・大張野ルート	直営	25 人
太平小学校	木曾石ルート	直営	2 人
	山谷ルート	借上	14 人
下新城小学校	高岡・黒川ルート	直営	14 人
雄和小学校	鹿野戸下村経由山崎線	運行委託	18 人

学校名	路線名	運行形態	利用者数
	変電所経由寺沢線	運行委託	26人
	湯野目・黒瀬線	運行委託	18人
	椿台・安養寺線	運行委託	20人
	種平線	運行委託	19人
	相川経由中ノ沢線	運行委託	19人
	左手子経由大正寺線	運行委託	25人
	戸米川経由ふるさと温泉線	運行委託	23人
飯島中学校	上新城ルート	直営/借上	9人
雄和中学校	女米木ルート	直営	18人
	平尾鳥・左手子ルート	直営	15人
合計		17路線	307人

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注1)直営:秋田市所有のスクールバスを校務員兼運転士(市職員)が運行する形態

借上:ジャンボタクシーを借り上げる形態

運行委託:スクールバスをリース契約にて調達し、運行を外部の事業者へ委託する形態

(注2)飯島中学校は、朝の登校時は借上、夕方の下校時は直営。

【図表 38】 関連する各種契約の概要(平成 29 年度)

ア.ジャンボタクシー借上に係る契約の概要

契約名	契約業者	契約期間	支払金額
秋田市立太平小学校 登下校用車両賃貸借 契約	キングタクシー 株式会社	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	5,985,043 円
秋田市立飯島中学校 登下校用車両賃貸借 契約	キングタクシー 株式会社	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	1,227,649 円

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注)いずれも単価契約のため、支払金額には平成 29 年度における支払総額を記載。

イ. スクールバスリース契約に係る契約の概要

契約名	契約業者	契約期間	契約金額
スクールバス(中型)貸借借契約	株式会社トラフィックレンタリース	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 35 年 3 月 31 日 (84 ヶ月)	59,076,864 円

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注)平成 29 年度における支払額は 8,439,552 円

ウ. スクールバス運行委託に係る契約の概要

契約名	契約業者	契約期間	契約金額
秋田市立雄和小学校スクールバス運行管理業務委託	高尾ハイヤー株式会社	平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 (36 ヶ月)	70,500,000 円

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注)平成 29 年度における支払額は 23,500,000 円

③ 事業費の予算と実績額

【図表 39】 事業費の予算と実績額

(単位:千円)

ア. 小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
当初予算	10,080	43,522	42,813	
実績	8,987	41,825	41,821	雄和小学校の開校に伴う運行路線増のため、平成 28 年度より大幅に増加。
国庫支出金等	2,882	2,867	2,826	
一般財源	6,105	38,958	38,995	

イ. 中学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
当初予算	3,233	3,049	3,321	
実績	3,056	3,575	3,205	
国庫支出金等	344	332	295	
一般財源	2,889	3,243	2,910	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 決算額の内訳

【図表 40】 決算額の内訳 (平成 29 年度)

(単位:千円)

ア. 小学校

節	平成 29 年度決算額	主な内容
需用費	3,559	
役務費	173	
委託料	23,500	秋田市立雄和小学校スクールバス運行管理業務委託
使用料及び賃借料	14,424	秋田市立太平小学校登下校用車両賃貸借
負担金、補助金及び交付金	3	
公課費	160	
合計	41,821	

イ. 中学校

節	平成 29 年度決算額	主な内容
需用費	1,840	
役務費	65	
使用料及び賃借料	1,227	秋田市立飯島中学校登下校用車両賃貸借
負担金、補助金及び交付金	3	
公課費	68	
合計	3,205	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑤ 資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加制限について

【意見 12】

平成 28 年度末に行われた「秋田市立雄和小学校スクールバス運行管理業務委託」の業者選定は公募型指名競争入札により行われており、2 社が応札している。その際、落札事業者の代表取締役 2 人が、もう 1 社の取締役を兼任しているとともに、もう 1 社の代表取締役が落札事業者の取締役を兼務している状況であった。両社は、双方の代表取締役が他社の取締役を兼務しており、両社の経営情報は相当程度に共有されているものと考えられる。このような一定の人的関係がある両社が入札に参加した場合、情報を共有する者同士で談合などの問題が生じやすい。

このため、公共工事を中心として、一定の資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加制限を行う地方公共団体が多いが、本件のような役務提供契約の場合においても、状況に変わりはない。秋田市においては、工事などの契約では、「代表者が同一人となっている者」などの入札は無効としているが、入札参加者間相互の資本関係又は人的関係の詳細確認を行っていない。上記の趣旨からも、今後、資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加した場合の問題点などを整理し、資本関係又は人的関係がある会社の同一入札への参加制限の可否を検討することが望ましい。

(参考) 応札した 2 社の人的関係

区分	落札事業者	他の応札業者
A	代表取締役	取締役
B	代表取締役	取締役
C	取締役	代表取締役
D	取締役	-
E	取締役	-
F	-	代表取締役
その他 5 人	-	取締役
H	監査役	監査役

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より 監査人が作成

⑥ 直営によるスクールバスの老朽化対策の検討について 【意見 13】

現在、岩見三内小・中学校における砂子淵・鶴養・曾場ルートを始めとする 8 路線（飯島中学校は下校時のみ）のスクールバスは、直営の形態により運行されている。その運行のために、バス車両を予備車両も含めて 8 台所有しており、校務員兼運転士 14 人および臨時職員 2 人の 16 人が運転業務に従事している。バスの取得時期はさまざまであるが、中には秋田市の他部署から移管されたものや旧雄和町時代に購

入されたものもある。古い車両の場合、取得から 26 年が経過したものもあり、取替更新を検討する必要がある。また、運転業務に従事している職員についても、旧交通局から移籍した者が校務員兼運転士として配属されているが、将来的には退職などによる減少が想定される。

特に、バス取得後の経過年数が長い路線については、残余の使用可能期間を見積った上で、早急に対応策を検討する必要があるが、その場合、バス車両について、新規買替の場合の取得価額と年間の維持管理経費の累計総額と、リースにより調達する場合とを比較検討するだけでなく、運転業務についても、直営を継続する場合と運行委託とする場合とも比較し、より効率的な運行方法を採用することが望ましい。

(参考)直営路線に使用しているバス車両

No.	配置学校名	乗車定員	登録年月日	経過年数	取得金額
1	岩見三内小・中学校	24 人	平成 8 年 6 月 12 日	22 年	5,392,050 円
2	河辺小学校	29 人	平成 4 年 10 月 30 日	26 年	4,604,100 円
3		29 人	平成 22 年 3 月 8 日	8 年	5,229,000 円
4	太平小学校	15 人	平成 19 年 5 月 22 日	11 年	3,317,867 円
5	下新城小学校	26 人	平成 22 年 3 月 23 日	8 年	4,882,500 円
6	雄和中学校	29 人	平成 17 年 3 月 22 日	13 年	5,979,651 円
7		29 人	平成 17 年 3 月 22 日	13 年	5,979,651 円
8	予備車両	26 人	平成 11 年 9 月 3 日	19 年	5,478,253 円

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注)経過年数は、平成 30 年 11 月までの年数を示す。

⑦ スクールバスの運行方法の定期的な検証について【意見 14】

ジャンボタクシー借上によるスクールバスの運行を行っている太平小学校、運行委託によるスクールバスの運行を行っている雄和小学校について、その運行実績報告を閲覧したところ、登校時に対して、下校時の利用児童数は約 6 割から 7 割程度にとどまっている。学事課によれば、スポーツ少年団の活動や習い事などにより、児童の下校時間には差があることが多く、スクールバスが利用し辛い場合には、マイタウン・バスや保護者の出迎えなどにより帰宅していることが考えられるとのことである。

最も新しい雄和小学校におけるスクールバス路線が、平成 28 年度の設置から 3 年弱が経過したところでもあり、実際に運行した上での良い点や検討課題などが出てきているものと考えられる。また、「⑥ 直営によるスクールバスの老朽化対策の

検討について【意見13】に記載したような直営路線でのバス車両の老朽化対策として、その運行方法を検討する必要があるとともに、将来的な小・中学校の適正配置により、秋田市内の他地区においても、児童の通学時間が延びる可能性もあり得る。その場合に、スクールバス路線を新規に設定することもあり得るものと考えられる。

スクールバスは、小・中学校の適正配置に伴う統廃合などに伴い、児童の通学の安全確保と通学に対する負担軽減を図るものであり、利用児童数や経費の多寡のみでその是非を判断できるものではないが、一方において、厳しい財政状況の中、より効率的で継続可能な手法を採る必要がある。加えて、各路線の必要性や運行方法、マイタウン・バスのような他の代替手段を利用する余地なども、児童数の増減などにより変動することが考えられる。

今後、各スクールバス路線について、車両の賃貸借契約や運行委託の契約期間などに合わせ、利用実態の分析やコスト比較などを実施し、現行の運行方法の妥当性およびマイタウン・バスのような他の代替手段を利用する余地の有無などを定期的に検証する枠組みを構築することが望ましい。

(6) 小・中学校教育団体・各種大会出場費の補助

① 事業の目的

児童生徒が、学校教育活動の一環として行われている部活動において、東北大会以上の大会に出場する際の負担軽減を図るため補助金を交付する。また、秋田市中学校体育連盟が実施する事業に対して補助金を交付するもの。

② 事業の内容

本補助事業は、「秋田市小・中学校各種大会(学校教育活動)出場費補助金交付要綱」に基づき、PTA、教育振興会その他の学校教育活動などを支援する団体に対して交付する補助金と、「秋田市立学校に関わる教育関係団体補助金交付要綱」に基づき、秋田市中学校体育連盟に対して交付する補助金とから構成される。

ア. 「秋田市小・中学校各種大会(学校教育活動)出場費補助金交付要綱」に基づく補助金

PTA、教育振興会その他の学校教育活動などを支援する団体に対する補助金であり、要綱の概要および過去5か年度における補助実績の推移は、以下のとおりである。

(参考)

区分	内容	
要綱	秋田市小・中学校各種大会(学校教育活動)出場費補助金交付要綱	
補助の対象となる大会	小学校	東北ブロック大会
		○全県大会を経て出場資格を得たもの。 ○ただし、合唱部については、「NHK」及び「民放」が主催する「合唱コンクール」に限り、当該年度において一校につき一大会の出場に対して補助する。
		全国大会
	○上記の東北ブロック大会を経て出場資格を得たもの。	
	中学校 (中学校 体育連 盟主催 の体育 大会)	東北ブロック大会
		○東北中学校体育大会(全県中学校総合体育大会を経て出場資格を得たもの)
		全国大会
○全国中学校体育大会(全県中学校総合体育大会および東北中学校体育大会を経て出場資格を得たもの)		
中学校 (その他 の大会)	東北ブロック大会	
	○全県大会を経て出場資格を得たもの。 ○ただし、合唱部については、補助対象の大会を次のとおりとし、当該年度において一校につき一大会の出場に対して補助する。 ・合唱連盟主催の「合唱コンクール」 ・NHK 主催の「合唱コンクール」 ・民法主催の「合唱コンクール」(こども音楽コンクール) ○また、吹奏楽部など複数の大会を有する場合は、合唱部に準じて補助する。	
	全国大会	
	○上記の東北ブロック大会を経て出場資格を得たもの。	
当該大会の趣旨、全国大会出場資格を得るまでの経緯その他諸条件を審査し、小中学校における課外活動の普及啓発の観点から、市長が特に必要と認めるもの。		
補助金の額など	当該年度の市の予算の範囲内において、補助対象大会への参加に要する経費のうち、交通費および宿泊費を対象として交付する。	

【図表 41】 過去 5 か年度における補助実績の推移
(単位:円)

年度	小学校		中学校	
	執行額	補助対象 大会件数	執行額	補助対象 大会件数
平成 25 年度	196,500	3 件	7,715,722	87 件
平成 26 年度	303,000	3 件	9,457,000	101 件
平成 27 年度	565,550	7 件	5,759,300	81 件
平成 28 年度	1,071,800	9 件	6,830,948	110 件
平成 29 年度	780,550	8 件	7,129,935	63 件

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

イ. 「秋田市立学校に関わる教育関係団体補助金交付要綱」に基づく補助金

必ずしも特定の大会や団体などを意図した要綱とはなっていないが、結果的に、秋田市中学校体育連盟に対して交付されるものが実績の全てである。要綱の概要および過去 5 か年度における補助実績の推移は、以下のとおりである。

(参考)

区分	内容
要綱	秋田市立学校に関わる教育関係団体補助金交付要綱
補助対象となる教育関係団体	(1) 主として学校の教職員で構成される団体 (2) 大会(秋田市を会場として教職員が組織する団体を中心となって開催する学校教育に係る東北規模以上の大会、協議会、研究会などをいう。)を主催する団体
補助対象事業	教育の振興を図るため教育関係団体が行う事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの。 (1) 市内の中学校生徒の健全な心身の育成および体力の増強ならびに体育・スポーツ活動の振興を図り、中学校教育の充実および発展に寄与するものであること。 (2) 学校の教育環境の充実および活用を図るものであること。 (3) 児童生徒の指導の推進および学校経営に資するものであること。 (4) 学校間の情報交換、研究および研修に寄与するものであること。

補助金の額など	<p>各団体につき、当該年度の市の予算の範囲内で交付するものとする。なお、補助金の額が 10 万円に満たないときは交付しない。</p> <p>(1) 主として学校の教職員で構成される団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象事業に要する経費(食糧費および慶弔費を除く。)の 90/100 以内 <p>(2) 大会を主催する団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費以内の額(ただし、国、秋田県、市およびこれの外部団体から補助などが交付される場合は、当該補助対象経費の額から当該補助などの額を控除した額をもって補助対象経費とする。)
---------	---

【図表 42】 過去 5 か年度における補助実績の推移

(単位:円)

年度	補助実績	補助対象団体	補助対象事業
平成 25 年度	1,200,000	秋田市中学校体育連盟	市内の中学校生徒の健全な心身の育成および体力の増強ならびに体育・スポーツ活動の振興を図り、中学校教育の充実および発展に寄与するもの。
平成 26 年度	1,200,000		
平成 27 年度	1,200,000		
平成 28 年度	1,200,000		
平成 29 年度	1,200,000		

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

③ 事業費の予算と実績額

【図表 43】 当初予算額と実績額(過去 3 年間)

(単位:千円)

ア. 小学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	408	611	1,091
実績	565	1,071	780
一般財源	565	1,071	780

イ. 中学校

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	9,227	9,301	9,226
実績	6,959	8,030	8,329
一般財源	6,959	8,030	8,329

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注)「秋田市立学校に関わる教育関係団体補助金交付要綱」に基づく補助金を含む。

④ 平成 29 年度決算額の主な内訳

【図表 44】 決算額と内訳 (平成 29 年度)

(単位:千円)

ア. 小学校

節	平成 29 年度決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	780	秋田市小・中学校各種大会 (学校教育活動)出場費補助 金
合計	780	

イ. 中学校

節	平成 29 年度決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	8,329	秋田市小・中学校各種大会 (学校教育活動)出場費補助 金、秋田市立学校に関わる教 育関係団体補助金
合計	8,329	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑤ 領収証の日付について【指摘 5】

「秋田市小・中学校各種大会(学校教育活動)出場費補助金交付要綱」に基づく補助金についてサンプルを抽出し、申請書および実績報告書などを閲覧したところ、小学校の2団体について、宿泊代の領収証の日付が前年の「平成 28 年 8 月 28 日」と記載されているものがあった。これらは、共通の補助対象大会に出場した際の領収証であり、いずれも株式会社日本旅行東北が発行したものである。

当該大会の開催日から、「平成 29 年」とすべきところを「平成 28 年」と誤記したものと推測される場所であるが、領収証の記載からは、それ以上の確証は得られない。補助金の根拠資料となるものであり、各 3 団体に通知し、再発行した領収証の提出を受けるか、再発行が困難な場合には、顛末の報告を受けた上で、その是非を検討することが適切であったものと言える。

今後、実績報告の確認作業を慎重に行い、領収証などの証拠書類に不備がある場合には、適切に対応することが必要である。

⑥ 補助金交付金額の決算額根拠の不一致について【指摘 6】

「秋田市立学校に関わる教育関係団体補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受けた団体は、実績報告書とともに、収支決算書、帳簿又はこれに代わるものの写し、領収書又はこれに代わるものの写しを添付し、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して 30 日以内又は当該完了した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、秋田市に提出することが求められている。

(参考)

「秋田市立学校に関わる教育関係団体補助金交付要綱」抜粋

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して 30 日以内又は当該完了した日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支報告書

(2) 帳簿又はこれに代わるものの写し

(3) 領収書又はこれに代わるものの写し

平成 29 年度においては、秋田市中学校総合体育大会を主催する秋田市中学校体育連盟に対して 1,200,000 円の補助金が交付されており、平成 30 年 3 月 2 日付けにて実績報告書が提出されている。秋田市中学校体育連盟は、当該補助金の他、秋田市立中学校に在籍する生徒からは 1 人 160 円、その他の市内の中学校に在籍する生徒から 1 人 200 円の負担金を徴収し、秋田市中学校総合体育大会の運営に充てている。

秋田市中学校体育連盟から提出された平成 29 年度の実績報告書には、「平成 29 年度秋田市中学校体育連盟一般会計決算見込書」(以下、「決算見込書」という。)、 「平成 29 年度秋田市中学校総合体育大会各専門部運営事業費決算書」(以下、「専門部決算書」という。)、 「領収書一覧表」および「領収書の写し」が添付されている。このうち決算見込書には、総合体育大会運営費として 2,353,031 円が計上されており、この

うち 1,992,259 円が各種競技大会の運営に充てられた経費とされており、詳細の説明が記載されていないものの、当該額が補助対象経費として報告されているものと考えられる。

一方、帳簿に類するものとして提出されている専門部決算書は、陸上競技、水泳競技などの競技別に収支額を集計したものであるが、その合計額は 4,221,640 円であり、決算見込書の総合体育大会運営費(各競技大会)2,353,031 円を 1,868,609 円超過し、整合していない。超過分については、特別会計などに計上されているものと推測されるが、その全体像は不明であり、補助対象事業の実績を示す帳簿の体をなしていない。また、「領収書一覧表」には 2,145,400 円分の領収証の内訳が記載されており、これに相当する領収書の写しが添付されている。この中には補助対象外である食糧費相当額 63,623 円が含まれていることから、これを控除した 2,081,777 円が収支決算見込書上の総合体育大会運営費(各競技大会)1,992,259 円を超過していることをもって、補助対象事業に係る領収書としている。

確かに、補助対象事業に係るものと考えられる領収書の合計額 1,992,259 円の 90%相当額の 1,868,609 円は補助金交付額の 1,200,000 円を超過しており、補助金の額としての要件を満たしていると言える。しかし、領収書の合計額自体が、決算見込書上の補助対象経費である「総合体育大会運営費(各競技大会)」の計上額 1,992,259 円と整合しておらず、専門部決算書とも整合していない中、領収書の合計額が補助対象経費を超過していることをもって、実績報告とすることは乱暴である。今後、速やかに、収支報告書の内訳を示す帳簿又はこれに代わるものを提出する形態とするとともに、当該帳簿又はこれに代わるものに計上した額に整合した領収書を提出するよう、秋田市中学校体育連盟を指導する必要がある。

加えて、実績報告に添付された収支決算書は、秋田市中学校体育連盟の一般会計決算書をもって収支報告書としており、秋田市中学校体育連盟内における監事監査を受ける前に提出されていることから「決算見込書」とされている。しかし、本件補助金は運営補助ではなく、個別の事業に対する補助である以上、本来、中学校体育連盟の責任において、補助対象事業の実績を報告するものである。今後、補助対象事業の実績を報告する形態とするか、全体像を把握するため、一般会計決算書による報告を継続するのであれば、当該決算書と補助対象事業との関係性を、より明確に示す形態とするよう秋田市中学校体育連盟を指導する必要がある。

(参考)平成 29 年度秋田市中学校体育連盟一般会計決算見込書 概要

科目	金額
収入の部	
負担金	1,276,840 円
秋田市教育委員会補助金	1,200,000 円
市校長会補助金	30,000 円
繰越金	451,759 円
雑収入	120,003 円
収入合計	3,078,602 円
支出の部	
総務費	22,894 円
表彰費	231,120 円
会議費	27,040 円
総合体育大会運営費(各競技大会)	1,992,259 円
総合体育大会運営費(事務局)	360,772 円
広報費、渉外費、市体協負担金、雑費	101,804 円
支出合計	2,735,889 円

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(7) 小学校警備員の配置

① 事業の目的

秋田市立小学校に在籍する児童が安心して学校生活を送ることができるよう、全市立小学校に民間警備員を各校 1 人ずつ配置し、不審者および不審物などの対応を行うもの。平成 17 年に大阪府で発生した小学校における教職員の殺傷事件を契機として、平成 17 年度より開始された事業である。

② 事業の内容

民間事業者に業務委託する形態にて実施しており、委託契約の内容は次のとおりである。

(参考)

区分	内容
契約名	秋田市立小学校警備業務委託
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
契約金額	31,147,200 円
受託事業者	株式会社友愛ビルサービス
業務内容	<p>(1) 委託業務 常駐警備業務 ア. 学校敷地内における不審者に対する警戒および侵入防止 イ. 非常事態発生時の通報および連絡 ウ. 学校担当者から特に指示があった事項 エ. 実施した業務内容の勤務日誌等による秋田市教育委員会への報告</p> <p>(2) 警備実施期間および実施時間 ア. 実施期間 契約日から平成 29 年 4 月 5 日(水)までは、各学校との打ち合わせ期間とし、学校配置は、平成 29 年 4 月 6 日(木)からとする。土・日、祝日および夏季・秋季・冬季・春季休業期間などの学校休業日を除く。 ただし、学校で必要とした場合はこの限りではない。</p> <p>イ. 実施時間 午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの時間帯のうち、連続する 5 時間(うち休憩時間 45 分、実労働時間 4 時間 15 分)とする。詳細(時間帯)については、各学校と協議のうえ決定することとする。 ただし、学校で必要とした場合はこの限りではない。なお、休憩は上記時間内に適宜定められた休憩室でとるものとする。</p>

③ 事業費の予算と実績額

【図表 45】 当初予算額と実績額(過去 3 年間)

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	36,301	33,637	31,263
実績	36,275	33,480	31,147
一般財源	36,275	33,480	31,147

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 決算額と内訳(平成 29 年度)

【図表 46】 決算額と内訳(平成 29 年度)

(単位:千円)

節	平成 29 年度決算額	主な内容
委託料	31,147	秋田市立小学校警備業務委託料
合計	31,147	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑤ 警備計画および警備日誌などの作成および提出について【指摘 7】

現状、秋田市立小学校警備業務仕様書においては、警備実施時間について、午前 9 時から午後 4 時までの時間帯のうち、連続する 5 時間とした上で、詳細については、各小学校と協議のうえ決定することとされている。しかし、協議のうえ決定した結果については、書面での提出を求めているため、学事課はその詳細を把握していない。また、実施した業務内容について、勤務日誌などにより秋田市教育委員会に報告する旨が仕様書に定められているが、実際には小学校ごとの日ごとの勤務時間数が報告されているのみであり、異常の有無を含めて、学事課が業務内容を把握できるような報告形態となっていない。

警備員の配置時間や配置場所などについては、各小学校の実情に応じたものとするのが望ましく、受託事業者が各小学校と協議のうえ決定することが適当であるが、適切に警備業務が計画され、それに沿って適切に業務が実施されたことを明確にするうえでも、受託事業者に対して、警備計画および警備日誌などの作成および提出を求めることが必要である。例えば、毎月、受託事業者に対して、小学校と協議した結果をとりまとめた警備計画の作成と各小学校への提出を求めるとともに、各小学校長がこれに承認印を押印したものを、学事課に提出する運用などが考えられる。また、警備日誌についても、毎月、警備員の氏名および警備実施時間だけでなく、異常の有無や警備実施場所なども併せて記載したものの作成を受託事業者に依頼し、各小学校長がこれに承認印を押印したものを、学事課に提出する運用などが考えられる。いずれにしても、秋田市教育委員会として、小学校警備業務が適切に行われていることを明確に把握できる運用形態とすることが必要である。

⑥ 警備業務に従事する警備員に対する仕様の明確化について【意見 15】

現状の仕様書においては、警備員が学校長の指示に従うよう指導すること、警備員の服装、勤務態度について万全の管理を行うことなどは定めているものの、警備員の経験などについては、特段の定めを置いていない。確かに、受託事業者に対し

て、都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていることなどを要件としていることから、一定水準の警備業務が行われることは想定されるものの、一方において、小学校という児童が利用する施設に常駐する警備業務であることや、平成17年に大阪府で発生した小学校における教職員の殺傷事件を踏まえて始まった業務であることを踏まえると、警備業務に従事する警備員に対して求める要件を、より明確にすることが望ましいものとする。

例えば、施設警備業務について一定以上の経験年数を有し、緊急時に対応を取ることが可能な一定の年齢以下もしくは体力を有する者を要件とすることなどが考えられる。併せて、児童と継続的に接触することから、警備員は固定配置とし、原則として異動させないことや、固定配置の警備員が休暇や傷病などにより勤務ができない場合における交代要員の協議方法などを定めておくことが考えられる。警備員の固定配置などは、現状においても、学事課より受託事業者に対して依頼されているところであるが、仕様書上に明定することが、契約関係をより確実にするために望ましいものとする。いずれにしても、秋田市教育委員会として、本件警備業務に従事する警備員に対して求める要件をあらためて整理し、仕様書に明定することが望ましい。

(参考)

秋田市立小学校警備業務仕様書 抜粋

5 委託対象者の要件

- (1) 秋田市に本社、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 警備業法第3条各項に掲げるいずれにも該当せず、都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていること。
- (3) 過去2年間に市、国(特殊法人を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

6 その他

- (1) 受託者は、各小学校ごとに、施設立地条件、地域性、各校の安全計画等を考慮した警備を実施するため、警備員が学校長の指示に従うよう指導すること。
- (2) 受託者は、警備員の服装、勤務態度について万全の管理を行うものとする。
- (3) 受託者は警備業務執行上に知りえた秘密は他に漏らしたり、いかなる目的にも使用してはならない。
- (4) 労働基準法およびその他の関係法規を遵守して、所定の業務を行うこと。
- (5) 制服等(帽子、制服上下、雨具、防寒具上下)については秋田市教育委員会から貸与する。また、委託契約終了後速やかにクリーニングのうえ返却すること。
- (6) 本仕様書に定めていない部分については、秋田市教育委員会と協議のうえ決定する。

⑦ 児童が利用する施設における警備業務のあり方の再検討について【意見 16】

現状、秋田市立小学校を対象として警備員が常駐する形態での警備業務が行われているが、不審者および不審物などへの対応という点からは、秋田市立の認可保育所などの児童福祉施設も同様である。確かに、小学校とは異なり送迎時に多くの保護者が来所するものの、来所する保護者も母親が多く、保育士も女性が多いことを踏まえると、不審者対応の点では、小学校と同様に重要なものである。この視点からは、例えば、小学校にとどまらず認可保育所なども対象としたうえで、複数施設の担当警備員が巡回する方法を採用することなども考えられる。一方、小学校という施設が、地域コミュニティの中核の一つであることを踏まえると、地域の児童見守り活動組織などにより一層の連携を図り、専門の警備員との役割分担を再検討することも考えられる。

いずれにしても、常駐の形態での本件小学校警備業務は、開始から 12 年以上が経過していることもあり、児童が利用する施設における警備の必要性をあらためて見直し、早期に、警備業務のあり方を再検討することが望まれる。

(8) 学校給食費の公会計化の推進

① 事業の目的

平成 29 年 4 月から、学校給食費を市の歳入として管理する「公会計方式」を導入することに伴い、給食費算定の基礎となる食数管理や給食費の収納管理を行うほか、毎日の給食食材の安定的な調達を行うもの。

② 事業の内容

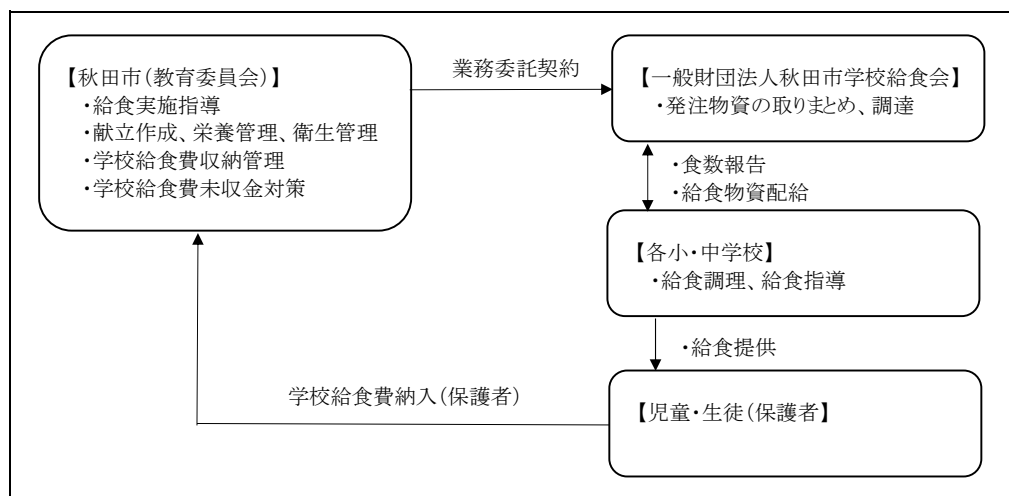
ア. 公会計化導入の経緯および目的

秋田市立小・中学校の学校給食費については、平成 28 年度までは収納管理および未収金対応を各学校が行う「私会計」により対応してきたが、会計事務の透明性の確保、学校事務の事務負担軽減など、学校給食費に関する諸課題の解消を図るため、平成 29 年 4 月より、秋田市が公金として管理する「公会計方式」に移行している。

イ. 実施体制

学校給食費について秋田市が収納管理を実施する一方、給食物資の調達については外部委託(秋田市学校給食物資安定供給業務委託)により行う形態としている。

【図表 47】 契約の仕組み



(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

ウ. 秋田市学校給食物資安定供給業務委託の概要

平成 29 年 4 月から平成 32 年 3 月を期間とする複数年度契約である。公募型プロポーザル方式により業者選定を行っており、一般財団法人秋田市学校給食会と契約を締結している。

(参考)

区分	内容
契約名	秋田市学校給食物資安定供給業務委託
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
契約金額	3,984,375,156 円
選定方式	公募型プロポーザル方式
受託事業者	一般財団法人秋田市学校給食会
業務内容	①学校給食物資の安定供給に関する事業 ②学校給食物資や食の安全に関する情報提供事業 ③地産地消の推進に関する事業 ④食育の支援に関する事業 ⑤その他

エ. 学校給食費の取扱いなどについて

学校給食費の徴収は、原則、口座振替によるものとし、児童・生徒などが学校給食の提供を受けた月の翌月の 28 日(休日の場合は翌営業日)としている。

(参考)

区分	内容
納付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の提供を受ける児童・生徒などの保護者 ・小・中学校に勤務する職員で学校給食の提供を受ける者 ・給食センターに勤務する職員で学校給食の提供を受ける者 ・調理業務の委託業者で学校給食の提供を受ける者 ・視察などの来校者で学校給食の提供を受ける者 ・学校給食試食会の参加者 など
納付期限	児童・生徒などが学校給食の提供を受けた月の翌月の 28 日(休日の場合は翌営業日)。ただし、3 月については、当月の 28 日。
納付方法	原則、口座振替(口座引落) 口座振替によらない場合は、納付書による現金納付も可能とする。
現金納付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①口座振替依頼書の未提出者および手続中の児童・生徒の保護者 ②残高不足などにより口座振替(口座引落)ができなかった児童・生徒の保護者 ③学校給食を日常的に喫食しない者

オ. 学校給食費の収納状況

平成 29 年度における学校給食費の収納状況は、1,223,142 千円の調定(請求)に対して、収入額が 1,222,817 千円(うち、生活保護費及び就学援助費からの徴収額 193,488 千円)であり、未納額は 325 千円(78 件)である。未納額は、「私会計」であった平成 28 年度末における未納額 600 千円よりも減少しており、収納率は 99.97%である。

(参考)平成 29 年度における収納状況

区分	金額	件数
調定:①	1,223,142,421 円	279,194 件
収入:②	1,222,817,241 円	279,116 件
うち特例による収入 (生活保護および就学援助)	193,488,747 円	43,961 件
未納:①-②	325,180 円	78 件

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

③ 事業費の予算と実績額

【図表 48】 事業費の予算と実績(過去 3 年間)

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考
当初予算	-	-	1,348,050	平成 29 年度より公会計方式採用
実績	-	-	1,268,684	
特定財源	-	-	1,222,817	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 決算額と内訳(平成 29 年度)

【図表 49】 決算額と内訳(平成 29 年度)

(単位:千円)

節	平成 29 年度決算額	主な内容
需用費	1,952	口座振替依頼書の印刷など
役務費	3,075	口座振替手数料など
委託料	1,257,716	秋田市学校給食物資安定供給業務委託、秋田市学校給食システム保守管理業務委託
使用料及び賃借料	5,902	学校給食費システムリース料
償還金、利子及び割引料	39	一時借入金利子
合計	1,268,684	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑤ 現金納付用納付書等封入封緘業務委託の契約方法の見直しについて

【指摘 8】

学校給食費現金納付用納付書等封入封緘業務委託は、現金納付用納付書を発送するにあたり、学事課において印刷製本した秋田市学校給食費納付書、秋田市学校給食費口座振替不納通知書兼納付書および別途作成した同封文書の封入封緘業務を委託するものである。

平成 29 年度は公会計方式採用の初年度であったため、秋田市学校給食費納付書の発送数を年間 13,200 件、秋田市学校給食費口座振替不納通知書兼納付書の発送数を年間 11,000 件と見積もり、これに見積単価を乗じて予定価格を算定し、総価契約を締結している。

一方、平成 29 年度の実績は、秋田市学校給食費納付書が年間 1,033 件、秋田市学校給食費口座振替不納通知書兼納付書が年間 6,159 件にとどまっているが、平成 30 年度においても、平成 29 年度と同一の見積件数により予定価格を積算し、発注している。確かに、平成 30 年度当初から契約を締結するためには、平成 29 年度の年間の確定実績が集計される前に契約行為を行う必要があるものと考えられるが、毎月の発送件数からして、平成 29 年度における見積件数が過大であったことは容易に推測される。平成 30 年度の契約時において、平成 29 年度の実績を踏まえた積算件数により予定価格を積算するか、数量が変動するものと見込まれるのであれば、単価契約に切り替えることを検討すべきであった。

学校給食費会計全体からすれば少額な契約ではあるものの、厳しい財政状況の中において、少額であっても、不要な支出を行う余裕は無いはずである。また、実績に応じて、毎年度契約方法が妥当か否か検討する姿勢は、本契約に限らず必要である。いずれにしても、次回以降の契約においては、実績に照らした契約方法の適切な見直しが必要である。

(参考)平成 29 年度学校給食費現金納付用納付書等封入封緘業務委託の概要

受託事業者	契約期間	委託料	契約方式
秋田印刷製本株式会社	平成 29 年 5 月 9 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	313,632 円	少額随意契約

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(参考)予定価格積算上の封入封緘件数と実際の件数との比較

区分	積算上の件数	平成 29 年度の実績
秋田市学校給食費納付書	13,200 件	1,033 件
秋田市学校給食費口座振替不納通知書兼納付書	11,000 件	6,159 件

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注)積算上の件数は、平成 29 年度及び平成 30 年度において変更なし。

⑥ 秋田市学校給食物資安定供給業務委託における競争促進策の検討について

【意見 17】

秋田市学校給食物資安定供給業務委託は公募型プロポーザル方式にて受託事業者を選定したものの、結果的に、応募事業者は 1 者であった。公募の際の要件は、「秋田市に本社、支店又は営業所を有する団体」であり、「過去 2 年間に学校等の団体に対して、給食物資の共同購入をはじめとした給食物資を安定的に供給する業務を行った実績がある者であること。」を掲げており、学事課としては、病院などへの給食

物資の共同購入の実績も含めた場合、複数の事業者が応札し得るものと判断したとのことである。

しかし、いくつかの病院に対する給食物資供給の実績があったとしても、市内の全小・中学校に対する給食物資の供給業務に対するハードルは高く、実質的に、当該要件に該当する事業者は、「私会計」時代から各小・中学校からの給食食材の発注業務に関与してきた一般財団法人秋田市学校給食会と、類似の業務を行っている公益財団法人秋田県学校給食会の2者であったものと考えられる。このうち、公益財団法人秋田県学校給食会は、一般財団法人秋田市学校給食会との間において役員の兼務などは無いものの、これまでの関係性を踏まえると、一般財団法人秋田市学校給食会と競合する形で応募することは想定できず、1者応札となる可能性が高かったものと考えられる。

今回の契約期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であり、平成31年度には、次の契約期間のための選定作業を予定しているとのことであるが、再度、公募型プロポーザル方式を採用したとしても、大きな環境変化が無ければ、再び1者応札となる可能性が高い。「私会計」時代から各小・中学校からの給食食材の発注業務に関与してきた一般財団法人秋田市学校給食会以外に、応札する事業者の有無をあらためて確認する意味で、公募型プロポーザル方式を採用した意義は認めるものの、秋田市として、公募による競争性の発揮を求めるのであれば、より一層の競争促進策を採用する余地を検討する必要がある。例えば、応募要件に、学校に限らず病院などへの給食物資の供給業務も含まれる旨を明記するだけでなく、全市域を対象とした現行の契約を、市域を複数のブロックに分割し、契約単位を、より応募し易い規模に変更することなどが考えられる。いずれにしても、公募を行うのであれば、競争が実現するような方策を具体的に検討することが望ましい。

⑦ 秋田市学校給食物資安定供給業務委託における財務審査の実施について

【意見18】

今回の公募に際しては、特段、応募事業者の財務審査は行われておらず、応募事業者の決算書なども入手されていない。しかし、本件契約は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間にわたる複数年度の契約であるとともに、契約金額も3年間総額で3,984,375千円と多額にのぼる。また、小・中学校において給食が円滑に提供されるためにも、安定的な受託事業の遂行が求められるものである。

このため、プロポーザルの審査にあたり、契約期間にわたり適切に業務を実施し得る財務状況にあることを、審査時において確認することも有用なものとする。次回以降の公募に際しては、財務審査の実施について検討することが望ましい。

⑧ 秋田市学校給食物資安定供給業務委託におけるモニタリングの強化などについて【意見 19】

秋田市学校給食物資安定供給業務委託は、小・中学校において給食が円滑に提供されるためにも、安定的な受託事業の遂行が求められるとともに、多額かつ多種にわたる給食物資の調達を委託するものである。平成 29 年度における給食物資共同購入費の実績は、保存食用食材費なども含めて 1, 228, 157 千円にのぼるが、一方、一般財団法人秋田市学校給食会からの提案書によれば、その業務実施体制は、主担当者 1 人と副担当者 2 人とされている。

「公会計方式」を採用したばかりであり、かつ、受託事業者側が比較的少人数の体制であることから、秋田市としても、集計された月次および年度の実績報告書などの書面審査だけでなく、当該業務が適切に遂行されていることを適宜、調査することが有用なものとする。 「秋田市学校給食物資安定供給業務委託契約書」第 7 条には、秋田市は、当該委託事業の実施状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、又は監査することができる旨を定めており、実際、学事課の職員は入札にも立ち会ったことがあるとのことであるが、それ以外にも、例えば、納入する学校給食物資については、入札により秋田市への納入価格を決定する場合や、入札になじまないものとして仕入価格を納入価格とする場合があるが、それぞれについて、その結果が適切に集計・記帳され、秋田市への月次および年度の実績報告書に正確に反映されていることを確かめることは有用である。

また、本件業務においても、受託事業者の習熟度を向上させることが、より安定し、かつ効率的な給食物資の供給に寄与するものと考えられることから、今後、受託事業者へのモニタリングを強化した上で、契約期間 3 年間の業務遂行状況が良好と判断できるのであれば、2 期を限度に、契約を継続することを認めることも想定し得るものとする。

(参考)

「秋田市学校給食物資安定供給業務委託契約書」 抜粋

(調査等)

第 7 条 甲は、この委託事業の実施状況について、随時に調査し、必要な報告を求め、又は監査することができる。

⑨ 学校給食費の誤徴収とその対応について【意見 20】

当該事項について、以下の問題が発生した。

- ・口座引き落とし先の誤りによる誤徴収（児童および学校職員の学校給食費 4 月分について、口座引き落とし先の間違いにより過大に徴収してしまったもので、6/7（1 件）、6/9(4 件)、6/14(1 件)、6/20(1 件) 計 7 件（1,600 円～4,160 円）合計金額 25,040 円）
- ・督促状誤発送（学校給食費 4 月分の未納者 550 人に督促状を発送した際、誤った送り先に送付したもので、6/8（1 件） 6/16（1 件） 計 2 件）

誤徴収の原因については、学校給食費システムの受託業者が、保護者および学校職員から提出を受けた口座振替依頼書に記載された内容（口座情報と保護者の電話番号）を入力する作業において入力先を誤ったものであるとされている。

また督促状の発送先誤りの原因については、督促状宛先情報の取込み元である学事課の学齢簿システムにおいて、学事課職員が入力処理を誤ったことによるものであるとされている。

そして、当該再発防止策としては、受託業者のデータ入力や学事課のデータ入力におけるダブルチェック体制の確立が示され、教育委員会平成29年6月定例会で報告がなされているため、事後処理としては適切になされている。

しかし、公権力の下での誤徴収は重大な事故である。このため、委託先がこのような事故を起こした場合には、委託料の減額をするといったSLA（サービス・レベル・アグリーメント）等の一定のペナルティーも契約条項に含めることも考慮されたい。

3. 学校教育課

3-1 学校教育課の概要

(1) 所管事務の概要

学校教育課は以下の業務を担っている。

- ①教職員の任免、服務、給与その他勤務条件に関すること。
- ②教職員免許に関すること。
- ③学校経営の指導助言に関すること。
- ④学校教育の調査研究および教材、資料の作成に関すること。
- ⑤教育課程、学習指導および生徒指導の指導に関すること。
- ⑥校長および教職員の研修ならびに指導助言に関すること。
- ⑦生徒指導相談に関すること。
- ⑧学校給食および学校における食育の指導に関すること。
- ⑨児童生徒および教職員の健康管理に関すること。
- ⑩学校教育研究推進委員会に関すること。
- ⑪教育支援委員会に関すること。
- ⑫教育研究所に関すること。
- ⑬適応指導教室に関すること。
- ⑭課の予算経理に関すること。

(2) 主要な事業の概要

学校教育課が行う主要な事業は以下のとおりである。

【図表 50】主要事業一覧(学校教育課)

No	事業名	内容
1	「はばたけ秋田っ子」教育推進事業	全市的な学校間交流を推進するため、「中学校文化フェスティバル」「中学生サミット」を開催するとともに、複数校での合同体験活動を支援する。
2	副読本「わたしたちの健康」の作成	児童自らの健康や発育等を見つめ、望ましい生活習慣を身に付けることができるよう、副読本「わたしたちの健康」を作成し、活用の推進を図る。
3	小学校地区別陸上運動記録会の実施	体力の向上への意欲を高めるとともに、児童同士の交流を図ることを目的とし、小学校地区別陸上運動記録会を実施する。

No	事業名	内容
4	中学校部活動外部指導者派遣事業	専門的な技術を有する社会人を中学校の運動部および文化部に派遣する。
5	学校訪問指導や研修の充実	確かな学力をはぐくむ授業づくりや食育の推進、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実等を目指し、指導主事等による学校訪問指導や教職員研修の充実を図る。
6	学校給食支援員配置事業	学校給食の安全確保および食育の推進を図るため、学校給食事務を補助する非常勤職員を配置する。
7	「学校きらめきプラン」支援事業	校長の経営方針に基づき、啓発的な体験活動等を推進するなど、各校が重点的に取り組む教育活動を支援する。
8	第27回全国産業教育フェア秋田大会開催市負担金	産業教育の活性化と振興を図ることを目的として本市で開催される「第27回全国産業教育フェア秋田大会」の円滑な運営を図るため、実行委員会へ負担金を交付する。
9	副読本「わたしたちの秋田市」の作成	副読本「わたしたちの秋田市」を作成し、郷土の歴史や文化について理解を深める学習の充実を図る。
10	外国語指導助手の派遣	英語教育におけるコミュニケーション能力の向上を図るため、中学校及び高等学校に外国語指導助手(ALT)を派遣する。
11	小学校外国語活動外部指導者派遣事業	小学校高学年における外国語活動に、市内在住のネイティブスピーカーなどを派遣する。
12	日本語指導支援サポーターの派遣	多様な背景をもつ外国人児童生徒に対して、日本語指導支援サポーターを派遣し、一人ひとりの状況等に応じたきめ細かな支援の充実を図る。
13	秋田市いじめ対策委員会の運営	秋田市いじめ対策委員会による本市のいじめ防止の取組に対する意見や提言を踏まえ、取組の検証、改善を図る。
14	いじめ防止に係る啓発活動の推進	本市のいじめ防止のための基本的な方針への理解を深めるため、保護者向けリーフレットの作成やPTAと連携した講演会の開催などの啓発活動を推進する。

No	事業名	内容
15	教育相談体制の充実	不登校対応コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーや心の教室相談員、学校派遣相談員、関係機関と連携して、不登校に悩む子どもや保護者を支援するなど、児童生徒一人ひとりの状況に応じた組織的な対応の充実を図る。
16	適応指導センター「すくうる・みらい」の運営	不登校児童生徒を支援する各種事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適応指導教室「すくうる・みらい」の運営 ・ 体験活動の実施 ・ 引きこもりの児童生徒の家庭へのフレッシュフレンドの派遣 ・ 相談活動の実施 ・ 「心のふれあい相談会」の開催
17	「心の教室相談員」配置事業	生徒が悩みや不安などを気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在として、「心の教室相談員」を中学校に配置する。
18	学級生活支援サポーターの派遣	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の学級生活全般について支援するために、学級生活支援サポーターを派遣し、特別支援教育の充実を図る。
19	学校行事等支援サポーターの派遣	特別な支援を必要とする児童生徒のために、学校行事等に参加する際のサポーターを派遣し、特別支援教育の充実を図る。

(出所)「教育委員会事務の点検・評価報告書(平成 29 年度)」(平成 30 年 9 月、秋田市教育委員会)

(3) 職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 51】 職員の構成(学校教育課)

(単位：人)

区分	正規職員				非正規職員
	課長・室長	課長補佐	副参事	その他	嘱託職員
学校教育課	1	1	-	15	5
合計	1	1	-	15	5

(注) 学校教育課長は、教育次長が兼務しているため、表の人数に含まれていない。

(出所) 秋田市教育委員会提出資料による(平成 29 年 5 月 13 日現在)。

(4) 収支の状況

歳入及び歳出の推移及び状況は以下のとおりである。

【図表 52】 収支の状況(学校教育課)

(単位:円)

① 歳入

科目(款)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
県支出金	24,246,320	13,827,320	8,418,879	506,880	506,880
諸収入	4,495	145	3,255	81	89
歳入 計	24,250,815	13,827,465	8,422,134	506,961	506,969

② 歳出

款	項	目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育費			183,723,728	192,247,864	231,657,416	241,782,058	254,765,112
	教育総務費		168,523,961	176,849,553	216,135,108	222,127,660	234,647,410
	事務局費		116,726,589	127,699,846	142,800,590	157,394,677	171,883,903
	教育指導費		51,797,372	49,149,707	73,334,518	64,732,983	62,763,507
	小学校費		11,335,582	11,441,231	11,604,228	10,565,339	10,629,175
	教育振興費		11,335,582	11,441,231	11,604,228	10,565,339	10,629,175
	中学校費		3,864,185	3,957,080	3,918,080	9,089,059	9,488,527
	教育振興費		3,864,185	3,957,080	3,918,080	9,089,059	9,488,527
歳出 計			183,723,728	192,247,864	231,657,416	241,782,058	254,765,112

(出所) 秋田市教育委員会提出資料による。

3-2 監査の結果

(1) 中学校部活動外部指導者派遣事業

① 事業の目的

公益財団法人日本体育協会指導者育成専門委員会が平成26年7月に実施した『学校運動部活動指導者の実態に関する調査』によると「担当教科が保健体育ではない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」と回答した中学校教員は45.9%にもなり、そのうちの39.5%が「自分自身の専門的指導力の不足」を課題と認識しているというとのことであった。教員に専門性がない場合、技術指導もままならず、生徒のけがや事故等のリスクも認められる。そこで、市立中学校の部活動において、担当教員の競技技術・経験が不足している場合に、技術指導に堪能かつ指導者としてふさわしい者(以下、外部指導者とする)を中学校に派遣し部活動の充実を図ることが当事業の目的である。

② 事業の内容

ア. 派遣実績

近年の外部指導者の派遣実績は以下のとおりである。

【図表 53】 外部指導者の派遣実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
派遣人数(配置校)	50人(15校)	50人(16校)	50人(17校)

(出所)秋田市教育委員会提出資料による。

イ. 派遣条件等

『秋田市中学校部活動外部指導者派遣事業実施要項』（以下、実施要項とする）によると外部指導者の派遣条件等は以下のとおりである。

(参考)外部指導者の派遣条件等

項目	内容
派遣対象中学校	秋田市立中学校
外部指導者の要件	公立諸学校の教員以外の者で、当該部活動の技術指導に堪能でありかつ指導者としてふさわしい者
派遣の決定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動を受け持つ教員が、当該部活動について、初心者又は技術指導を困難に感じていると認められる者である場合 ・ 1部活動に外部指導者1人 ・ 前年度と同一の中学校への派遣も可

外部指導者の派遣条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣回数は、週 1 回程度とし、年間 20 回以内 ・ 1 回の派遣（指導）時間は、2 時間程度 ・ 派遣は、当該年度末まで ・ 外部指導者への謝金は、派遣 1 回につき 3,000 円
外部指導者の職務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部指導者は、担当する部活動を受け持つ教員とともに、生徒に対して技術指導を行い当該教員の指導の補助等を行うものとする。 ・ 外部指導者は、当該校長が定める部活動の指導方針を念頭に置いて、その職務にあたるものとする。

(出所)秋田市教育委員会提出資料による。

③ 事業費の予算と実績額

【図表 54】 予算額と実績額(過去 3 年度)

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
最終予算額	3,065	3,093	3,093
実績	3,026	3,045	3,087

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 決算額と内訳(平成 29 年度)

【図表 55】 決算額と内訳(平成 29 年度)

(単位:千円)

節	平成 29 年度決算額	主な内容
報償費	3,000	外部指導者への謝金
役務費	87	傷害保険料
合計	3,087	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑤ 外部指導者派遣決定前の派遣実施について【意見 21】

監査の結果、外部指導者派遣決定前の時期であるにもかかわらず、中学校へ外部指導者が派遣され、指導を行っている実態が見られた。

外部指導者派遣における年間スケジュールは、下表のとおりである。

(参考)外部指導者派遣における年間スケジュール

時期	実施内容
4月頭	人事異動を経て中学校の新年度開始、教員への部活動の割当
4月下旬 ～5月上旬	中学校校長から教育委員会へ「部活動外部指導者派遣申請書」提出
5月中旬	教育委員会にて外部指導者の派遣決定、中学校へ通知
5月中旬 ～5月下旬	中学校校長から教育委員会へ「部活動外部指導者派遣事業実施計画書」(以下、計画書)提出
5月下旬 ～翌年2月末	部活動外部指導実施
翌年2月末	中学校校長から教育委員会へ「部活動外部指導者派遣事業実施報告書」提出
翌年3月	教育委員会で「部活動外部指導者派遣事業実施報告書」(以下、報告書)確認後、外部指導者へ謝金支払

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

年間スケジュール上、外部指導者の派遣は教育委員会による派遣決定後の5月下旬からなされることとなる。しかし、二つの中学校において、5月下旬の派遣決定を待たずに4月から外部指導者が指導を行っている実態がみられた。このような運用は、4月から5月中旬までの期間限定ではあるが、外部指導者として委嘱を受けていない外部者が指導を行っていることを意味し、中学校の部活動としての責任区分の観点から問題がある。今後は、正式な派遣決定がなされてから外部指導者による指導を実施するよう各校に対し注意を促すべきである。

一方で、新チーム体制が発足する4月より外部指導者の指導を受けたいとするニーズも考慮すべきであるため、例えば、外部指導者の申請・決定時期を二段階設定し、急を要する部活動については早期に正式な手続きを行いうる体制の整備が望まれる。

⑥ 外部指導者派遣の決定経緯の文書化について【意見 22】

外部指導者派遣の決定条件として実施要項上「部活動を受け持つ教員が、当該部活動について、初心者又は技術指導を困難に感じていると認められる者である場合」と定められているが、派遣条件への準拠性が確認できないケースが散見された。

外部指導者派遣の決定にかかる業務フローは、中学校校長が外部指導者の派遣を希望する場合に、本事業の目的にふさわしい指導者を人選し、所定の「部活動外部指導者派遣申請書(様式1)」により、秋田市教育委員会に申請を行い承認・決定を受けることで派遣がなされる。

監査にて「部活動外部指導者派遣申請書(様式1)」を閲覧したところ、「申請理由」欄に以下のような記載がなされている事例が見られた。

(参考)申請理由記載事例

A 中学校	(外部指導者は)長く A 中学校で指導にあたっており、投手指導など専門的な知識に長けているため。
B 中学校	基本動作、技の練習、試合に向けての細かな技術指導をお願いしたいため。
C 中学校	コーチのおかげで C 中ソフトボール部は成り立っています。地域に根ざしたコーチの方がいらっしゃるの、大変ありがたいことです。地域の宝としてこれからも大切にしていきたいものです。
D 中学校	外部指導者は柔道の技術指導に卓越しており、東北・全国で活躍できる資質を有している本校の選手たちの指導に必要な存在である。また、豊富な経験から、県内外の柔道指導者との交流もあり、いろいろな練習機会、環境を選手に与える面からも的確なアドバイスがもらえるため。

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注)カッコは監査人追記

上記の申請理由の記載では「教員が、当該部活動について、初心者又は技術指導を困難に感じている」か否かは不明であり、外部指導者が担当競技に卓越した経験・技術・指導方法を有しているため指導要望をしているとも読み取れる。実態としてそのような運用が一部でもなされているとしたら、実施要項に反した運用であると同時に、原則として学区ごとに中学校が決まる現状の制度において、指導者の派遣決定の可否に対する不公平感も強く生じてしまう。

市の担当者によると、実際の運用としては管理職へのヒアリング等により要項上の準拠性は確認しているとしているが、その事実は少なくとも申請書からは読み取ることができない。今後は「部活動外部指導者派遣申請書(様式1)」上の申請理由について、実施要項上の決定条件に準拠した記載を求めたい。

(2) 学級生活支援サポーターの派遣事業

① 事業の目的

小、中学校において通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学級生活全般の支援(※)を行うため、学級に「学級生活支援サポーター」(以下、支援サポーター)を配置し、各児童生徒の特性に応じた適切な支援を行うことで、特別支援教育の充実を図ることを目的とする事業である。

(※)学級生活全般の支援の事例

(出所:文部科学省 『「特別支援教育支援員」を活用するために』)

- ・教室を飛び出して行く児童生徒に対して、安全確保や居場所の確認を行うこと。
- ・書くことに困難を示す児童生徒に対してテストの代筆などを行うこと。
- ・教員の指導補助として、制作、調理、自由遊びなどの補助を行う。
- ・学用品など自分の持ち物の把握が困難な児童生徒に対して整理場所を教える等の介助を行うこと。
- ・児童生徒の他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止等の安全に配慮すること。
- ・支援を必要とする児童生徒に対する、友達としてできる支援や適切な接し方を、担任と協力しながら周囲の児童生徒に伝えること。
- ・支援を必要とする児童生徒の得意なことや苦手なこと、理解しにくい行動を取ってしまう理由などを、周囲の児童生徒が理解しやすいように伝えること。

② 事業の内容

ア. 支援実績

近年の支援実績は下表のとおりである。対象児童数が年々増加し、その実態も多様化している中、支援サポーターも年々増加している。なお、支援サポーターは一人あたり児童生徒複数人を担当している場合が多い。

【図表 56】 支援サポーターによる支援実績(過去3年間)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
対象児童生徒数 (人)	395	117	434	141	554	157
	512		575		711	
支援サポーター (人)	103	31	117	31	122	40
	134		148		162	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

イ. 支援サポーター派遣条件等

『秋田市学校教育生活支援サポーター派遣要綱』（以下、派遣要綱とする）によると支援サポーターの派遣条件等は下表のとおりである。

(参考) 支援サポーターの派遣条件等

項目	内容
支援サポーターの身分	地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員
支援サポーターの要件	次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の資格を有する者 ・教諭もしくは養護教諭の免許状を有する者又はこれらに準ずる者 ・秋田市教育委員会がサポーターとして適当と認める者
支援サポーターの職務	派遣された学校において、当該校長の指揮監督の下、特別な支援を必要とする児童生徒および当該児童生徒が在籍する通常学級の教育活動全般を支援する。
支援サポーターの勤務条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約は年度毎の契約とする。 ・1週間当たり 25 時間以内とし、勤務日数は1週間あたり 5 日とするタイプと、1週間当たり 20 時間以内とし、勤務日数は1週間あたり 4 日とするタイプがある。 ・報酬額は1時間あたり 1,250 円とする。
派遣希望の申請要件	小、中学校校長は教育活動全般において特別な支援を必要とする児童生徒および当該児童生徒が在籍する通常学級の支援のためのサポーターの派遣が必要と認める場合は、サポーターの派遣を、秋田市教育委員会に申請しなければならない。
派遣の決定要件	秋田市教育委員会は、派遣申請があったときは、サポーター派遣の必要性を総合的に判断したうえで、予算の範囲内において、当該派遣の可否および時間数を決定し、当該申請を行った校長に通知する。

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

③ 事業費の予算と実績額

【図表 57】 予算額と実績額(過去 3 年間)

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
最終予算額	116,890	128,280	139,670
実績	116,577	128,280	139,613

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 決算額と内訳

【図表 58】 決算額と内訳(平成 29 年度)

(単位:千円)

節	平成 29 年度決算額	主な内容
報酬	139,613	学級生活支援サポーターの人件費
合計	139,613	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑤ 支援サポーター申請書の不備について【指摘 9】

支援サポーターの申請書類「学級生活支援サポーター派遣申請書兼個人票」において支援方針の記載漏れ、保護者の押印漏れ等が散見された。

支援サポーター派遣までの一連の業務フローは、校長が支援サポーターの派遣を必要と判断した場合に保護者と連携し「学級生活支援サポーター派遣申請書兼個人票」(以下、「申請書兼個人票」という。)を作成、教育委員会へ申請を行い、承認を得るという流れで行われる。申請書兼個人票の記載項目としては、「医療機関等による受診」「巡回相談等の利用」「諸検査の記録」等の他に、「対象児童生徒の実態」や「対象児童生徒に対する支援内容(できるだけ具体的に)」といった児童生徒の実態や今後の支援方針も明記される。申請書兼個人票には、申請の実施や支援方針への保護者の同意を示す押印もなされ、保護者・学校・支援サポーター・教育委員会間で情報を共有、児童生徒の支援に利用される。

支援サポーター申請にあたっては、保護者の要望を優先させることや、対象児童生徒の実態把握、支援方針の共有および個人情報の利用の観点から保護者の同意が必ず必要となる。以下、文部科学省 『「特別支援教育支援員」を活用するために(平成 19 年 6 月)』においても学校と保護者の連携は重要視されていることから、支援申請時に支援方針を定め保護者の同意を得ることは重要事項である。

申請書兼個人票を閲覧したところ、以下 2 点の問題点が認められた。

(参考)文部科学省 『「特別支援教育支援員」を活用するために』 Q&A 抜粋

Q7:学級担任や保護者、特別支援教育支援員の連携を図るにはどうしたらいいでしょうか。

A7:特別支援教育支援員を配置する場合は、担任と保護者が特別支援教育支援員の役割等を十分に理解しておくことが支援を要する子どもにとってとても重要であり、その上で個別の指導計画を基にした連携が図られなければなりません。また、個別の指導計画を改善するための校内委員会などには、教員と保護者だけでなく、特別支援教育支援員も参加できるようにしましょう。
～以下省略

【問題点①:申請書兼個人票の保護者押印漏れ】

小学校1年生多数、小学校4年生1人、小学校6年生1人の申請書兼個人票に、保護者の直筆でのサインや保護者押印がなされていなかった。このような運用では、申請の実施や支援方針に対する保護者の同意の有無がわからず、保護者と学校との連携が確認できないため問題がある。市の担当者によれば、小学校1年生の申請書兼個人票に押印等がない理由は、就学前相談等にて教育委員会・学校・保護者間で情報の共有出来ているため必ずしも押印等を求めているとのことであり、小学校4年生1人、小学校6年生1人の申請書兼個人票は単純な事務的なミスであり、押印こそないが関係者間の情報共有は問題なくできているとのことであった。

小学校1年生のケースにおいては、確かに就学前検診等で情報の共有は図れているかもしれないが、正式な申請に対する保護者の同意や、支援方針への同意を確認するという趣旨から保護者の押印は付すことは必要と考える。

また、小学校4年生1人、小学校6年生のケースでは当然に保護者押印は求められる。今後、同様の事務ミスが発生しないよう注意徹底を求めたい。

【問題点②:申請書兼個人票の支援内容の未記載】

A 小学校から申請がなされた4人分の申請書兼個人票について「対象児童に対する支援内容」が空欄であった。このような運用では支援方針が不明であり、保護者・学校・支援サポーター・教育委員会間で支援方針に関する情報共有が行えないため問題がある。市の担当者によれば、当該申請が時期的にタイトとなったため、支援内容を未記載のまま提出したものの、実際の支援現場においては指導方針を明確に定め運用しているとのことであった。今後、申請時に支援内容を明確に記載し、保護者の同意を客観的に確認できるよう書類を整備することが求められる。

最後に、監査における支援サポーターの業務日誌の閲覧等により、支援サポーターと教育委員会、学校が日々協力し、対象児童生徒に寄り添い、きめ細やかな支援を行っている実態が見て取れた。今後、前述の指摘等も考慮したうえ、より一層の特別支援教育の充実を期待したい。

(3) 学校行事等支援サポーターの派遣事業

① 事業の目的、内容

小、中学校における特別な支援を必要とする児童生徒に対し、校内外の学校行事（例えば社会科見学や運動会）に参加する際の学習活動を支援するため、学校の要望に応じて学校行事等支援サポーター（以下、行事サポーター）を派遣することで、特別支援教育の充実を図ることを目的とする事業である。平成 29 年度の行事サポーターは 37 人おり、派遣実績は、派遣人数が延べ 171 人、派遣時間は延べ 850 時間であった。行事サポーターへの報償金は 1 時間当たり 1,250 円支給される。

② 事業費の予算と実績額

【図表 59】 予算額と実績額(過去 3 年間)

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
最終予算額	1,625	1,625	1,545
実績	1,393	1,408	1,422

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

③ 決算額と内訳

【図表 60】 決算額と内訳(平成 29 年度)

(単位:千円)

節	平成 29 年度決算額	主な内容
報償費	1,265	学校行事等支援サポーターの謝金
役務費	157	傷害保険料
合計	1,422	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 傷害保険契約の随意契約理由の妥当性について【指摘 10】

学校行事等支援サポーターの傷害保険契約(年間 152,640 円)について、二者以上の見積もり合わせにて行われるべきであったが、1 者単独の随意契約がなされたことによって、高額なコストが生じた可能性が認められた。

市作成の「随意契約理由内申書」によれば単独随意契約の理由を「東京海上日動火災保険(株)の代理店である(有)〇〇保険事務所(監査人注 名前を伏している)は、当

課が行う事業内容に精通しており、他の事業にかかる保険金の請求にあたっても迅速な対応をしている。特別支援教育推進事業におけるサポーターの事故等にも同様の対応が求められることから、対応が可能で信頼のおける(有)〇〇保険事務所と秋田市財務規則第121条第1項第1号に基づき、単独随意契約するものである。」としている。

市が単独随意契約の直接的な根拠としている財務規則第121条第1項第1号(下記、参考)は随意契約における見積書の徴取についての規定であり、契約方法を随意契約に決定する根拠とはならない。したがって、契約方法を随意契約に決定するためには、地方自治法施行令第167条の2第1項のいずれかの号もしくは地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を受けて定められた財務規則第120条を根拠とする必要があり、随意契約理由内申書にその旨を記載し決裁を受けるべきであった。

本件については、地方自治法施行令第167条の2第2号(性質又は目的が競争入札に適しないもの)を根拠に随意契約したものと考えられるが、今回の契約は学校行事等支援サポーターの傷害保険契約であり、市提出の加入申し込み内容からも特段特別な契約内容でもなく、信頼性・迅速性という観点からも通常の保険会社(代理店含む)であれば十分に対応できるものと推察されることから、単独随意契約の合理性は認めがたいものとする。

結論として、契約は予定価格が152,640円と50万円を下回ることから随意契約が可能であるが(財務規則第120条)、財務規則第121条第1項(下記、抜粋)の定めにより二者以上から見積書を徴取し、安価な者と契約を行うことで競争性が発揮できたものとする。

(参考)

秋田市財務規則 抜粋

第121条 市長は、随意契約により契約しようとするときは、2人(次の各号のいずれかに該当する場合は、1人)以上の者から見積書を徴さなければならない。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
- (2) 1件の予定価格が5万円未満である時。

(4)「学校きらめきプラン」支援事業

① 事業の目的

秋田市立小中学校を対象に、校長の経営方針に基づき郷土秋田に根ざした教育を推進するなど、各校が重点的に取り組もうとする活動に対し予算措置をすることで、各校の特色を活かした教育の推進を目的とする事業である。

② 事業の内容

ア. 活動事例

「学校きらめきプラン」による予算は、各校の裁量で様々なことに使用されており次のような特色ある活動を行っている。

(参考)「学校きらめきプラン」活動事例

学校名	実施内容(一部)
A 小学校	・学年俳句大会の開催 ・声楽家とピアノ演奏者を招いてのミニコンサートの開催
B 小学校	・小学校内での野菜栽培 ・助産師による「命の大切さ出前授業」の実施
C 小学校	・エアロビックダンス講習会の実施 ・全学年における英語授業の実施
D 小学校	・将来の職業を考える活動として様々な職業の方の講話会の実施
E 小学校	・八橋陸上競技場でのスポーツ体験の実施 ・バケツ苗の栽培
F 中学校	・生徒会役員と吹奏楽部部員の東日本大震災被災地訪問および交流 ・秋田県民会館での全校生徒による合唱コンクールの開催
G 中学校	・もちつき大会の実施 ・職場体験活動の実施

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

イ. 各校への予算配当額

平成 29 年度「学校きらめきプラン」による各校への予算配当額は「250,000 円 + 学級数×15,000 円」であり、各校 300,000 円～800,000 円程度の範囲で予算措置がなされている。

③ 事業費の予算と実績額

【図表 61】 予算額と実績額(過去 3 年間)

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
最終予算額	33,026	30,938	29,705
実績	31,982	29,978	28,950

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 決算額と内訳

【図表 62】 決算額と内訳 (平成 29 年度)

(単位:千円)

節	平成 29 年度決算額	主な内容
報償費	7,404	講師謝金等
需用費	5,001	校外学習用消耗品等
役務費	1,913	校外学習用バス券・JR 券等
使用料及び賃借料	14,632	校外学習用バス借上等
合計	28,950	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑤ 「学校きらめきプラン」としてプロジェクト予算化することの意味について【意見 23】

当事業では、校長の経営方針に基づき重点的に取り組もうとする活動に対し予算配分を行っているが、実態としては重点的に取り組むと校長が決定した活動について広範囲の支出が可能であること、成果に関係なく各学校規模に応じた定額の予算配分であること等から、通常の各学校への予算配当と区別し「きらめきプラン」としてプロジェクト的な予算配当をする積極的な意味合いが見いだし難いと感じた。

「きらめきプラン」の業務フローは、各校から「活動計画書および活動予算書」が教育委員会に提出され、教育委員会の承認後に各校に予算配当がなされ、各校の活動実施後に教育委員会へ「決算報告書」及び「活動報告書」が提出されるという流れで行われる。

「活動計画書および活動予算書」を閲覧したが、その内容は活動名の記載と支出予算に留まり、当該計画書から校長の経営方針や具体的な活動内容は見えてこない(例えば「活動名:でかけてみよう 用途:タクシー代 金額:15,000 円」程度の記載に留まる)。また、「活動報告書」も活動計画書と照らし合わせるに活動結果が部分的にしか報告されていない実態が推察される。あえてプロジェクト化した予算である以上、計画にて校長の経営方針を明確化し活動内容との整合性を確認すること、活動報告では方針との整合性やその成果を詳細に測定し、次年度の業務実施に活かす等の一連のプロセスを構築すべきであったものとする。また、各学校における計画書・報告書の作成や教育委員会における承認など、プロジェクト化することで相応の人的コストが発生していることも想定されるため、プロジェクト化する効果が薄いと判断する場合には、学校に対する通常の配当にて予算化を行うべきである。

市の方針としても監査人と同意見であり、平成 30 年度以降は、「きらめきプラン」としてのプロジェクト予算化を中止し、通常の予算配当として予算化し同様の事業を行っているとのことである。

4. 生涯学習室

4-1 生涯学習室の概要

(1) 所管事務の概要

生涯学習室は以下の業務を担っている。

- ①生涯学習の推進に関する企画、立案および調査研究に関すること。
- ②生涯学習関連機関・施設の連携、協力に関すること。
- ③生涯学習の推進に必要な情報資料の収集および提供に関すること。
- ④生涯の各時期にわたる社会教育に関すること。
- ⑤視聴覚教育に関すること。
- ⑥青少年を主体とした各種講座、講習会等の開催に関すること。
- ⑦社会教育施設の設置および廃止に関すること。
- ⑧生涯学習関係団体および社会教育関係団体(他の所管に属するものを除く。)の育成に関すること。
- ⑨生涯学習推進委員会に関すること。
- ⑩社会教育委員に関すること。
- ⑪生涯学習奨励員に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- ⑫社会教育指導員に関すること。
- ⑬将軍野高齢者学習センターおよび視聴覚ライブラリーに関すること。
- ⑭太平山自然学習センター、自然科学学習館、公民館および図書館との連絡調整に関すること。
- ⑮室の予算経理に関すること。

(2) 主要な事業の概要

生涯学習室が行う主要な事業は以下のとおりである。

【図表 63】主要事業一覧(生涯学習室)

No	事業名	内容
1	高等教育機関や民間企業等と連携した社会教育の実施	多様化する市民のニーズに対応するため、大学等と協力してテーマを設定する市民大学講座や、市内の民間企業の協力による家庭教育講座を実施する。

No	事業名	内容
2	地域の自主的な学習活動への支援	学習活動を通じた地域のコミュニティづくりを推進するため、市民サービスセンターや公民館において、町内会や子ども会などの地域の団体等が自主的に企画する学習活動を支援する。
3	生涯学習に関する相談体制の充実	個々の学習活動を支援するため、市民サービスセンターや公民館の窓口等における日常的な学習相談を実施するほか、「市民サービスセンターまつり」や「コミセンまつり」において、生涯学習奨励員による特設の相談窓口を設置する。
4	各市民サービスセンターにおける社会教育の実施	多様な市民ニーズや社会の要請に対応した社会教育の推進を図るため、地域における社会教育に関する事務を各市民サービスセンターが担い、より地域の特色や課題を踏まえた各種教室・講座等を実施する。
5	ライフステージに対応した社会教育の実施	生涯を通じた学習を支援するため、市民サービスセンターや公民館等において、乳幼児、青少年、成人および高齢者の各ライフステージに対応した学級や講座等を実施する。

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(3)職員の状況

職員の状況は以下のとおりである。

【図表 64】職員の構成(生涯学習室)

(単位:人)

区分	職員			非常勤嘱託	総計
	室長	室長補佐	その他		
生涯学習室	1	1	10	3	15
合計	1	1	10	3	15

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(4) 収支の状況

歳入及び歳出の推移及び状況は以下のとおりである。

【図表 65】収支の状況(生涯学習室)

(単位:円)

① 歳入

科目(款)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国庫支出金	-	-	-	493,000	2,747,000
諸収入	41,520	42,120	150,000	170,008	150,000
歳入 計	41,520	42,120	150,000	663,008	2,897,000

② 歳出

款	項	目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	教育費		24,260,211	24,439,530	17,353,788	20,305,852	27,435,987
	社会教育費		24,260,211	24,439,530	17,353,788	20,305,852	27,435,987
		社会教育 総務費	24,260,211	24,439,530	16,538,853	10,694,210	16,413,199
		公民館費	-	-	814,935	8,892,581	11,022,788
		女性学習セン ター費	-	-	-	719,061	-
	歳出 計		24,260,211	24,439,530	17,353,788	20,305,852	27,435,987

(出所)秋田市教育委員会提出資料による。

4-2 監査の結果

(1) ライフステージに対応した社会教育の実施事業及び各市民サービスセンターにおける社会教育の実施事業

① 事業の目的

市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目的として、秋田市では、生涯学習室及び市民サービスセンター等において、市民の各ライフステージに応じた学級や講座等を実施している。

② 事業の実績

平成 29 年度に各所において主催された講座および学級数は下表のとおりである。下表におけるカウントの対象は市民を対象とした学級、講座、相談等であり、学習ボランティアの活動やサークル連絡協議会等の開催は含まない。また、複数回に亘って実施された講座・学級についても「1」としてカウントしている。

(参考)平成 29 年度 学級及び講座数

主催	乳幼児教育	青少年教育	成人教育	女性教育	高齢者教育	家庭教育	その他
生涯学習室		32	5			2	30
北部公民館	3	1	8	5	1		
中央市民 SC	1	2	6	7	7	1	1
東部市民 SC	1	4	4	3	2		2
西部市民 SC	4	6	6	3	2		3
南部市民 SC	1	3	6	2	1	1	2
北部市民 SC	3	4	3	2	1	1	1
河辺市民 SC	2	3	6	3	1		1
雄和市民 SC	1	6	3	1	1	1	1
合計	16	61	47	26	16	6	41

(出所)「平成 30 年度 秋田市の社会教育」より監査人作成

(学級・講座 具体的事例)

乳幼児教育・幼児学級(子どもの育て方・しつけ方の学習)、乳幼児体験学習
(親子で自然体験を通じて交流を深めながら子育て学習)

青少年教育・・・子ども写真会、料理教室、子どものプログラミング入門、夏休み子ども
陶芸教室、書道教室

成人教育・・・新成人のつどい(秋田市成人式)、ふるさと再発見セミナー、市民大学講座

女性教育・・・つけもの教室、健康料理教室、健やかな暮らしのための学習

高齢者教育・・・高齢者学級(健康で充実した暮らしを送るための知識習得・学習)

家庭教育・・・家庭教育学級(子育て講座を通じた家庭教育のありかたの学習)

その他・・・視聴覚教育(視聴覚ライブラリー上映会)、世代間交流、まつり

③ 事業費の予算と実績額

【図表 66】 予算額と実績額(過去 3 年間)

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
最終予算額	12,348	10,901	10,972
実績	10,411	9,618	9,724

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 決算額と内訳

【図表 67】 決算額と内訳(平成 29 年度)

(単位:千円)

節	平成 29 年度決算額	主な内容
報償費	5,465	講師等謝金
旅費	90	
需用費	2,147	消耗品、印刷製本費
役務費	908	成人式 会場整理委託費
使用料及び賃借料	732	成人式 会場設備等借上費
備品購入費	371	
その他	9	
合計	9,724	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑤ 生涯学習室が主催する青少年教育講座について【意見 24】

平成 29 年度、生涯学習室主催の青少年教育講座が 32 開催されているが、講座の年代別参加者数や定員充足率の内訳は次の表のとおりである。

市では、青少年教育の目的を「次代を担う若者(高校生・大学生を含む)の豊かな人間性と社会性を培うため学習の機会を提供すること」とし、青少年を 39 歳以下と定義している。

【図表 68】生涯学習室主催の青少年教育講座 参加者内訳

ア. 青年向け講座

No	講座内容	参加者数(※1) (人)						定員 (人)	定員 充足率	男性 参加者 (人)	男性 参加率
		10代 以下	20代	30代	40代 以上	不明	合計				
1	初めての薬膳	0	3	5	1	0	9	16	56%	1	11%
2	マナーの基本	0	1	2	1	0	4	20	20%	2	50%
3	ピラティス教室	1	0	9	2	0	12	20	60%	0	0%
4	本格イタリアン教室	0	8	10	2	0	20	16	125%	2	10%
5	アロマテラピー教室	0	5	4	1	0	10	20	50%	1	10%
6	背骨コンディショニング教室	0	2	10	14	0	26	30	87%	3	12%
7	夏料理教室	2	5	7	1	0	15	16	94%	2	13%
8	初心者そば打ち教室	0	3	3	1	0	7	8	88%	2	29%
9	中国茶教室	0	0	4	4	0	8	16	50%	0	0%
10	秋料理教室	0	2	6	2	0	10	16	63%	2	20%
11	インテリアコーディネート講座	1	0	7	3	0	11	40	28%	2	18%
12	バレトンでリフレッシュ	0	1	7	5	0	13	20	65%	0	0%
13	傾聴入門講座	0	2	5	2	0	9	40	23%	0	0%
14	スロージョギング教室	0	0	3	2	1	6	40	15%	2	33%
15	ペン字教室	0	1	4	2	0	7	10	70%	1	14%
16	交通安全教室	0	0	2	2	0	4	40	10%	1	25%
17	冬料理教室	0	3	6	3	0	12	16	75%	1	8%
18	エアロビクス教室	0	2	7	3	0	12	30	40%	0	0%
19	お金と食の知恵	0	0	5	13	0	18	20	90%	4	22%
20	バレンタインスイーツ	0	6	10	0	0	16	16	100%	1	6%
21	フェイスストレッチングセミナー	0	1	6	3	0	10	20	50%	0	0%
22	料理の基本教室	0	3	11	2	0	16	16	100%	4	25%
23	ルーシーダットン教室	2	7	10	5	0	24	30	80%	1	4%
24	なるほど!ザ韓国	0	3	3	4	0	10	20	50%	2	20%
25	和のスイーツ教室	0	4	6	1	0	11	16	69%	2	18%
26	ズンバで楽しく踊ろう	0	2	9	9	0	20	30	67%	1	5%
小計		6	64	161	88	1	320	582	55%	37	12%

イ. 児童生徒向け講座

No	講座内容	参加者数(※2) (人)						定員 (人)	定員 充足率	男性 参加者 (人)	男性 参加率
		10代 以下	20代	30代	40代 以上	不明	合計				
27	子どもプログラミング入門	27	0	0	0	0	27	30	90%	-	-
28	親子アクセサリ教室	6	0	0	0	0	6	5	120%	-	-
29	親子で楽しくパン作り	8	0	0	0	0	8	8	100%	-	-
30	親子クリスマスリース作り	12	0	0	0	0	12	10	120%	-	-
31	親子クリスマススイーツ作 り	8	0	0	0	0	8	8	100%	-	-
32	親子の八橋人形絵付体験	3	0	0	0	0	3	10	30%	-	-
小計		64	0	0	0	0	64	71	90%	-	-

ウ. 青少年教育講座 (①②合算)

No	講座内容	参加者数 (人)						定員 (人)	定員 充足率	男性 参加者 (人)	男性 参加率
		10代 以下	20代	30代	40代 以上	不明	合計				
合計		70	64	161	88	1	384	653	59%	-	-

(表に係る補足事項)

- ・ 講座を「ア. 青年向け講座」「イ. 児童生徒向け講座」の二区分に分けて記載している。アは青年(10代後半以上～39歳以下)を主な対象とした講座であり、イは親子教室等の児童生徒を主な対象とした講座である。
- ・ 表中(※1)参加者数は、講座のアンケート回答より監査人が集計した。アンケートは講座参加者のほぼ全員が提出している状況である。なお、全3回等の複数回開かれる講座については、最終回にアンケートをとっているため講座最終回の参加者となる。
- ・ 表中(※2)参加者数は、親子教室や小学生プログラミング講座等の児童生徒向けの講座であり、参加者を全て10代以下とカウントした。
- ・ No28～32の講座は親子教室であり、親子1組で「1人」とカウントしている。

【問題点①:「イ. 児童生徒向け講座」の拡充検討について】

「表 生涯学習室主催の青少年教育講座 参加者内訳」(以下、「表 参加者内訳」という。)において、講座を【ア. 青年向け講座】と【イ. 児童生徒向け講座】に分割したが(講座区分は前頁(表に係る捕足事項)参照のこと)、それぞれの区分における開催講座数、参加者数、定員充足率をまとめると以下の通りである。

【図表 69】生涯学習室主催の青少年教育講座 参加者内訳

講座区分	開催講座数	参加者数	定員充足率
ア. 青年向け講座	26 講座	320 人	55%
イ. 児童生徒向け講座	6 講座	64 人	90%

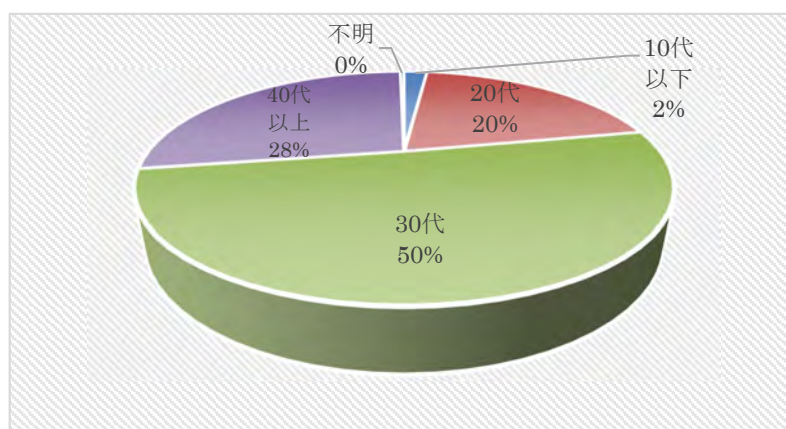
(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

「イ. 児童生徒向け講座」の定員充足率は 90%と高いが、「ア. 青年向け講座」の定員充足率は 55%に留まる。すなわち、「イ. 児童生徒向け講座」は、「ア. 青年向け講座」と比較し開催数が少数であるが定員充足率が高く市民のニーズが高いことがうかがえる。実際に、「表 参加者内訳」における「イ. 児童生徒向け講座」の全 6 講座中、No28 から No31 までの 4 講座は 100%を超える定員充足率を確保しており人気が高い。講座内容の決定にあたっては政策的な側面(例えば、市民の健康管理からジョギング教室、交通リスク低減のための交通安全教室等)があるにせよ、市民のニーズを汲んだ行政運営という観点を重視すれば、「ア. 青年向け講座」の企画毎の需要動向を調査のうえ必要に応じては開催を縮小する一方で、「イ. 児童生徒向け講座」の拡充を検討されたい。

【問題点②:「ア. 青年向け講座」の参加年齢について】

秋田市は青少年を 39 歳以下と定義し、青少年教育を「次代を担う若者(高校生・大学生を含む)の豊かな人間性と社会性を培うため学習の機会を提供すること」としているが、平成 29 年に実施した 26 の「ア. 青年向け講座」の参加者年代別割合は次の円グラフのとおり、40 代以上:28%、30 代:50%、20 代:20%、10 代:2%と、10 代、20 代の参加者が少なく、30 代、40 代以上の世代の比率が多い傾向がみられた。

【図表 70】「ア. 青年向け講座」の世代別参加割合



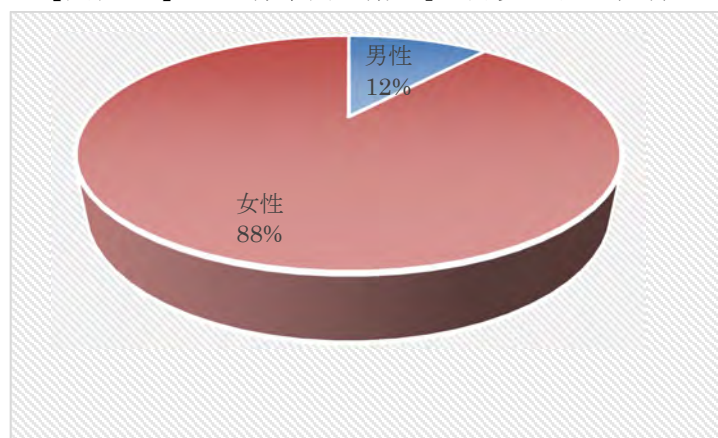
一般論として、このような講座については、10代、20代の参加が低下する傾向があるものと推測されるが、あえて青少年教育として講座を企画しておきながらも、本来の対象ではない40代以上の参加者が28%を占めている状況や、青年向け講座全体での定員充足率が55%と決して高くはないことを勘案するに、次代を担う若者への学習の機会を提供するという青少年教育の目的を十分に達成できていない現状と史料される。

今後の対策としては、10代20代に配慮しつつ39歳以下の青年のニーズを十分に検討し、ニーズにあった講座を開催することや、そのニーズが見込まれない場合には、40代以上の者や児童生徒向けの講座の拡充も検討するといった対応を検討されたい。

【問題点③:「ア. 青年向け講座」の参加者性別について】

「ア. 青年向け講座」の参加者男女別割合は下の円グラフのとおり、男性:12%、女性:88%と女性の割合が圧倒的に高いことがわかる。

【図表 71】「ア. 青年向け講座」の男女別参加割合



青少年教育の趣旨に鑑みれば、男女関係なく学習機会は確保されるべきであり、また、生涯学習講座に対する男性の需要も相応にあるものと考えられる(例えば、男性向け料理教室、男性向けダイエット講座、筋肉トレーニング講座、絵画教室等)。

今後、男性の参加をも見込める講座の拡充を要望したい。

5. 秋田市太平山自然学習センター

5-1 秋田市太平山自然学習センターの概要

(1) 所管事務の概要

① 施設の目的

太平山周辺の豊かな自然環境の中、宿泊を伴う集団生活、自然体験、創作的活動、野外活動などを通じて、青少年の健全な育成および市民の生涯学習の推進を図ることを目的とした施設である。自然学習センターの名称、通称は公募にて「まんたらめ」とされており、アイヌ語で「源流、源」という意味のあるこの地の地名「マンタラメ」に由来している。

② 施設の施設・設備概要

ア. 自然学習センターの概要

自然学習センターの施設概要は以下の通りである。

【図表 72】 自然学習センターの施設概要

項目	内容
施設写真	 <p data-bbox="491 1783 1161 1816">(駐車場より自然学習センター正面玄関方向を撮影)</p>

項目	内容
開館年月日等	平成 15 年 8 月 22 日 秋田市では昭和 45 年から 33 年間にわたり、秋田市の小中学生を対象に「大森山少年の家」での宿泊研修を実施してきたが、施設の老朽化や完全学校週 5 日制への対応などから、平成 13 年度から約 3 年間、24 億円を投じて新たに太平山自然学習センター(以下、自然学習センターとする)を建設し、平成 15 年に開館した。
敷地面積	40,450 m ²
建物全体面積	5,337 m ²
駐車場	35 台
回遊散策路	1 周 400m
休館日	・第 2・4 月曜日(月曜日が休日の場合、翌火曜日が休館となる) ・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

イ. 施設・設備の概要

自然学習センターの施設・設備内容は以下の通りである。

【図表 73】自然学習センターの施設・設備内容

施設・設備		内容							
屋内施設	宿泊室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階に 9 室(特別室 2 室、和室 1 室を含む)、2 階に 8 室の計 17 室があり、定員 188 人。 ・ 特別室は電動ベッド 2、バス・トイレ付きのバリアフリー対応。 ・ 一室に、1 階は 11 人(ベッド 6 人、畳 5 人)、2 階は 12 人(ベッド 6 人、畳 6 人)が宿泊できる。2 階の宿泊室はロフト構造となっている。 ・ なお、1 階の特別室は 4 人、和室は 18 人の定員。 							
	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 人用のテーブルを 29 台(174 人分)常設。 ・ 追加テーブルといすを使用した場合、最大 228 人程度まで対応可能。 ・ 希望がある場合、利用者へ食事提供をおこなっており、徴収する食事代は以下の通り。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本食</td> <td>朝食</td> <td>540 円</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>540 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		金額	基本食	朝食	540 円	昼食
区分		金額							
基本食	朝食	540 円							
	昼食	540 円							

施設・設備		内容	
		夕食	800 円
		特別食	個別対応
	(食事料金についての捕捉事項)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本食とは栄養面等を考慮した所定の食事であり、特別食とは BBQ セット等の利用者の要望に応じ提供する食事である。 ・ 記載の料金は一般対象となり、市立小中学校の宿泊研修においてはこの半額となる。
	研修スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出会いの集い、別れの集い、室内レクリエーション、キャンドルサービスなど、多目的に使用可能。 ・ ピアノ、プロジェクター、スクリーン、アンプ(ワイヤレスマイク 2 本、CD、DVD、VHS ビデオ等使用可能)を常備している。 	
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一度に 30 人ほどが入浴可能。 ・ 設備として、シャワーは 15 個、脱衣の棚は 42 個ある。 ・ リンスインシャンプー、ボディーシャンプー、ドライヤーを準備している。 	
屋外施設	ワークショップ(工作室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創作的な活動に使用でき、50 人ほどが活動可能。 ・ 製作に必要な道具類も多数準備している。 	
	大屋根広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨でもキャンプファイヤーができる野外営火場。キャンプファイヤーだけでなく、雨天時の活動場所としても多目的に利用可能。 	
	炊事棟	<ul style="list-style-type: none"> ・ A と B の 2 棟があり、釜場は A 棟に 6、B 棟に 4 ある。 ・ 飯ごう炊飯、調理などの道具類も貸し出ししている。 ・ 炊事棟前には A、B それぞれに 21 台の野外テーブルがあり、250 人程度までは食事ができる。 	
	テントサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・ テントサイトは全部で 42 あり、最大で 250 人程度が宿泊できる。 	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

③ 施設の利用形態

自然学習センターの利用形態は、市内小中学校が宿泊研修を行う「学校教育利用」、一般の方々が利用する「一般利用」、センターが企画・運営する「主催事業」に分けられる。

ア. 学校教育利用

自然学習センターでは秋田市内の小中学校で実施する宿泊研修を受け入れている。1泊2日の宿泊訓練では、野外炊飯、テント泊、登山、工作などの活動も併せて実施されており、家族以外の者と一緒に生活することで社会のルールやマナーを学ぶことや、自然に親しむ心を培うことを目的としている。

イ. 一般利用

青少年の心身の健全な育成および市民の生涯学習の推進を図るための研修を目的とした団体・家族であれば、自然学習センターを利用することが出来る。一般利用は学校の宿泊研修と重ならない日程で、市内・市外の住所を問わず利用者を受け入れている。

一般利用では利用料金を徴収しており、以下の通りである。

(参考)自然学習センター 一般利用 料金表

種類		区分		部屋・テント代	使用料
宿泊 使用 料金	宿泊室	宿泊者	一般	1人1泊につき	2,160円
			小・中学生		1,080円
		日帰り者 (※)	一般	1人1泊につき (10時～21時)	300円
			小・中学生		150円
	テント	宿泊者		1張1泊につき	1,200円
		日帰り者 (※)	一般	1人1泊につき (10時～21時)	100円
小・中学生			50円		
浴室		小学生以上1人1回につき		100円	
日帰 使用 料金	本館	宿泊室	4人部屋	1時間につき	200円
			11人部屋		200円
			12人部屋		200円
			18人部屋		300円
	研修スペース				800円
	食堂				600円
	大屋根	大屋根広場			1,200円
	研修棟	ワークショップ			500円
	炊事棟				300円

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(※)日帰り者とは、宿泊者ととも施設を使用するものをいう。

ウ. 主催事業

主催事業とは、自然学習センター自らが企画した事業であり、平成29年度においては、小中学生対象事業として「ちびっこキャンプ」や「中学生交流キャンプ」、家族対象事業として季節ごとのファミリーキャンプ、一般対象事業としてガーデニング教室等の計10の事業(12事業を計画していたが、2事業は天候により中止)を実施した。

④ 施設の利用人数

自然学習センターの平成24年度～平成29年度の利用実人数の推移は下表およびグラフのとおりである。平成29年度の利用者は、少子化の影響による小学校・中学校の利用減少、天候に左右された影響等から前年比496人減の8,154人となった。

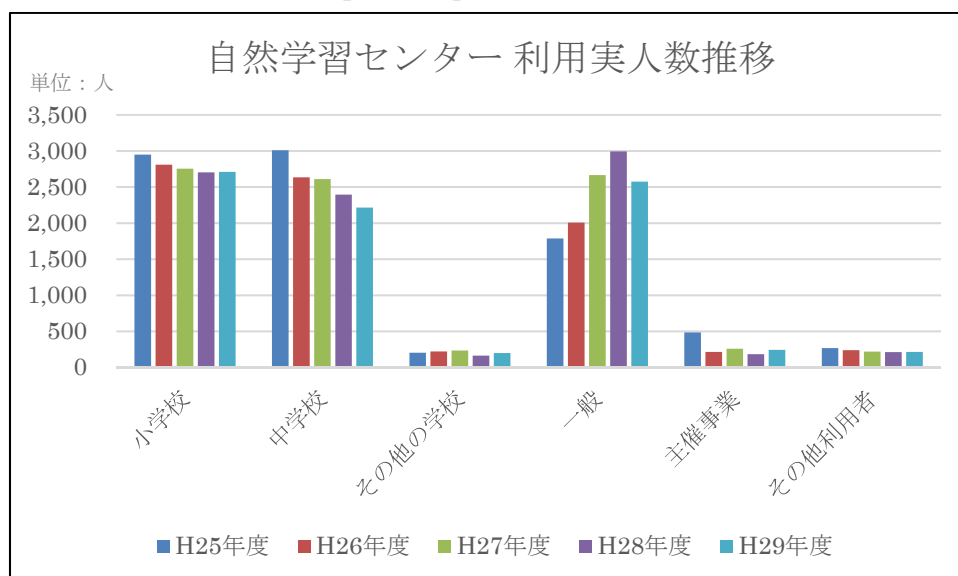
(参考)自然学習センター 利用実人数推移

(単位:人)

利用区分	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
小学校	2,949	2,810	2,754	2,703	2,710
中学校	3,008	2,634	2,610	2,394	2,214
その他の学校	204	222	235	165	199
一般	1,787	2,007	2,665	2,993	2,573
主催事業	486	214	260	183	243
その他利用者	269	239	220	212	215
合計	8,703	8,126	8,744	8,650	8,154

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

【図表 74】利用者の推移



⑤ 職員の状況

自然学習センターの平成 29 年 4 月 1 日における職員の状況は以下のとおりである。

【図表 75】 職員の状況

(単位:人)

区分	正規職員				嘱託職員		臨時職員	合計
	副所長	主席 主査	主査	その他	所長	その他		
自然学習センター	1	1	3	2	1	1	1	10
合計	1	1	3	2	1	1	1	10

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑥ 収支の状況

【図表 76】 収支の状況

ア. 歳入

自然学習センターにおける歳入の大部分は施設利用者より受け入れる使用料及び手数料であり、毎期 300 万円前後で推移している。

(単位:円)

科目(款)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
使用料及び手数料	2,365,111	2,631,195	2,984,210	2,882,641	2,596,706
諸収入	42,833	48,489	50,414	52,218	53,968
歳入 計	2,407,944	2,679,684	3,034,624	2,934,859	2,650,674

イ. 歳出

自然学習センターにおける支出は、ここ 3 年、毎年 6, 100 百万円前後の歳出で推移している。

(単位:円)

款	項	目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育費			54,350,644	58,556,507	61,183,573	60,822,166	61,109,125
	社会教育費		54,350,644	58,556,507	61,183,573	60,822,166	61,109,125
		太平山自然 学習センター費	54,350,644	58,556,507	61,183,573	60,822,166	61,109,125
歳出 計			54,350,644	58,556,507	61,183,573	60,822,166	61,109,125

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

5-2 監査の結果

① 熊侵入防止用フェンスの公有財産台帳への登録漏れについて【指摘 11】

ここ数年、秋田県ではかつてないほど熊(ツキノワグマ)の目撃情報があり、人身被害や農作物被害が多発している状況にある。自然学習センターも熊の生息域に位置し、目撃情報も多数あることから利用予約のキャンセルも発生しており、また活動内容の変更を余儀なくされた利用者もいる。そこで、平成 30 年度に施設半周分の金属の熊侵入防止用フェンス(平成 30 年 9 月 20 日完成(検査合格)10,301,040 円 下記、写真参照)を設置し、平成 15 年に設置した電気柵と併せて、自然学習センター一周を取り囲むかたちで熊侵入防止措置が図られた。

写真:平成 30 年度取得 熊侵入防止用フェンス



この平成 30 年度に取得した熊侵入防止用フェンス(以下、「フェンス」という。)について、平成 30 年 11 月 8 日の現地監査時点にて、公有財産台帳への登録が漏れていることが判明した。フェンスは公有財産の区分種目上「区分:工作物 種目:囲障」に該当し、その管理は秋田市財務規則にて「常にその現況を把握し、公有財産の現況と～省略～公有財産台帳および関係図面との照合」ができることが求められ(第 190 条関係)、「財産管理者は、公有財産台帳を～省略～調製し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」とし(第 211 条 1 項)、「公有財産に異動があったときは、速やかに台帳を整理」することが求められている(第 211 条 3 項)。

以上を鑑みるに、平成 30 年 9 月 20 日完成のフェンスが平成 30 年 11 月 8 日時点で公有財産台帳に登録されていない事実は、「速やかに台帳を整理」すべきとする秋田市財務規則に反する取扱いである。なお、担当者は事務手続き上の漏れと説明し

ているが、過去、平成 15 年 8 月 6 日に設置した電気柵も公有財産台帳登録漏れにより、平成 17 年 3 月 1 日に遡及登録されるという同様の誤謬も認められたことから、今後は認識を改め、厳重かつ適時適切な公有財産管理を求めたい。

(参考)秋田市財務規則 抜粋

第 190 条 財産管理者は、その所管に属する公有財産について、常にその現況を把握し、次の各号に掲げる事項に留意して管理しなければならない。

- (1) 公有財産の維持、保全および利用の状況
- (2) 使用料又は貸付料の適否
- (3) 土地の境界
- (4) 公有財産の増減およびその証拠書類
- (5) 公有財産の現況と登記簿又は登録簿、公有財産台帳および関係図面との照合

第 211 条 1 項 財産管理者は、公有財産台帳(以下「台帳」という。)を、管財担当課長は、公有財産台帳副本(以下「副本」という。)を行政財産および普通財産ごとに調製し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない。

第 211 条 3 項 財産管理者は、その所管に属する公有財産に異動があったときは、速やかに台帳を整理し、公有財産異動報告書に前項の関係書類を添えて管財担当課長に報告しなければならない。

② 収入金日計表の誤記載について【意見 25】

利用者より受け入れる施設利用料の管理簿「総括兼収入金日計表(以下、「日計表」という。)」に誤記載があった。

日計表の記載事項は、前日繰越に当日の利用料収入を加算、金融機関への払込を減算し、翌日への繰越分を算出・記載するものとなっている。

平成 29 年 11 月 6 日の日計表を閲覧したところ、前日繰越(0 円)に、当日の利用料収入(21,230 円)、金融機関への払込(0 円)、翌日への繰越分(0 円)と記載されており、計算が合わない(日計表上、0 円+21,230 円-0 円=0 円という計算になる)。金融機関への払込兼領収書を確認する限り、正しくは金融機関への払込(21,230 円)と記載すべきであった。金融機関への払込証憑の確認等から、不正等の意図はなく、また実損失も発生せず、単純な日計表記載上の事務ミスに過ぎないことはわかるが、公金の適切な管理という観点から、今後は収入金日計表の正確な記載を求めたい。

なお、市では当意見を受け、直ちに日計表の修正を実施したとのことである。

③ 非展示絵画の有効活用について【意見 26】

監査において、備品「絵画 20 号「ロアール川端の古城」田中亜木男作 台帳金額 499,000 円」が倉庫に保管されていることを発見した。当該絵画は、担当者によれば、長期間、展示されることなく倉庫に保管されているとのことである。なお、絵画は布等で嚴重に梱包のうえ保存されており、今回の監査ではその梱包を解くことはしていない。

絵画は本来、展示され、多くの市民の目に触れてこそ利用価値が認められるものであり、展示可能であるならば積極的に展示を行うべきである。展示が行われず倉庫に保管されるに至った経緯は定かではないが、施設利用者に乳幼児も含まれることから安全性等を配慮のうえ展示を断念する判断があったのではないかとのことであった。

自然学習センターへの展示が難しい場合には、市の財務会計システムにはリサイクル公開登録機能の活用も考えられる。リサイクル公開登録機能は平成 23 年度から運用開始された機能であり、財務システム上登録されている備品について現在所管する課所室において不用となったが、まだ使用可能なものを全庁に公開することにより、それを必要とする課所室に情報提供を行い備品の所管換えを可能にする等、備品の有効活用を図るための機能である。当該絵画については、この機能を十分に活用し、当該絵画が展示されずに遊休状態となっていることを全庁に周知する等再度利活用に向けた手段を講ずることも検討すべきである。また、インターネット等の調査によれば、当作者の絵画は少数ながら市場流通していることも確認できることから、全庁的に活用が難しい場合には売却の手続きも検討すべきである。

加えて、この絵画が保管されている倉庫は特段、湿度・温度管理がなされていない状況であり、絵画の品質劣化も懸念される。現在の保管方法が絵画の品質劣化につながるものでないかについて十分な検討を行うことも必要である。

なお、市では当意見を受け、下記写真のように自然学習センター内に展示を開始したとのことである。

写真:展示絵画



6. 図書館(中央図書館明德館、土崎図書館、新屋図書館、雄和図書館)

6-1 図書館の概要

(1) 所管事務の概要

図書館(中央図書館明德館、土崎図書館、新屋図書館、雄和図書館)の所掌事務は以下のとおりである。

【中央図書館明德館】

- ① 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理および保存に関すること。
- ② 図書館資料の利用に関すること。
- ③ 読書相談および対面朗読に関すること。
- ④ 移動図書館に関すること。
- ⑤ 図書館協議会に関すること。
- ⑥ 分館に関すること。
- ⑦ 中央図書館明德館文庫に関すること。
- ⑧ 土崎図書館、新屋図書館および雄和図書館との連絡調整に関すること。
- ⑨ 中央図書館の予算管理に関すること。

【土崎図書館、新屋図書館、雄和図書館】

- ① 図書館資料の収集、整理および保存に関すること。
- ② 図書館資料の利用に関すること。
- ③ 読書相談および対面朗読に関すること。
- ④ 各図書館の予算経理に関すること。

(2) 主要な事業の概要

平成 29 年度における図書館(中央図書館明德館、土崎図書館、新屋図書館、雄和図書館)の主要な事業は以下のとおりである。

【図表 77】主要事業一覧(図書館)

No	事業名	内容
1	子ども読書活動推進事業 (中央図書館明德館)	市立の全小・中学校に学校図書館サポーターを派遣し、学校図書館の環境整備や読み聞かせ、調べ学習への協力等を通じて各校の読書活動を支援するとともに、児童生徒を対象に選書などの図書館体験事業を実施する。

No	事業名	内容
2	学習活動機会の充実 (各図書館)	市民に親しまれる情報拠点として、市民のニーズに対応した各種講座や講演会、資料展示等を開催する。
3	子どもの成長段階に応じた読書活動の支援 (各図書館)	子どもたちの読書環境づくりを支援するため、各種事業を展開する。
4	利用者の利便性の向上 (中央図書館明德館)	図書館サービスをより身近な場所で提供するため、フォンテ AKITA 内の「明德館文庫」を運営するほか、移動図書館(イソップ号)による市内巡回を実施する。
5	情報発信サービスの充実 (各図書館)	市民が各種情報を利活用しやすい環境を整備するため、ホームページやツイッター等による情報提供およびレファレンスの充実を図る。
6	関係団体との連携による読書活動の推進 (各図書館)	各地域のボランティア団体等との連携により、おはなし会や障がい者向けの朗読サービスなど、市民が本に親しむ機会の充実を図る。
7	学習環境の整備・充実 (各図書館)	市民の読書活動や学習に必要な資料を広く収集・提供するほか、施設環境の改善を図るため、老朽化の著しい施設設備を計画的に改修する。

(出所)「教育委員会事務の点検・評価報告書(平成 29 年度)」(平成 30 年 9 月、秋田市教育委員会)

(3)職員の状況

平成 29 年度における中央図書館明德館及び各図書館の職員の状況は以下のとおりである。

【図表 78】職員の構成(図書館)

(単位:人)

① 中央図書館明徳館

区分	正規職員						再任用	非正規職員
	事務長	参事	副参事	主席主査	主任、主事	技能主査	(館長、主査)	嘱託/臨時
館長、事務長	1	-	-	-	-	-	1	-
庶務担当	-	-	-	1	1	2	-	-
図書管理担当	-	1	-	1	1	-	1	24
河辺分館	-	-	1	-	-	-	-	2
合計	1	1	1	2	2	2	2	26

(出所)秋田市教育委員会提出資料による(平成29年5月13日現在)。

(注1)河辺分館長(副参事)は、常勤館に計上。中央図書館及び雄和図書館の副参事を兼務。

(注2)司書資格を有する者は18人。

(注3)その他、学校図書館サポーター(非常勤嘱託)5人。

② 土崎図書館

区分	正規職員			再任用	非正規職員
	主席主査	主査	主任、主事	(館長、主事)	嘱託/臨時
館長	-	-	-	1	-
担当	1	1	2	1	4
合計	1	1	2	2	4

(出所)秋田市教育委員会提出資料による(平成29年5月13日現在)。

(注1)司書資格を有する者は5人。

(注2)その他、学校図書館サポーター(非常勤嘱託)2人。

③ 新屋図書館

区分	正規職員			再任用	非正規職員
	副参事	主査	主事	(館長、主査)	嘱託/臨時
館長	-	-	-	1	-
担当	1	1	-	1	6
合計	1	1	-	2	6

(出所)秋田市教育委員会提出資料による(平成29年5月13日現在)。

(注1)司書資格を有する者は6人。

(注2)その他、学校図書館サポーター(非常勤嘱託)2人。

③ 雄和図書館

区分	正規職員			再任用	非正規職員
	副参事	主査	主事	(館長、主査)	嘱託/臨時
館長	-	-	-	1	-
担当	1	-	-	-	3
合計	1	-	-	1	3

(出所)秋田市教育委員会提出資料による(平成29年5月13日現在)。

(注1)司書資格を有する者は0人。河辺分館副参事(司書)が兼務。

(注2)その他、学校図書館サポーター(非常勤嘱託)1人。

(4)収支の状況

歳入及び歳出の推移及び状況は以下のとおりである。

【図表 79】収支の状況(図書館)

(単位:円)

① 中央図書館明德館

ア. 歳入

科目(款)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
使用料及び手数料	288,500	266,176	237,110	201,117	231,019
県支出金	45,047,000	67,903,000	9,194,000	-	-
財産収入	1,188,607	1,117,823	1,117,823	1,117,823	1,195,020
諸収入	275,012	328,614	1,475,795	1,447,464	1,404,038
歳入計	46,799,119	69,615,613	12,024,728	2,766,404	2,830,077

イ. 歳出

款	項	目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
教育費			130,938,178	177,235,663	133,556,402	133,965,939	133,117,595
	社会教育費		130,938,178	177,235,663	133,556,402	133,965,939	133,117,595
		図書館費	130,938,178	177,235,663	133,556,402	133,965,939	133,117,595
歳出計			130,938,178	177,235,663	133,556,402	133,965,939	133,117,595

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

② 土崎図書館

ア. 歳入

科目(款)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
使用料及び手数料	91,000	96,000	71,100	64,800	42,300
諸収入	55,690	56,610	44,568	51,418	49,070
歳入 計	146,690	152,610	115,668	116,218	91,370

イ. 歳出

款	項	目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育費			20,680,521	27,611,467	15,916,296	21,339,687	15,962,378
	社会教育費		20,680,521	27,611,467	15,916,296	21,339,687	15,962,378
		図書館費	20,680,521	27,611,467	15,916,296	21,339,687	15,962,378
歳出 計			20,680,521	27,611,467	15,916,296	21,339,687	15,962,378

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

③ 新屋図書館

ア. 歳入

科目(款)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
諸収入	40,360	40,120	23,910	22,760	48,040
歳入 計	40,360	40,120	23,910	22,760	48,040

イ. 歳出

款	項	目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育費			15,021,066	16,388,442	19,017,811	15,383,287	15,095,324
	社会教育費		15,021,066	16,388,442	19,017,811	15,383,287	15,095,324
		図書館費	15,021,066	16,388,442	19,017,811	15,383,287	15,095,324
歳出 計			15,021,066	16,388,442	19,017,811	15,383,287	15,095,324

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 雄和図書館

ア. 歳入

科目(款)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
諸収入	-	1,400,000	-	-	-
歳入 計	-	1,400,000	-	-	-

イ. 歳出

款	項	目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
		教育費	5,489,239	8,388,463	6,589,456	6,267,798	5,108,460
		社会教育費	5,489,239	8,388,463	6,589,456	6,267,798	5,108,460
		図書館費	5,489,239	8,388,463	6,589,456	6,267,798	5,108,460
		歳出計	5,489,239	8,388,463	6,589,456	6,267,798	5,108,460

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

6-2 監査の結果

(1) 利用者の利便性の向上(中央図書館明德館)

① 事業の目的

図書館サービスをより身近な場所で提供するため、フォンテ AKITA 内の「明德館文庫」(以下、「フォンテ文庫」という。)を運営する他、移動図書館(イソップ号)による市内巡回を実施するもの。

② 事業の内容

ア. フォンテ文庫

フォンテ文庫は、中央図書館明德館の文庫として、平成 23 年 7 月に秋田駅前フォンテ AKITA6 階に「子育て・学び・文化施設」として開設されたものである。サービスカウンターにおいて、事前予約した図書の貸し出しを受けることができる他、市立図書館各館にて貸し出しを受けた図書の返却が可能である。商業ビル内という立地特性を活かし、子どもが読書やおはなし会を楽しむ子どもライブラリーと、大きな活字の語学辞典などを備えた市民学習スペース(全 80 席)が設置されている。この 5 か年度における入館者数および貸出冊数に大きな変動は無く、5 年間平均で、入館者数は約 115,802 人/年、貸出冊数は約 8,329 冊/年の水準にある。

【図表 80】フォンテ文庫の入館者数および貸出冊数の実績

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入館者数	115,824 人	119,745 人	113,988 人	111,326 人	118,130 人
貸出冊数	8,019 冊	8,115 冊	7,948 冊	8,834 冊	8,731 冊

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

イ. 移動図書館

移動図書館(イソップ号)は、図書館から遠い地域に対して、約 2,500 冊の図書を積載し、地域および小規模小学校を巡回するものである。地域巡回は 2 週間に 1 度、学校巡回は 1 ヶ月に 1 度の頻度にて行っている。平成 29 年度においては、22 ヶ所の地域巡回ステーションと 9 校の小学校を巡回している。

貸出期間は次の巡回日までとされており、貸し出しを受けた図書は他の市立図書館各館にて返却が可能である。この 5 か年度における貸出冊数は減少傾向にあり、平成 29 年度の貸出冊数は、平成 25 年度に対して 31.9%減少している。

【図表 81】移動図書館(イソップ号)の貸出冊数の実績

区分	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
貸出冊数	53,114 冊	46,401 冊	42,634 冊	44,042 冊	36,160 冊

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

③ 事業費の予算と実績額

【図表 82】事業費の予算と実績額

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	11,230	10,962	11,090
実績	10,805	10,569	10,899
一般財源	10,805	10,569	10,899

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 決算額の主な内訳

【図表 83】決算額と内訳(平成 29 年度)

(単位:千円)

節	平成 29 年度決算額	主な内容
報酬	8,388	嘱託職員報酬
報償費	23	講師謝金
共済費	1,265	各種保険
需用費	970	光熱水費、車検等
役務費	163	電話料金、自賠責保険料
使用料	41	駐車場借上
公課費	49	重量税
合計	10,899	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑤ 移動図書館のあり方の再検討について【意見 27】

現在の移動図書館(イソップ号)に使用している車両は、平成 21 年 11 月より運行を開始したものであり、既に 9 年程が経過している。移動図書館用の車両は図書を積載していることから、一般の車両よりも耐用年数が短い傾向にあり、今後、その対応策を検討する必要がある。

一方、この 5 か年度における移動図書館(イソップ号)の貸出冊数は減少傾向にあ

り、平成 29 年度の貸出冊数は、平成 25 年度に対して 31.9%減少しているが、巡回ステーションの中には、平成 29 年度実績において、年間 23 回の巡回による貸出冊数が 4,002 冊(マルダイおのぼ店:1 回平均 174 冊)にのぼるステーションもあれば、367 冊(ウェルビューいずみ:1 回平均 15.9 冊)にとどまるステーションもある。また、地域に設置したステーションを巡回するコースは、河辺および雄和地区を除く旧秋田市内を対象としており、必ずしも、秋田市全域をカバーしている訳ではない。

今後、移動図書館(イソップ号)の車両の老朽化対策を検討するに際しては、利用実態の調査および将来の利用動向の分析などを行った上で、図書館から遠い地域に対して、どのような図書館サービスを提供するか、あらためて検討し明確にする必要がある。例えば、地域によっては、図書館サービス機能を地域コミュニティの活性化に活かすという視点から、現在、市内 23 ヶ所に設置されている配本所から、特に利用が見込まれる施設を選定し、配本冊数や頻度の拡充などで対応することなども考えられる。また、移動図書館により対応する場合であっても、現行のステーション、巡回ルートおよび巡回日時および曜日などが適切か見直す必要がある。

いずれにしても、利用実態の調査および将来の利用動向の分析などを踏まえ、移動図書館の意義および役割をあらためて明確にした上で、移動図書館(イソップ号)の車両更新も含めた老朽化対策を検討する必要がある。

(参考)イソップ号の概略

区分	内容
車両価格	7,300 千円
改造費用	7,585 千円
総費用	15,630 千円
車種	三菱ローザ(29 人乗りマイクロバス改造)
施工	株式会社林田製作所

(参考)秋田市地区別の移動図書館(イソップ号)のステーション数

区分	旧秋田市域					それ以外	
	中央	東部	西部	南部	北部	河辺	雄和
地域	4	5	2	7	4	0	0
学校	0	1	4	0	1	3	0

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注)地域:地域に設置した巡回ステーション、学校:小・中学校を対象とした巡回ステーション

(2) 学習環境の整備・充実(各図書館)

① 事業の目的

市民の読書活動や学習に必要な資料を広く収集・提供するほか、施設環境の改善を図るため、老朽化の著しい施設設備を計画的に改修するもの。

② 事業の内容

本事業は、各図書館における図書購入費、老朽化した施設・設備の改修・更新などに対応する工事請負費などから構成される。平成 29 年度における図書購入費は 17,031,548 円であり、その他、家族ぐるみで読書を楽しめるように、乳幼児から高校生までの子どもがいる家庭を想定し、5 冊を 1 パックに詰め合わせて貸し出す「かぞくぶっくぱっく」用の図書購入費 8,168,463 円が計上されている。平成 27 年度以降、それ以前と比べ、かぞくぶっくぱっく用図書購入費と合わせた図書購入費が増加していることから、購入冊数も増加している。

また、平成 29 年度においては、老朽化した中央図書館明德館の利用者用エレベータ 1 基の更新工事が行われている。

【図表 84】図書購入冊数の実績

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中央図書館 明德館	5,836 冊	5,596 冊	8,007 冊	8,962 冊	7,493 冊
河辺分館	853 冊	834 冊	1,111 冊	1,323 冊	1,248 冊
土崎図書館	731 冊	807 冊	2,563 冊	2,589 冊	2,532 冊
新屋図書館	682 冊	797 冊	2,569 冊	2,332 冊	2,345 冊
雄和図書館	568 冊	638 冊	1,019 冊	1,170 冊	1,132 冊
合計冊数	8,670 冊	8,672 冊	15,269 冊	16,376 冊	14,750 冊

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

【図表 85】図書購入費の実績

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
図書購入費	12,274,067 円	14,050,920 円	15,255,414 円	16,280,491 円	18,201,505 円
かぞくぶっ くぱっく用 図書購入費	-	-	14,250,698 円	9,156,989 円	8,168,463 円
合計	12,274,067 円	14,050,920 円	28,506,112 円	25,437,480 円	26,369,968 円

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

③ 事業費の予算と実績額

【図表 86】事業費の予算と実績額

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
当初予算	47,132	50,347	50,659
実績	46,904	50,327	50,129
一般財源	46,904	50,327	50,129

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

④ 決算額の主な内訳

【図表 87】決算額と内訳(平成 29 年度)

(単位:千円)

節	平成 29 年度決算額	主な内容
需用費	25,200	図書購入費など
備品購入費	1,169	
工事請負費	23,760	中央図書館明德館利用者用エレベータ更新工事
合計	50,129	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

⑤ 市民全体を対象としたアンケート調査などの実施について【意見 28】

東北主要都市における市民一人当たり貸出冊数を見ると、秋田市は盛岡市に次いで低い水準にあり、市民一人当たり蔵書冊数が秋田市より少ない山形市および仙台市よりも 1%ポイント以上低くなっている。また、過去 5 年間の推移を見ても微減傾向が継続している。一方、平成 29 年度に、各図書館において実施した利用者アンケートによれば、「市立図書館を総合的にみて、どの程度満足していますか」との質問項目に対する回答は、「満足」および「やや満足」との回答が、各館いずれも 90%を超えている。

これらの数値は様々に解釈できるが、実際に図書館を利用する市民からは一定の評価を得ているものの、そもそも図書館自体を利用しない市民が多く、これが市民一人当たり貸出冊数の低さの一因となっていることも考えられる。まずは、利用者の満足度評価だけでなく、利用していない人も含めた市民全体を対象としたアンケート調査や利用状況調査を実施することなどにより、図書館の利用実態とともに、市民が現状の図書館に対して持っている不満や要望などを把握することが有用なものとする。これは、図書館を利用しない市民からの不満や要望は潜在的なニー

ズを表しているとも考えられ、その改善策を検討することが図書館サービスのあり方を検討する際の一助となるものと考えられるためである。

いずれにしても、図書館の利用実態とともに、市民全体を対象として、図書館サービスに対するアンケート調査などを実施し、今後の図書館サービスの方向性を、あらためて検討することが望まれる。

【図表 88】東北主要都市における市民一人当たり蔵書冊数および貸出冊数など

自治体名	人口(千人)	市内館数	市民一人当たり蔵書冊数(冊)	市民一人当たり貸出冊数(冊)
秋田市	317	5	1.93	2.26
青森市	293	1	3.37	3.62
八戸市	236	3	2.31	3.23
盛岡市	294	3	2.19	2.14
山形市	250	5	1.58	3.96
仙台市	1,057	7	1.86	3.94
福島市	285	3	3.11	3.10
郡山市	327	12	2.66	3.16
いわき市	332	6	2.33	4.27

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注)「日本の図書館 2017」などを基礎として、秋田市が算出したもの。

【図表 89】市民一人当たり貸出冊数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2.39	2.33	2.24	2.22	2.26

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注)「日本の図書館 2017」などを基礎として、秋田市が算出したものを「平成 29 年度」と記載。他の年も同様。

【図表 90】平成 29 年度における利用者アンケートの結果

区分	中央図書館明徳館	フォンテ文庫	河辺分館	土崎図書館	新屋図書館	雄和図書館
満足	39%	45%	52%	45%	55%	65%
やや満足	51%	55%	42%	43%	39%	27%
どちらともいえない	4%	0%	4%	8%	2%	6%
やや不満	4%	0%	2%	2%	5%	2%
不満	1%	0%	0%	1%	0%	0%
無回答	1%	0%	0%	1%	0%	0%

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注)「市立図書館を総合的にみて、どの程度満足していますか」との質問項目に対する回答。

⑥ 雄和図書館における選書方法について【意見 29】

現在、中央図書館明徳館(河辺分館を含む。)、土崎図書館および新屋図書館においては、毎月、各館の担当職員が一堂に集合し、購入する図書の選書を行っているが、雄和図書館においては、これに参加していない。これは、雄和図書館においては、株式会社図書館流通センターのサービスである週刊新刊全点案内などを利用して図書を購入しており、それ以外からの選書を行っていないことによる。

週刊新刊全点案内は、図書館に特化した新刊書籍の情報(書誌情報や書籍の内容紹介など)を掲載した情報誌であり、予算額などに応じて申し込むことにより、刊行の都度、逐次、図書などが自動的に届けられるサービスである。確かに、限られた時間と人員の中において、多くの新刊図書から選書を行うことは負担が大きいものであり、このようなサービスを利用することも、効率性の点で意義があるものと言える。しかし、秋田市立図書館を構成する館として、中央図書館明徳館などと協議しつつ、独自の選書を行うことも重要なものとする。今後、人員体制や図書資料費予算などの状況を勘案しつつ、雄和図書館においても、独自の選書を行う余地を検討することが望ましいものとする。

⑦ かぞくぶっくぱっく事業の位置付け及び実施方法などの見直しについて

【意見 30】

かぞくぶっくぱっく事業は、家族ぐるみで読書を楽しめるように、乳幼児から高校生までの子どもがいる家庭を想定し、5冊を1パックに詰め合わせて貸し出すものであり、平成26年度に開始した事業である。平成27年度においては、2,712件の貸出実績があったものの、その後は減少傾向にある。これは、当該年度において、新規にかぞくぶっくぱっく用として購入した図書によりかぞくぶっくぱっくを作成し、これを貸出用としているため、作成数の減少が貸出件数の減少につながるのとことである。

しかし、かぞくぶっくぱっく事業の目的は、家族で図書館や読書に親しむための「きっかけ作り」であり、リピートすることを期待しているものではないことから、必ずしも、当該年度において新規に購入した図書のみをもって、かぞくぶっくぱっくを作成するのではなく、過去に購入した図書のうち人気があるものを利用して作成することも想定される。事業開始から4年以上が経過しており、これを機会に、図書館や読書に親しむための「きっかけ作り」として、より市民を引き付けるようなサービスとするよう、かぞくぶっくぱっく事業の位置付け及び実施方法などを、あらためて見直すことが有用なものと考ええる。

【図表 91】かぞくぶっくぱっくの作成数および貸出数の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
作成数	120	1,063	1,023	788
貸出件数	595	2,712	2,449	2,235

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

7. 広面小学校

7-1 学校の概要

(1)所在地

秋田市広面字蟹沢 29 番地

(2)創立

明治 7 年 11 月

(3)教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等

① 教育目標

「絆をむすび 夢にはばたく」

(共生)絆をむすび:人や自然、社会と積極的に関わり合い、互いに高め合おうとする姿
(自立)夢にはばたく:未来の夢の実現に向かって、ねばり強く挑戦しようとする姿

② 経営の基本方針

- ・すべての子どもに自立の力と共生の心をはぐくむ教育活動を展開する。
- ・教職員が自信と誇りをもって教育活動に取り組める学校づくりをする。
- ・保護者・地域との信頼関係を基盤にして共に子どもを育てる。

③ 経営の重点

(本年度の最重点)

- ・第 54 回全国小学校道徳教育研究大会秋田大会の成功

(本年度の重点)

- ・豊かな人間性をはぐくむ心の教育の充実
- ・健やかな体をはぐくむ健康・安全教育の推進
- ・確かな学力を育てる学習指導の充実
- ・主体性をはぐくむ生徒指導と学級経営の推進
- ・開かれた学校づくりの推進

(4) 児童数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

【図表 92】児童数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

学年	学級数	人数	備考
1 年生	3	86	
2 年生	3	93	
3 年生	4	98	
4 年生	4	99	
5 年生	3	86	
6 年生	3	88	
特別支援学級	3	9	みどり・あおぞら・ひまわり
合計	23	559	

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(5) 教職員数

【図表 93】教職員数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

教員		職員	
校長	1	主査	1
教頭	1	非常勤職員	8
養護教諭	1	技能主事	1
栄養教諭	1	技能技師	2
教諭	22	嘱託職員	2
講師	5	臨時職員	1
非常勤講師	1		
教員合計	32	職員合計	15

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注 1) 非常勤職員の校務分掌は、学級生活支援 3 人、日本語指導支援 3 人、
スクール・サポート・スタッフ 1 人、学校司書 1 人である。

(注 2) 技能主事の校務分掌は、校地管理・営繕 1 人である。

(注 3) 技能技師・嘱託職員・臨時職員の校務分掌は、給食調理 4 人、印刷庶務 1 人
である。

(注 4) 上記のほか、校医 5 人(内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・学校薬剤師)がいる。

(6) 施設の概要

教室数		校地面積		校舎面積	屋内運動場
普通	特別	総面積 m ²	運動場 m ²	延面積 m ²	m ²
22	6	21,516	11,435	5,762	1,042

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(7) 収支の状況

【図表 94】収支の状況

(単位:円)

① 歳出

款	項	目	節	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育費				8,448,598	8,351,230	9,534,992	8,783,146	7,597,651
	教育総務費			667,027	626,620	606,110	629,510	585,309
		教育指導費		667,027	626,620	606,110	629,510	585,309
			報償費	141,717	187,000	165,000	171,540	171,859
			需用費	273,000	293,000	276,000	298,000	212,000
			役務費	98,000	94,000	89,000	78,000	121,000
			使用料 及び賃 借料	154,310	52,620	76,110	81,970	80,450
	小学校費			7,781,571	7,724,610	8,928,882	8,153,636	7,012,342
		学校管理費		4,648,860	4,331,205	4,937,528	4,474,150	4,583,521
			需用費	4,211,860	3,894,534	4,497,072	4,035,159	4,176,427
			役務費	433,000	434,991	436,956	438,991	404,454
			使用料 及び賃 借料	4,000	1,680	3,500	-	2,640
		教育振興費		2,953,443	3,221,000	3,797,000	3,479,000	2,235,492
			需用費	2,953,443	3,221,000	3,797,000	3,479,000	2,235,492
		保健給食費		179,268	172,405	194,354	200,486	193,329
			需用費	159,843	166,905	175,994	179,966	172,809
			役務費	19,425	5,500	18,360	20,520	20,520
歳出 計				8,448,598	8,351,230	9,534,992	8,783,146	7,597,651

(出所) 秋田市教育委員会提出資料による。

7-2 学校事務の監査の結果

(1) 教育財産の管理等

① 備品の管理体制(参考)

ア. 備品の対象

備品台帳に登録する財産については、以下の分類をしている。

区分	分類	備品台帳への入力
消耗品	3万円未満	不要
備品	3万円以上	必要
重要物品	100万円以上	必要

イ. 備品台帳に登録する時期等

教育委員会総務課は、支出命令書を作成し、備品台帳に登録する。備品シールを発行する。

学校では、教育委員会が発行した備品シールを該当備品に貼り付ける。

ウ. 備品の除却等の手続きについて

各教科担当は、年度末に備品台帳を基に購入及び廃棄備品を検討している。学校事務の担当者は現物を確認し、廃棄が妥当なものについて「粗大ごみ廃棄依頼表」を作成し、教育委員会に提出する。

教育委員会では、「粗大ごみ廃棄依頼表」にもとづき、順次廃棄していく。また、学校から別途提出される「物品返納命令書」にもとづき、返還処理をする(備品台帳から除却する)。

エ. 備品の棚卸について

各教科担当者が、年度末に購入及び廃棄備品を検討する際に、備品台帳と現物も照合している。

図書について棚卸は実施していない。

なお、学校は、教育委員会からの依頼により図書冊数を報告しているが、この報告は文科省で示している「学校図書館図書標準」の冊数を達成していることを確認するためのものであり、棚卸を目的としたものではない。報告する冊数は、「前回報告図書冊数+新規図書-廃棄図書=報告時点の図書冊数」として算出した理論数値であるが、棚卸結果にもとづくものではない。

オ. 寄附物品について

寄附物品は、教育委員会からの通知(「寄附受納手続の完了について(通知)」)に基づき、寄附台帳に受納した寄附物品の情報を記載する。

評価額が3万円以上の備品は、教育委員会に「物品返納命令書」を提出することにより備品台帳から除却されるが、同時に、寄附台帳からも削除する。

また、寄贈図書は、図書台帳の廃棄処理と同時に、寄附台帳からも削除する。

② 備品シールの管理状況について【指摘12】

水回り関係の備品について、備品シールの記載内容が判読できない備品が散見された。現物と備品台帳の照合ができるよう、備品シールを再発行すべきである。

なお、その性質、形状等によりシールを付することに適しない備品については、写真帳等を作成して管理することが考えられる。

(参考) 写真帳での管理が適切と考えられる備品の事例



③ 重要物品の会計管理者への通知について【指摘13】

秋田市財務規則第231条では、重要物品について、毎年3月31日現在の状況を調査し、備品一覧により、翌年度の6月30日までに会計管理者に通知しなければならないこととなっている。

教育委員会では、学校に重要物品の確認を依頼している。学校では重要物品の調査をしているが、重要物品があった場合には、教育委員会への報告はしていない。教育委員会では、学校からの報告がなければ、現物があるという前提で、教育委員会から会計管理者へ通知しているとのことである。しかし、これでは、重要物品がないまま報告漏れとなった場合には、3月31日現在の正しい状況が通知されないことになってしまう。

教育委員会は学校から重要物品の有無にかかわらず、毎年度報告書等の提出を求め、それに基づいて会計管理者へ通知すべきである。

④ 廃棄予定物品の管理について【指摘 14】

廃棄予定物品は、「粗大ごみ廃棄依頼表」を提出し、教育委員会で順次廃棄する。教育委員会に廃棄依頼をした物品はプレハブに保管されていたが、使用中の備品と廃棄依頼中の備品が混在しており、区別されていなかった。

使用中物品と廃棄依頼物品の区別がなされていないと、誤って使用中の物が廃棄されてしまう可能性があるし、又、廃棄依頼済であるにもかかわらず誤って再度廃棄依頼してしまうという弊害が生じていた。廃棄予定物品は、分別管理すべきである。

⑤ 寄附台帳における廃棄処理手続について【意見 31】

植物の種等の物品の廃棄時期が明確でないものについて、寄附台帳の廃棄処理手続が定められていないため、実際には既に存在しないにも関わらず、寄附台帳に記載されたままとなっている。

他の学校では、「植物の種は受納年月日から1年経過後に削除する」、「種を植えたら削除する」という運用をしている事例もあることから、教育委員会で統一した処理方法を定めることが考えられる。

⑥ 図書の棚卸について【指摘 15】

図書の棚卸は実施していない。しかし、学校には使用中の物品を管理する義務がある(秋田市財務規則第229条)ため、図書についても棚卸を実施し管理する必要があると考える。

図書の棚卸の方法について、一斉棚卸(年度末に一度に実施すること)は不可能であっても図書の整理及び補修をする際に、図書台帳と現物の照合をする等、年間を通して循環的に棚卸を実施することが考えられる。

7-3 私費会計

(1) 概要

秋田市では、秋田県教育委員会から各市町村に示された通知に従って、県立学校私費会計事務処理基準(平成 29 年 11 月改訂)を参考に厳正に取り扱うこととしている。

私費は、学校の責任において校長名で徴収する「学校徴収金」と学校と密接に関わりのある PTA 等の団体が徴収する「団体徴収金」に分けることができる。各学校は、所管の課所室である「学校教育課教職員室」に対して、私費会計事務点検結果報告書を提出している。

私費会計事務点検結果報告書、各会計の決算書等から把握する私費会計の状況は以下のとおりである。

【図表 95】学校徴収金

(単位:円)

会計名	収入	支出	残高	備考
1 年学年費	164,890	164,890	0	(注 1)
2 年教材費	758,380	758,380	0	
2 年学年費	186,495	186,495	0	(注 1)
2 年教材費	815,640	815,640	0	
3 年学年費	173,916	173,916	0	(注 1)
3 年教材費	979,688	979,688	0	
4 年学年費	159,300	159,300	0	(注 1)
4 年教材費	911,528	911,528	0	
5 年学年費	149,400	149,400	0	(注 1)
5 年教材費	951,056	951,056	0	
6 年学年費	152,850	152,850	0	
6 年教材費	1,000,110	1,000,110	0	
みどり学級学年費	5,400	5,400	0	
みどり学級教材費	21,000	21,000	0	
あおぞら学級学年費	7,200	7,200	0	
あおぞら学級教材費	36,380	36,380	0	

(出所) 対象小学校の資料による。

(注) 学年費の雑収入には、校外学習バス代等の残金受入額を含んでいる。

1 年学年費の校外学習バス代残金 50 円

2 年学年費の校外学習バス代残金 45 円

- 3 年学年費の校外学習バス代残金 66 円
- 4 年学年費の校外学習バス代残金 600 円
- 5 年学年費のまんたらめ宿泊研修残金 232 円

【図表 96】団体徴収金

(単位:円)

会計名	収入	支出	残高	備考
PTA 会計	1,452,341	1,134,256	318,085	
教育振興費会計	854,095	760,948	93,147	

(出所)対象小学校の資料による。

【図表 97】その他の徴収金

(単位:円)

名称	収入	支出	残高	備考
学校納金	-	-	298	(注 1)
周年記念事業積立	-	-	300,398	(注 2)

(注 1) 学校徴収金を一時的に管理する口座である。残高 298 円は、恒常的に余剰となっている。

(注 2) 決算報告書は作成されていない。私費会計事務点検結果報告書に記載されていない。

(2) 私費会計の監査の結果

① 簿外となっている私費会計の収入及び支出について【指摘 16】

各私費会計の会費収入は、原則として、口座振替により徴収され、決算報告書における収入の部に反映されており、また、支出は、会議・事務費などの区分に従って支出の部に反映されている。

しかし、現金で徴収する校外学習のバス代の収入及び支出は決算報告書に反映せず、簿外で処理している。収入及び支出の差額である残金について、保護者へのお知らせにおいて、学年費会計に納入させていただくことを通知のうえ、雑収入として受入処理している。

(参考) 【バス代集金のお知らせ】 (3年学年費の校外学習バス代)

バス代集金額 1,911 円

※ 7月14日(金)まで、古封筒に入れて担任に届けてください。

【内訳】

バス総額 67,500 円/台×3 台=202,500 円

参加人数 106 人(児童 99 人、引率者 7 人)

一人分のバス代 202,500 円÷106 人=

1,910.3………≒1,911 円

※ 余分額 66 円は、学年費に納入させていただきます。ご了承ください。

現金で徴収する校外学習のバス代の収入及び支出について、残金を各学年費への受入処理とするのではなく、収入及び支出を各学年費の決算報告書に反映することが考えられる。

各学年費は年度当初の予算にもとづいて口座振替により徴収するが、校外学習のバス代は参加者のみが負担する事後的な現金による実費徴収という徴収方法の違いがある。両者を同一の会計区分で管理することは煩雑とも考えられ、その場合には、各学年の校外学習会計を設けて決算書を作成したうえで、最終的に残金を各学年費へ繰入処理する方法も考えられる。

いずれにしても、収入及び支出を決算報告書に反映(又は決算報告書を作成)すべきである。また、決算報告書を作成する場合には、私費会計事務点検結果報告書に記載し、点検結果を報告すべきである。

② 簿外となっている学校納金の通帳残高について【指摘 17】

学校徴収金は、各会計への仕分けのために一時的に管理する口座を開設することができる(県立学校私費会計事務処理基準 第4条第2項)。当該口座には、恒常的に298円の残高があり、その発生原因は、決済用普通預金にする前の過年度の預金利息と思われる。

現状では、決算報告書に反映されていない簿外の預金となっていることから、いずれかの会計に受入処理し、簿外預金を解消すべきである。

③ 簿外となっている周年記念事業積立の通帳残高について【指摘 18】

PTA 会計の支出の部をみると、「繰出金 100,000 円 周年記念積立」の支出項目はあるが、周年記念事業積立に関する決算報告書が作成されていない。PTA 会計の決算報告書に合わせて、平成 29 年度の周年記念事業積立の決算報告書を作成すべきである。

また、私費会計事務点検結果報告書に記載すべきである。

8. 旭南小学校

8-1 学校の概要

(1)所在地

秋田市旭南一丁目 15 番 1 号

(2)創立

明治 42 年 12 月

(3)教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等

① 教育目標

創造と協働と貢献 ～旭南行動人を目指して～

② 経営の基本方針

一人一人の子どもの健やかな成長のために、保護者や地域と共に、知恵と力を出し合い、頑張る明るい学校づくりを推進する。

③ 経営の重点

- ・「はてな?」「分かった」「おもしろい」を実感できる学びの場の創造
- ・教育的支援の必要な子どもの自律性の育成
- ・礼接を大切にしたいあいさつの実践と社会性の育成
- ・人との多様な関わりを通じた仲間意識・人間関係能力・リーダー性の向上
- ・保護者や地域住民と一体となって創る学びの場の充実

(4) 児童数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

【図表 98】児童数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

学年	学級数	人数	備考
1 年生	2	61	
2 年生	2	58	
3 年生	2	61	
4 年生	2	55	
5 年生	2	54	
6 年生	2	52	
特別支援学級	3	7	わかば・ひまわり・すみれ
合計	15	348	

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(5) 教職員数

【図表 99】教職員数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

教員		職員	
校長	1	主任主査	1
教頭	1	非常勤職員	8
養護教諭	1	技能主事	1
教諭	15	技能技師	1
講師	4	嘱託職員	3
非常勤講師	1		
教員合計 23		職員合計 14	

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注 1) 非常勤職員の校務分掌は、学級生活支援、日本語指導支援、学校給食支援、学校司書である。

(注 2) 技能主事の校務分掌は、校地管理・営繕である。技能技師・嘱託職員の校務分掌は、給食調理、印刷業務である。

(注 3) 上記のほか、校医 5 人(内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・学校薬剤師)がいる。

(6) 施設の概要

教室数		校地面積		校舎面積	屋内運動場
普通	特別	総面積 m ²	運動場 m ²	延面積 m ²	m ²
14	11	20,415	9,189	6,025	1,229

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(7) 収支の状況

【図表 100】収支の状況

(単位:円)

① 歳出

款	項	目	節	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育費				6,772,274	6,009,910	5,558,309	5,884,378	6,096,144
	教育総務費			696,960	517,000	465,000	469,600	455,280
		教育指導費		696,960	517,000	465,000	469,600	455,280
			報償費	561,000	333,000	265,000	183,000	183,000
			需用費	59,000	184,000	200,000	157,000	147,000
			使用料 及び賃 借料	76,960	-	-	129,600	125,280
	小学校費			6,075,314	5,492,910	5,093,309	5,414,778	5,640,864
		学校管理費		4,090,093	3,583,206	3,142,743	3,479,820	3,846,842
			需用費	3,717,094	3,189,293	2,742,518	3,049,458	3,417,001
			役務費	372,999	393,913	400,225	426,462	425,841
			使用料 及び賃 借料	-	-	-	3,900	4,000
		教育振興費		1,866,917	1,789,000	1,824,640	1,806,108	1,667,000
			需用費	1,866,917	1,789,000	1,824,640	1,806,108	1,667,000
		保健給食費		118,304	120,704	125,926	128,850	127,022
			需用費	98,984	100,832	104,974	108,762	106,934
			役務費	19,320	19,872	20,952	20,088	20,088
歳出計				6,772,274	6,009,910	5,558,309	5,884,378	6,096,144

(出所)秋田市教育委員会提出資料による。

8-2 学校事務の監査の結果

(1) 教育財産の管理等

① 寄附物品の現物確認について【指摘 19】

秋田県読売会による新聞の寄附について、平成 28 年 6 月 10 日に教育委員会から「寄附受納完了通知」を受領したため、寄附受納年月日(新聞配達予定日)である平成 28 年 5 月 31 日付で寄附台帳へ記帳した。しかし、事後的に全校に新聞が届くものではなかったことが判明し、当校においても新聞の受領はなかったため、6 月 14 日に当該寄附行為について取り消す旨の連絡があり、寄附台帳に「寄附行為取消」と記載することによって削除された。

本来、納入事実の確認をしたうえで「寄附受納完了通知」を送付すべきところ、学校へ直接納入されるものであったことから、納入を確認せずに通知したことが原因である。

教育委員会では、学校に問い合わせることにより、納入事実を確認すべきであった。

また、学校では、「寄附受納完了通知」を受領した際に、校長の決裁を受けて寄附台帳へ記帳するが、通知とともに現物の確認をしたうえで、決裁及び記帳を行うべきであった。

② 図書の棚卸について【指摘 20】

図書の棚卸は実施していない。しかし、学校には使用中の物品を管理する義務がある(秋田市財務規則第 229 条)ため、図書についても棚卸を実施し管理する必要があると考える。

図書の棚卸の方法について、一斉棚卸(年度末に一度に実施すること)は不可能であっても図書の整理及び補修をする際に、図書台帳と現物の照合をする等、年間を通して循環的に棚卸を実施することが考えられる。

8-3 私費会計

(1) 私費会計の概要

私費会計事務点検結果報告書、各会計の決算書等から把握する私費会計の状況は以下のとおりである。

【図表 101】学校徴収金

(単位:円)

会計名	収入	支出	残高	備考
1 年学年費	111,508	111,508	0	(注 1)
2 年学年費	110,233	110,233	0	(注 1)
3 年学年費	96,450	96,450	0	
4 年学年費	97,710	97,710	0	(注 1)
5 年学年費	95,116	95,116	0	(注 1)
6 年学年費	93,600	93,600	0	
わかば学級学年費	5,400	5,400	0	
ひまわり学級教材費	7,200	7,200	0	
1 年教材費	500,470	500,470	0	
2 年教材費	371,255	371,255	0	
3 年教材費	432,215	432,215	0	
4 年教材費	456,050	456,050	0	
5 年教材費	407,160	407,160	0	
6 年教材費	507,000	507,000	0	

(出所) 対象小学校の資料による。

(注 1) 学年費の雑収入には、校外学習バス代等の残金受入額を含んでいる。

1 年学年費の校外学習バス代残金 358 円

2 年学年費の校外学習バス代残金 433 円

4 年学年費の校外学習バス代残金 60 円

5 年学年費の宿泊研修残金 856 円、校外学習バス代残金 660 円

【図表 102】団体徴収金

(単位:円)

会計名	収入	支出	残高	備考
PTA 会計	1,213,739	815,521	398,218	
教育振興費会計	528,504	466,168	62,336	

(出所) 対象小学校の資料による。

【図表 103】 その他の徴収金

(単位:円)

名称	収入	支出	残高	備考
PTA 積立	-	-	650,257	(注 1)

(注 1) 決算報告書は作成されていない。私費会計事務点検結果報告書に記載されていない。

(2) 私費会計の監査の結果

① 簿外となっている私費会計の収入及び支出について【指摘 21】

各私費会計の会費収入は、原則として、口座振替により徴収され、決算報告書における収入の部に反映されており、また、支出は、会議・事務費などの区分に従っての支出の部に反映されている。

しかし、現金で徴収する校外学習のバス代の収入及び支出は決算報告書に反映せず、簿外で処理している。収入及び支出の差額である残金について、保護者へのお知らせにおいて、学年費会計に納入させていただくことを通知のうえ、雑収入として受入処理している。

(参考)【学年通信】(1年の校外学習バス代)

☆校外学習バス代を収集します。

1,310円(11月6日までに集金袋に入れて持たせてください。

バス代84,780円を人数でわると1人あたり約1,304円になります。

1人1,310円を収集し、残金370円を学年費に入れさせていただきます。よろしくをお願いします。

バス代84,780円÷(児童61人+引率4人)=1,304円≒1,310円の徴収としたが、引率者2人は1,304円の徴収となったため、当初予定の残金370円ではなく、358円の残金になったと思われる、とのことである。

保護者へのお知らせの予定金額と実際の金額が異なり、その過程も含めて会計報告に反映すべきである。従って、現金で徴収する校外学習のバス代の収入及び支出について、残金を各学年費への受入処理とするのではなく、収入及び支出を決算報告書に反映し、報告すべきである。

また、私費会計事務点検結果報告書に記載し、点検結果を報告すべきである。

② 簿外となっている周年記念事業積立の通帳残高について【指摘 22】

PTA 会計の支出の部をみると、「積立金 170,000 円」の支出項目があり、備考欄に「PTA 積立金 H30. 3. 31 現在残高 650,257 円」という記載はあるが、PTA 積立金の決算報告書は作成されていない。PTA 会計の決算報告書に合わせて、PTA 積立金の決算報告書を作成すべきである。

また、私費会計事務点検結果報告書に記載すべきである。

9. 中通小学校

9-1 学校の概要

(1)所在地

秋田市中通五丁目 8 番 22 号

(2)創立

明治 25 年 5 月

(3)教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等

① 教育目標

心をつなぎ 夢をはぐくむ ～新たな中通小の創造を目指して「一歩前へ」～

② 経営の基本方針

・自立と共生の力をはぐくむ学校経営の充実

自立:夢や目標をもち、それに向かってよりよい自分づくりに励む

共生:人との関わりを大切にし、心をつなぎ共に生きようとする

・全教職員が全ての児童の「担任」として、全教育活動に関わり、子どもに確かな学力と自信をつけることができる学校経営の推進

・家庭・地域との連携を図り、地域に根ざした教育活動を推進し、ふるさとを愛し、社会に貢献する人材の土台づくりを目指す学校経営の推進

③ 経営の重点

・たくましさ豊かな心をはぐくむ教育活動の推進(徳)

・確かな学びを育てる学習指導の充実(知)

・健康な体をはぐくむ健康・安全教育の推進(体・命)

・夢をはぐくむ学級・学校の創造(夢)

(4) 児童数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

【図表 104】児童数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

学年	学級数	人数	備考
1 年生	1	26	
2 年生	1	34	
3 年生	1	38	
4 年生	1	37	
5 年生	1	37	
6 年生	1	35	
合計	6	207	

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(5) 教職員数

【図表 105】教職員数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

教員		職員	
校長	1	主任主査	1
教頭	1	技能主事	2
養護教諭	1	技能技師	1
教諭	9	嘱託職員	1
講師	1	非常勤職員	9
非常勤講師	1		
教員合計 14		職員合計 14	

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注 1) 技能主事の校務分掌は、印刷・校務等 1 人、環境整備等 1 人である。

(注 2) 技能技師・嘱託職員の校務分掌は、給食調理 2 人である。

(注 3) 非常勤職員の校務分掌は、学級生活支援サポーター 4 人、日本語指導支援サポーター 3 人、学校給食支援員 1 人、学校司書 1 人である。

(注 4) 上記のほか、校医 5 人(内科・眼科・耳鼻科・歯科・学校薬剤師)がいる。

(6) 施設の概要

教室数		校地面積		校舎面積	屋内運動場
普通	特別	総面積 m ²	運動場 m ²	延面積 m ²	m ²
10	10	10,344	5,448	5,368	902

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(7) 収支の状況

【図表 106】 収支の状況

(単位:円)

① 歳出

款	項	目	節	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育費				5,550,605	6,009,910	5,558,309	5,884,378	6,096,144
	教育総務費			518,500	535,200	414,140	380,200	410,500
		教育指導費		518,500	535,200	414,140	380,200	410,500
			報償費	114,000	114,000	117,000	93,000	124,000
			需用費	18,500	-	27,540	4,000	42,000
			役務費	-	-	37,400	-	15,300
			使用料及び賃借料	386,000	421,200	232,200	283,200	229,200
	小学校費			5,032,105	4,994,496	5,079,373	4,803,894	4,928,267
		学校管理費		3,103,274	2,967,416	2,856,329	2,986,981	3,281,259
			需用費	2,702,221	2,578,633	2,484,106	2,578,167	2,877,667
			役務費	401,053	386,383	372,223	404,974	400,392
			使用料及び賃借料	-	2,400	-	3,840	3,200
		教育振興費		1,846,000	1,933,358	2,131,000	1,724,000	1,557,073
			需用費	1,846,000	1,933,358	2,131,000	1,724,000	1,557,073
		保健給食費		82,831	93,722	92,044	92,913	89,935
			需用費	63,511	73,850	71,956	72,933	68,983
			役務費	19,320	19,872	20,088	19,980	20,952
歳出計				5,550,605	5,529,696	5,493,513	5,184,094	5,338,767

(出所)秋田市教育委員会提出資料による。

9-2 学校事務の監査の結果

(1) 教育財産の管理等

① 廃棄予定備品の現物管理及び廃棄処理のタイミングについて【指摘 23】

今年度提出予定の「粗大ごみ廃棄依頼表」には「一輪車収納スタンド(備品番号 531301-00164)」が含まれているが、備品台帳上は既に「処理区分 2」が「返還」となっている。

平成 26 年 12 月 8 日に当該備品の「返納命令書」が提出されたため、備品台帳上は廃棄処理されたが、平成 26 年度の教育委員会からの廃棄物品の報告依頼に対しては「本校はなしです。」と報告してしまったため、現物は廃棄されなかった。

学校から教育委員会に提出する「返納命令書」及び「粗大ごみ廃棄依頼表」はセットで提出すべきであり、当該書類を提出した物品については、廃棄予定であることが明確にわかるように、廃棄予定物品として使用中の物品と区分して管理すべきである。

また、教育委員会では、「返納命令書」が提出された備品が粗大ごみとなり得る備品である場合には、当該備品に係る「粗大ごみ廃棄依頼表」が提出されていることを確認すべきである。

更に、備品台帳は、「返納命令書」・「粗大ごみ廃棄依頼表」の両書類が提出され、かつ、実際に現物が廃棄されたことが確認された段階で廃棄処理すべきである。

② 取得経緯が不明な物品について【指摘 24】

校内に展示用の年輪が保管されていたが、備品台帳及び寄附台帳に記載されていない。過去に当校に在籍していた職員も含め、取得経緯の確認を試みたものの、取得経緯は不明であったとのことである。

購入したものでなく、寄附として受け入れた物品であるならば、寄附台帳に記載し、管理すべきであるし、現在使用していないものであるならば、粗大ごみとして廃棄すべきである。

(参考)対象財産



③ 図書の棚卸について【指摘 25】

図書の棚卸は実施していない。しかし、学校には使用中の物品を管理する義務がある(秋田市財務規則第 229 条)ため、図書についても棚卸を実施し管理する必要があると考える。

図書の棚卸の方法について、一斉棚卸(年度末に一度に実施すること)は不可能であっても図書の整理及び補修をする際に、図書台帳と現物の照合をする等、年間を通して循環的に棚卸を実施することが考えられる。

9-3 私費会計

(1) 私費会計の概要

私費会計事務点検結果報告書、各会計の決算書等から把握する私費会計の状況は以下のとおりである。

【図表 107】 学校徴収金

(単位:円)

会計名	収入	支出	残高	備考
1 年学年費	79,700	79,700	0	
1 年教材費	217,630	217,630	0	
2 年学年費	85,800	85,800	0	
2 年教材費	208,200	208,200	0	
3 年学年費	87,020	87,020	0	(注 1)
3 年教材費	308,700	308,700	0	
4 年学年費	102,020	102,020	0	(注 1)
4 年教材費	363,280	363,280	0	
5 年学年費	84,000	84,000	0	
5 年教材費	298,800	298,800	0	
6 年学年費	79,200	79,200	0	
6 年教材費	339,240	339,240	0	
特別支援学級学年費	4,800	4,800	0	
特別支援学級教材費	9,400	9,400	0	いちよう学級
特別支援学級教材費	3,680	3,680	0	ひまわり学級

(出所) 対象小学校の資料による。

(注) 学年費の雑収入には、校外学習バス代等の残金受入額を含んでいる。

3 年学年費の校外学習バス代残金 20 円

4 年学年費の校外学習バス代残金 20 円

【図表 108】 団体徴収金

(単位:円)

会計名	収入	支出	残高	備考
PTA 会計	1,091,904	620,796	471,108	
PTA 振興費	362,562	265,686	96,876	

(出所) 対象小学校の資料による。

【図表 109】 その他の徴収金

(単位:円)

名称	収入	支出	残高	備考
周年記念事業積立	-	-	351,104	(注 1)
健康安全会計	295,180	295,180	0	(注 2)
まんたらめ宿泊研修会計	70,000	70,000	0	(注 2)5 年部

(注 1)PTA 会計から基金として積み立てをしている。決算報告書は作成されていない。私費会計事務点検結果報告書に記載されていない。

(注 2)決算報告書を作成しているが、私費会計事務点検結果報告書に記載されていない。

(2) 私費会計の監査の結果

① 秋田市教育委員会に提出する私費会計事務点検結果報告書の作成について

【指摘 26】

私費会計事務点検結果報告書をみると、特別支援学級の教材費について、会計名「特別支援学級教材費」として 1 行でしか記載されていない。しかし、決算報告書等は、「いちよう学級 6 学年教材費会計」・「ひまわり学級 6 学年教材費会計」の 2 会計が別個に作成されている。

私費会計事務点検結果報告書は、各会計について、予算書・決算書・会計検査が適正におこなわれていることの確認結果表であるから、特別支援学級の各会計ごとに記載しなければならない。

② 簿外となっている周年記念事業積立の通帳残高について 【指摘 27】

PTA 会計の支出の部をみると、「積立金 50,000 円 130 周年記念事業積立」の支出項目はあるが、周年記念事業積立に関する決算報告書が作成されていない。PTA 会計の決算報告書に合わせて、平成 29 年度の周年記念事業積立の決算報告書を作成すべきである。

また、私費会計事務点検結果報告書に記載し、点検結果を報告すべきである。

③ 「健康安全会計」の私費会計事務点検結果の報告もれについて 【指摘 28】

「健康安全会計」は、予算書・決算書・会計検認表(校長・教頭・主任主査の押印あり)が作成されている。しかし、私費会計事務点検結果報告書に記載されておらず、報告もれとなっている。

④ 「まんたらめ宿泊研修会計」等の私費会計事務点検結果の報告もれについて

【指摘 29】

学年費会計の雑収入には、校外学習バス代等の残金受入額を含んでいることがある。5年の学年費についても、例年であればまんたらめ宿泊研修の残金の受入処理をすることで、平成29年度は収入と支出が同額であったため、学年費会計の雑収入の受入がなかった。

「まんたらめ宿泊研修会計」は決算書を作成し、PTAにおいて収支報告もされているが、私費会計事務点検結果報告書に記載されていない。私費会計事務点検結果報告書に記載し、点検結果を報告すべきである。

なお、他の学年における校外学習バス代についても、私費会計事務点検結果報告書に記載し、点検結果を報告すべきである。

10. 山王中学校

10-1 学校の概要

(1)所在地

秋田市山王三丁目1番24号

(2)創立

昭和28年4月

(3)教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等

① 教育目標

山王魂 やる気燃ゆる者 道を拓く

～志をもち、やる気をもって生き生きと活動する生徒の育成～

② 経営の基本方針

- ・ 全教育活動を通して「やる気」と、その源である「志」をキーワードに、学校教育目標の具現化を図るための教育課程を編成し、実施する。
- ・ 「人間性豊かにたくましく生きる人間」になるよう、自ら磨こうとする生徒の「やる気」、すなわち「山王魂」に満ちた生徒を育てる。
- ・ よりよい人間関係のもとに、生徒の「やる気」があいさつ・拍手・歌声となって響く学校づくりを推進する。
- ・ 学校生活にメリハリを効かせ、落ち着きと活気の両面を併せもちながら、自主的・自治的な生徒活動ができるよう支援する。
- ・ 「やる気」の源、人間の道標となる「志」を育む教育を推進し、私たちの合い言葉「日進月歩～あいさつの一歩、やる気の一歩、自律の一歩～」を具現化しようとする山王中生を育成する。

③ 経営の重点

◎「やる気」「志」「山王魂」が見える生徒の育成

- ・ 「日進月歩」の合い言葉を具現化する生徒活動の強化
- ・ 個や集団を向上させようとする意識や公德心を醸成させる環境づくり

◎学ぶ心「やる気」と確かな学力の育成

- ・ 生徒指導の三機能を生かし、基礎的・基本的な知識、技能を習得する授業の構築
- ・ 「学びの楽しさ」や「分かった・できた喜び」が「やる気」につながる授業の構築

◎学校生活全体にメリハリをつくり、落ち着きと活気をもたらす教育課程の工夫

- ・「タイム S」の実施
- ・「静」と「動」の時間を意識した教育計画づくりと運用

(4) 生徒数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

【図表 110】生徒数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

学年	学級数	人数	備考
1 年生	6	186	
2 年生	6	186	
3 年生	5	160	
特別支援学級	2	12	みのり、ますみ
合計	19	544	

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(5) 教職員数

【図表 111】教職員数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

教員		職員	
校長	1	主任主査	1
教頭	1	技能主事	2
養護教諭	1	非常勤職員	12
教諭	26	臨時職員	3
講師	4		
非常勤講師	1		
教員合計 34		職員合計 18	

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注 1) 技能主事の校務分掌は、印刷等校務補助 1 人、校地校舎維持管理 1 人である。

(注 2) 非常勤職員の校務分掌は、給食事務 1 人、図書館司書 1 人である。

(注 3) 臨時職員の校務分掌は、給食配膳 3 人である。

(注 4) 上記のほか、校医 5 人(内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・学校薬剤師)がいる。

(6) 施設の概要

教室数		校地面積		校舎面積	屋内運動場
普通	特別	総面積 m ²	運動場 m ²	延面積 m ²	m ²
20	14	18,705	9,095	7,423	1,959

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(7) 収支の状況

【図表 112】 収支の状況

(単位:円)

① 歳出

款	項	目	節	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育費				12,115,939	11,110,365	10,057,370	10,130,095	10,566,093
	教育総務費			616,964	754,740	799,597	536,539	564,590
		教育指導費		616,964	754,740	799,597	536,539	564,590
			報償費	18,000	80,000	12,000	12,000	-
			役務費	132,000	260,000	125,000	60,000	60,000
			使用料 及び賃 借料	466,964	414,740	662,597	464,539	504,590
	中学校費			11,498,975	10,355,625	9,257,773	9,593,556	10,001,503
		学校管理費		6,974,979	5,989,674	5,171,773	5,984,557	7,002,606
			需用費	6,484,742	5,446,763	4,679,781	5,496,557	6,513,826
			役務費	490,237	542,911	491,992	488,000	488,780
		教育振興費		4,459,997	4,297,951	4,026,000	3,547,000	2,936,897
			需用費	4,459,997	4,297,951	4,026,000	3,547,000	2,936,897
		保健給食費		63,999	68,000	60,000	61,999	62,000
			需用費	63,999	68,000	60,000	61,999	62,000
歳出計				12,115,939	11,110,365	10,057,370	10,130,095	10,566,093

(出所)秋田市教育委員会提出資料による。

10-2 学校事務の監査の結果

(1) 教育財産の管理等

① 秋田県中学校体育連盟及び秋田市中学校体育連盟の備品について【指摘 30】

秋田県中学校体育連盟及び秋田市中学校体育連盟(以下、「中体連」という。)は、中学校における体育の健全な発展を図ることを目的とする団体であり、具体的には、中学校体育のスポーツ競技の諸大会を開催する団体である。

中体連は、秋田県中学校体育連盟規約第2条、秋田市中学校体育連盟規約第2条に基づき、事務局を会長指定の学校内に置くこととしており、山王中学校の校長が中体連の会長となっていることから、山王中学校に事務局を置いている。そして、山王中学校の会議室に中体連の備品を置いている。

当該備品は、所有者名のシールなどがなく、各連盟の備品と学校の備品を区別することはできない。

なお、学校の備品を適切に管理するためにも、他団体の備品については所有者を記載したシールの貼付および備品一覧の作成により、学校の備品と明確に区別した管理がなされるよう、当該団体に求めるべきである。

(参考)該当する財産



② 現在使用されていない物品について【指摘 31】

現在は使用されておらず、埃をかぶった状態で保管されている楽器がある。

吹奏楽部の部員が増加した際に使用することであるが、秋田市全体での備品を有効活用するという観点から、現在使用されていない物品について、教育委員会と学校とで情報を共有し、有効活用することが必要と考えられる。

③ 廃棄処理のタイミングについて【指摘 32】

備品台帳の廃棄処理は、教育委員会で「返納命令書」に基づき実施する。しかし、実際の廃棄は、廃棄依頼後すぐに廃棄されるのではなく、教育委員会が順次廃棄する。このため、学校では廃棄を依頼したにも関わらず、数年間保管されたままとなっているものがある。

そのため、学校に現物が存在するが、備品台帳上は「返還」(廃棄処理済になる)と

いう矛盾が生じている。本来、台帳上の廃棄処理は現物が実際に廃棄された段階で行うべきである。また、廃棄物品の管理が煩雑であるため、廃棄物品を短期間に廃棄すべきである。

④ 備品の棚卸について【指摘 33】

備品の棚卸を実施していない。

「秋田市財務規則第 231 条」では、重要備品についてのみ状況を調査し、会計管理者へ通知することが求められているため、重要備品に該当する備品がない当校においては、「秋田市財務規則第 231 条」に従っていないとはいえない。しかし、「秋田市財務規則第 229 条」により、使用中の物品を管理する義務はあるため、備品の棚卸を実施し、管理すべきである。

事務担当者が 1 人であるため備品の棚卸を実施していないとのことではあるが、他校では、教科担当に該当部分の備品台帳を渡して確認しており、他校の方法も参考に棚卸を実施すべきである。

⑤ 図書の棚卸について【指摘 34】

図書の棚卸は実施していない。しかし、学校には使用中の物品を管理する義務がある(秋田市財務規則第 229 条)ため、図書についても棚卸を実施し管理する必要があると考える。

図書の棚卸の方法について、一斉棚卸(年度末に一度に実施すること)は不可能であっても図書の整理及び補修をする際に、図書台帳と現物の照合をする等、年間を通して循環的に棚卸を実施することが考えられる。

(2) 個人情報の管理

① 鍵の施錠方法について【指摘 35】

個人情報の管理マニュアル等を確認し、その運用が適切に行われていることを担当者へのヒアリング等により検証した。その結果、秋田市立山王中学校の「個人情報及び電子データの取り扱いに関する規則」において、学校貸与 USB メモリーは鍵付きロッカー(職員室前方)に保管し、ロッカーの鍵は教頭が管理することになっているにもかかわらず、監査当日の UBS メモリーは、教頭の袖引き出し(鍵付き)内にあり、施錠しないままの状態であった。

常に施錠した状態で、必要な都度、開錠しなければならない。

(3)使用料

① 概要

行政財産は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び秋田市財務規則第 196 条の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。行政財産の使用許可を受けようとする者があるときは、秋田市財務規則第 197 条に基づき、行政財産使用許可申請書を提出させなければならない。

② 中体連による会議室の使用について【指摘 36】

中体連は、事務局を会長指定の学校内に置くこととしており、山王中学校の校長が中体連の会長となっていることから、山王中学校に事務局を置いている。そして、山王中学校の会議室に中体連の備品を置いているが、行政財産の使用許可は受けていない。

中体連の活動は、学校教育の一環として行う部活動と密接に関わるものであり、教職員の業務の一環というべきものでもある。実質的にみれば中体連の運営は教職員が担っていることもあり、中体連が当該会議室を使用しているにもかかわらず使用許可の手続きをとっていないとのことである。

しかし、中体連はあくまでも他団体であるから、原則どおり、行政財産の使用許可申請を受けたうえで使用を許可すべきである。

さらに、現時点では使用料を徴収していないが、秋田市行政財産使用料条例にもとづいて、使用料の徴収又は減免をすべきである。

10-3 私費会計

(1) 私費会計の概要

私費会計事務点検結果報告書、各会計の決算書等から把握する私費会計の状況は以下のとおりである。

【図表 113】 学校徴収金

(単位:円)

会計名	収入	支出	残高	備考
1 学年会計	791,037	782,029	9,008	
2 学年会計	682,700	679,368	3,332	
3 学年会計	786,910	786,910	0	(注 1)
進路・卒業会計	1,932,452	1,932,452	0	(注 1)
教材費・副教材費会計	8,883,200	8,750,968	132,232	
生徒会会計	800,436	726,130	74,306	
部活動運営費会計	2,115,524	2,043,834	71,690	
郷土芸能クラブ会計	932,209	406,983	525,226	
環境美化会計	606,987	297,325	309,662	
臨時集金会計	3,002,519	2,931,352	71,167	(注 2)

(出所) 対象中学校の資料による。

(注 1) 私費会計事務点検結果報告書における「会計検査保護者参画」欄は「無」と記入されている。

(注 2) 私費会計事務点検結果報告書の点検日について、「臨時集金会計以外の会計」については5月11日に点検されていた。

「臨時集金会計」は5月11日の点検にもれており、平成30年9月21日を点検日として私費会計事務点検結果報告書が追加提出された。

【図表 114】 団体徴収金

(単位:円)

会計名	収入	支出	残高	備考
PTA 会計	2,147,274	1,712,641	434,633	
PTA 基金会計	620,555	0	620,555	70 周年記念事業
教育振興会会計	7,944,440	7,556,128	388,312	
教育振興会基金会計	1,466,966	1,366,000	100,966	
山王中学校教育振興会	-	-	218	(注 1)
同窓会会計	289,905	289,905	0	

(出所) 対象中学校の資料による。

(注1)山王中学校教育振興会の会長名義の通帳であり、残高 218 円である。東北大会以上に出場する際の補助金を一時的に預かる通帳であり、決算報告書は作成していない。

【図表 115】 その他の徴収金

(単位:円)

名称	収入	支出	残高	備考
学校納金	-	-	29,412	(注1)
学校給食費(平成28年度分)	30,000	30,000	0	(注2)
吹奏楽部全国大会基金	-	-	428,845	(注3)

(出所)対象中学校の資料による。

(注1)学校徴収金を一時的に管理する口座である。残高 29,412 円は、恒常的に余剰となっている金額 17 円及び平成 29 年度の各会計への仕分け処理が間に合わなかった金額 29,395 円(3月20日に通帳に入金)である。

(注2)学校給食費は、平成 28 年度までは私会計であったが、平成 29 年度以後は公会計となった。平成 28 年度分の給食費の未収入金が平成 29 年度になってから入金となり、同額の給食関係経費の支出を行っている。現金出納簿は作成されているが、決算報告書は作成していない。

(注3)決算報告書は作成していない。

(2)私費会計の監査の結果

① 私費会計事務点検結果報告書の誤記載について【指摘 37】

「3 学年会計」及び「進路・卒業会計」について、私費会計事務点検結果報告書では、「会計検査保護者参画」欄は「無」とされているにもかかわらず、校長・教頭・事務職員の確認印が押印されている。

しかし、決算書の下部に、3月19日付で第3学年PTA学年委員長の監査を受け、署名押印をされていることから、「会計検査保護者参画」欄は「有」とすべきものである。

単なる記載誤りともいえるが、私費会計事務点検結果報告書の記載にあたり、確認印の押印者は誤記載がないことを確認したうえで押印すべきである。

② 私費会計事務点検結果報告書の記載もれについて【指摘 38】

「臨時集金会計」は他の学校徴収金の会計(教材費・副教材費会計、生徒会会計、部活動運営費会計、郷土芸能クラブ会計、環境美化会計)とともに、一括して、平成 30 年 3 月 22 日に秋田市山王中学校会計監査委員 3 人から適正に執行していることを確認した旨の署名押印をもらっている。

しかし、他の学校徴収金の会計(教材費・副教材費会計、生徒会会計、部活動運営費会計、郷土芸能クラブ会計、環境美化会計)の点検日は 5 月 11 日であるが、「臨時集金会計」は 5 月 11 日の点検にもれており、平成 30 年 9 月 21 日を点検日として私費会計事務点検結果報告書が追加提出された。

私費会計事務点検結果報告書の記載にあたり、確認印の押印者は記載もれがないことを確認したうえで押印すべきである。

③ 簿外となっている山王中学校教育振興会の会長名義の通帳残高 218 円について【指摘 39】

山王中学校教育振興会の会長名義の通帳は、東北大会以上に出場する際の補助金を一時的に預かる通帳である。当該金額は預金利息の累積によるものと思われる。

団体徴収金は、各会計への仕分けのために一時的に管理する口座を開設することができる(県立学校私費会計事務処理基準 第 4 条第 2 項、第 30 条)。従って、決算報告書の作成を要するものではない。

現状では、決算報告書に反映されていない簿外の預金となっていることから、いずれかの会計に受入処理し、簿外預金を解消すべきである。また、補助金から発生した利息について、当該補助事業以外に使用しない管理方法が望ましいことから、決済用普通預金にすることが望ましい。

④ 簿外となっている学校納金の通帳残高について【指摘 40】

学校徴収金は、各会計への仕分けのために一時的に管理する口座を開設することができる(県立学校私費会計事務処理基準 第 4 条第 2 項)。当該口座には、恒常的に 17 円の残高があり、その発生原因は、決済用普通預金にする前の過年度の預金利息と思われる。

現状では、決算報告書に反映されていない簿外の預金となっていることから、いずれかの会計に受入処理し、簿外預金を解消すべきである。

⑤ 過年度の学校給食費(平成28年度分)について【指摘41】

平成28年度分の給食費の未収入金について、平成29年度になってから30,000円の入金があり、同額の給食関係経費の支出を行っている。

学校給食費の公会計化に際して、学校給食担当者会議等の質疑応答では、「決算終了後に納付された過年度分の給食費は、各学校の判断で使用してください。なお、過年度分の給食費という性質上、食品や給食関係の消耗品等に使用するのが望ましいと考えます。」とされており、この質疑応答に従った支出をおこなっている。しかしながら、決算報告書は作成していない。

過年度給食費が納入され、また、適切に使用されたことを明らかにするため、決算報告書を作成し、私費会計事務点検結果報告書に記載すべきであった。

⑥ 簿外となっている吹奏楽部全国大会基金の通帳残高428,845円について

【指摘42】

決算報告書が作成されていない。決算報告書を作成すべきである。また、私費会計事務点検結果報告書に記載し、点検結果を報告すべきである。

11. 飯島中学校

11-1 学校の概要

(1)所在地

秋田市飯島字田尻堰越 48 番地

(2)創立

平成 3 年 4 月

(3)教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等

① 教育目標

夢に向かってたくましく ～未来を拓け 高い志と豊かな心で～
《合い言葉》夢があるか、優しさがあるか

② 経営の基本方針

- ・全教育活動を通して「役割」と「関わり」を重視したキャリア教育を推進する
- ・知識や技能を活用することによって、「生きる力」をはぐくむ指導に努める
- ・厳しさの中にも優しさのある生徒指導を徹底する
- ・学校・家庭・地域の連携を深め、「開かれた学校」づくりを目指す
- ・生徒の心を育て、一人一人の成長と自立を支援する教育環境の充実に努める

③ 経営の重点

- ・キャリア教育の推進 ～絆を通じた「自主・自律」～
- ・学習指導の充実 ～主体的な学習のすすめ～
- ・生徒指導の充実 ～健やかな心身の育成～
- ・信頼される学校づくり ～開かれた学校～
- ・教育環境の充実 ～特別の教科道徳と特別支援教育の充実～

(4) 生徒数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

【図表 116】生徒数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

学年	学級数	人数	備考
1 年生	3	88	
2 年生	4	120	
3 年生	4	112	
特別支援学級	2	4	あおぞら・ひまわり
合計	13	324	

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(5) 教職員数

【図表 117】教職員数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

教員		職員	
校長	1	主査	1
教頭	1	非常勤職員	6
教諭	18	技能主事	1
養護教諭	1	技能技師	1
講師	2	嘱託職員	3
非常勤講師	1	臨時職員	1
教員合計 24		職員合計 13	

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注 1) 非常勤職員の校務分掌は、学級給食支援、学校司書、学級生活支援サポーター、スクールカウンセラーである。

(注 2) 技能主事の校務分掌は、環境整備・営繕・庶務である。技能技師・嘱託職員・臨時職員の校務分掌は、給食調理、印刷庶務である。

(注 3) 上記のほか、校医 5 人(内科・眼科・耳鼻科・歯科・学校薬剤師)がいる。

(6) 施設の概要

教室数		校地面積		校舎面積	屋内運動場 ㎡
普通	特別	総面積 ㎡	運動場 ㎡	延面積 ㎡	
15	13	21,613	9,785	6,608	1,834

(出所) 秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(7)収支の状況

【図表 118】 収支の状況

(単位:円)

① 歳出

款	項	目	節	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育費				7,099,316	6,763,487	6,835,154	6,049,012	6,019,462
	教育総務費			495,000	478,000	681,325	483,700	475,000
		教育指導費		495,000	478,000	681,325	483,700	475,000
			報償費	401,000	352,000	328,000	382,000	236,000
			需用費	94,000	126,000	84,000	50,000	29,000
			使用料 及び賃 借料	-	-	269,325	51,700	210,000
	中学校費			6,604,316	6,285,487	6,153,829	5,565,312	5,544,462
		学校管理費		2,844,583	2,848,890	2,663,017	2,531,701	3,019,455
			需用費	2,311,687	2,254,990	2,141,218	2,032,921	2,478,320
			役務費	495,696	541,000	468,899	445,980	488,279
			使用料 及び賃 借料	37,200	52,900	52,900	52,800	52,856
		教育振興費		3,574,856	3,261,667	3,317,069	2,880,626	2,368,029
			需用費	3,574,856	3,261,667	3,317,069	2,880,626	2,368,029
		保健給食費		184,877	174,930	173,743	152,985	156,978
			需用費	164,877	153,930	152,743	131,985	135,978
			役務費	20,000	21,000	21,000	21,000	21,000
歳出 計				7,099,316	6,763,487	6,835,154	6,049,012	6,019,462

(出所)秋田市教育委員会提出資料による。

11-2 学校事務の監査の結果

(1) 教育財産の管理等

① ノートパソコンの所管替えについて【指摘 43】

備品台帳にノートパソコンが5台登録されているが、校内で所在を確認することができなかった。所在の確認を依頼したところ、教育委員会学校教育課で教員の増減に伴ってノートパソコン所管替えの指示をしており、当該ノートパソコンは旭川小学校で2台、仁井田小学校で3台を使用しているとのことである。

学校教育課では毎年度教員の増減に伴って所管替えの指示をしているが、その所管替えについて、総務課に報告されていなかったため、備品台帳上所管替えの登録がなされていなかった。

他校でも同様の事象が発生し、実際の備品の所管と台帳が相違していると考えられるため、備品台帳へ登録されているパソコンの所在を確認し、所管替えの登録をすべきである。

また、学校に所管替えの指示をした場合には、学校教育課から総務課に報告すべきである。

② 顕微鏡の登録もれ、備品台帳への登録件数と備品の個数の差異等について

【指摘 44】

次に示すように現在、備品台帳に顕微鏡11台が登録されている。

【図表 119】 顕微鏡の台帳記入の状況

(備品一覧より一部抜粋)

備品番号	品名	金額	区分	取得年月日	製品名	メーカー
462301	00569 実験機械器具	¥ 65,205	購入	4190920	顕微鏡	ウチダ理科
462301	00570 実験機械器具	¥ 65,205	購入	4190920	顕微鏡	ウチダ理科
462301	00571 実験機械器具	¥ 65,205	購入	4190920	顕微鏡	ウチダ理科
462301	00572 実験機械器具	¥ 65,205	購入	4190920	顕微鏡	ウチダ理科
462301	00604 実験機械器具	¥ 65,100	購入	4210925	生物顕微鏡 CL-5N	ウチダ

462301	00605	実験機械器具	¥ 60,900	購入	4210925	双眼実態 顕微鏡 CSR-ML	ウチダ
462301	00638	実験機械器具	¥ 65,100	購入	4221101	生物顕微鏡 CL シリー ズ	ウチダ
462301	00639	実験機械器具	¥ 65,100	購入	4221101	生物顕微鏡 CL シリー ズ	ウチダ
462301	00647	実験機械器具	¥ 65,205	購入	4231001	生物顕微 鏡シリー ズ	ウチダ
462301	00648	実験機械器具	¥ 65,205	購入	4231001	生物顕微 鏡シリー ズ	ウチダ
462301	00663	実験機械器具	¥ 65,205	購入	4240904	生物顕微鏡 CL シリー ズ(生徒 用)	ウチダ

理科室及び理科準備室に、ウチダの顕微鏡 32 台、NaRika の顕微鏡 3 台、Nikon の顕微鏡 8 台の計 43 台が保管されていた。

備品台帳と備品シールの照合が可能だったのは、備品台帳に登録されている 11 台の内 3 台(備品番号 462301-0605、462301-00639、462301-00648)のみであり、その他のウチダの顕微鏡 8 台については備品台帳との照合が不可能であった。

NaRika の顕微鏡については、今年度新たに購入した顕微鏡であり、備品台帳への登録及び備品シールの発行がまだなされていなかったとのことである。

Nikon の顕微鏡(Nikon アルファフォト YS2 8 台 評価額 1,918,560 円)は公立大学法人秋田県立大学より寄附されたものであり、平成 28 年 3 月 31 日に寄附受納手続が完了している。評価額が 3 万円以上の備品については、寄附受納手続と共に、備品台帳への登録をすべきところ、登録もれと考えられるとのことである。

更に、備品番号 462301-00638 の照明装置が保管されていることから、顕微鏡と照明装置をセットで購入し、学校で備品シールは照明装置にのみ貼付し、教育委員会で備品台帳に顕微鏡と照明装置を一体のものとして登録したと考えられる。中学校で使用する備品は、教育委員会で購入し、支出命令書作成とともに備品台帳への登録作業を行うが、備品は学校に直接納品されるため、教育委員会では現物を照合

せずに備品台帳へ登録することとなり、備品台帳への登録件数と備品の個数が一致しないということが起きてしまう。そのため、修繕・廃棄等の管理が可能な区分で備品シールの発行・備品台帳に登録しないと現物の管理はできない。

(参考)対象物品



③ 使用中の備品と廃棄備品の区分について【指摘 45】

備品番号 156001-0001「その他音響機器」がコンピュータ室に保管されているが、当該備品は平成 22 年 6 月 4 日に既に「物品返納命令書」が提出され、備品台帳上は廃棄処理されている。

「物品返納命令書」を提出した備品は、学校で処分できるものは早急に廃棄し、学校で処分できないものについては、教育委員会へ「粗大ごみ廃棄依頼表」を提出して、廃棄備品であることが明確にわかるように区分して保管すべきである。

④ 生徒会室で使用しているデスクトップパソコンについて【指摘 46】

生徒会室で、デスクトップパソコンを使用しているが、備品台帳の登録はない。パソコンのリース期間が終了し、リース会社から譲り受けてそのまま使用しているにもかかわらず、管理対象としていないとのことであった。

現物管理の観点にくわえて、情報資産の管理の観点から、リース期間が終了したパソコンについて別途管理表を作成する等、情報の消磁処理がなされるまでの管理をすべきである。

⑤ 備品の棚卸について【指摘 47】

学校では年度末に各教科主任へ該当部分の備品台帳を配付し、棚卸を実施しているとのことであるが、その方法が各教科主任に委ねられていた為、上記「指摘」が生じたと考えられる。

備品の棚卸は、①台帳からみて現物を確認する(備品一覧に記載されている備品が存在するか)、②現物から台帳を確認する(保管されている備品が備品一覧に登録されているか)という視点から実施し、過不足なく確認すべきである。

⑥ 図書の棚卸について【指摘 48】

図書の棚卸は実施していない。しかし、学校には使用中の物品を管理する義務がある(秋田市財務規則第 229 条)ため、図書についても棚卸を実施し管理する必要があると考える。

図書の棚卸の方法について、一斉棚卸(年度末に一度に実施すること)は不可能であっても図書の整理及び補修をする際に、図書台帳と現物の照合をする等、年間を通して循環的に棚卸を実施することが考えられる。

(2) 個人情報の管理

① パスワードの秘匿性の確保について【指摘 49】

「個人情報の取り扱いに関する校内ルール」がとりまとめられており、記録簿の裏表紙に添付されている。USB メモリーを使用するための記述であるが、下記のとおり、パスワード設定に関する説明文において、パスワードが明示されている。

【確認事項】

3 個人情報を含むデータを電子ファイルで取り扱う場合、パスワード [****] を設定し、(以下略)

****にはパスワードが明示されている。

容易に閲覧可能な状態でパスワードを明示しないように管理しなければならない。

11-3 私費会計

(1) 私費会計の概要

私費会計事務点検結果報告書、各会計の決算書等から把握する私費会計の状況は以下のとおりである。

【図表 120】 学校徴収金

(単位:円)

会計名	収入	支出	残高	備考
1 年学年費	314,640	314,640	0	
2 年学年費	305,370	305,370	0	
3 年学年費	359,100	359,100	0	
補助教材費	2,648,610	2,648,610	0	
進路指導費	1,955,104	1,955,104	0	
視聴覚費	290,176	290,176	0	
理科振興費	324,675	324,675	0	(注)
技科振興費	1,213,641	1,213,641	0	(注)
美術振興費	649,350	649,350	0	

(出所) 対象中学校の資料による。

(注) 予算書が作成されていない。

【図表 121】 団体徴収金

(単位:円)

会計名	収入	支出	残高	備考
PTA 会計	694,814	557,743	137,071	
教育振興費会計	884,622	755,083	129,539	
部活動後援会費	3,083,516	2,115,883	967,633	
生徒会費	626,606	593,227	33,379	

(出所) 対象中学校の資料による。

【図表 122】 その他の徴収金

(単位:円)

名称	収入	支出	残高	備考
学校納金	-	-	286,928	H30/3/31 残高
まんたらめ宿泊研修	351,000	351,000	0	
同窓会	-	-	178,705	H30/2/19 残高 (注 1)
PTA 会計積立用	-	-	1,026,050	H30/2/23 残高 (注 2)
白衣代	-	-	99,397	H30/3/31 残高

(出所)対象中学校の資料による。

(注 1) 監査時点の最終記帳日における残高を記載している。

(注 2) 監査時点の最終記帳日における残高を記載している。PTA 会計・教育振興費会計からの積立額(30 周年記念事業積立、部活動後援のための基金)が入金されている。決算報告書は作成されていない。私費会計事務点検結果報告書に記載されていない。

(2) 私費会計の監査の結果

① 私費会計事務点検結果報告書の誤記載について【指摘 50】

私費会計事務点検結果報告書において、「理科振興費」及び「技科振興費」の予算書文書報告欄は「有」とされているが、実際には未作成であった。

また、校長・教頭・事務職員の確認印は押印されている。確認印の押印者は誤記載がないことを確認したうえで押印すべきである。

② 簿外となっている学校納金の通帳残高について【指摘 51】

学校徴収金は、各会計への仕分けのために一時的に管理する口座を開設することができる(県立学校私費会計事務処理基準 第 4 条第 2 項)。当該口座の平成 30 年 3 月 31 日の残高は 286,928 円となっている。過年度から残高があるとのことである。

現状では、決算報告書に反映されていない簿外の預金となっていることから、いずれかの会計に受入処理し、簿外預金を解消すべきである。

③ まんたらめ宿泊研修の収入及び支出について【指摘 52】

会計報告(決算報告書)は作成されている。しかし、予算書の作成や会計検査はしておらず、また、私費会計事務点検結果報告書に記載されていない。

他の私費会計と同様に、予算書の作成や会計検査をしたうえで、私費会計事務点検結果報告書に記載すべきである。

- ④ 簿外となっている同窓会の通帳残高 178,705 円について【指摘 53】
決算報告書が作成されていない。決算報告書の作成をすべきである。
また、私費会計事務点検結果報告書に記載し、点検結果を報告すべきである。

- ⑤ PTA 会計の積立用の通帳残高 1,026,050 円について【指摘 54】
決算報告書が作成されていない。決算報告書の作成をすべきである。
また、私費会計事務点検結果報告書に記載し、点検結果を報告すべきである。

- ⑥ 白衣代の通帳残高 99,397 円について【指摘 55】
決算報告書が作成されていない。決算報告書の作成をすべきである。
また、私費会計事務点検結果報告書に記載し、点検結果を報告すべきである。

12. 秋田商業高等学校

12-1 学校の概要

(1)所在地

秋田市新屋勝平台1番1号

(2)創立

大正9年4月

(3)教育目標、経営の基本方針及び経営の重点等

① 教育目標

義務教育で培った教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて高度な普通教育及び商業教育を施す。

② 経営の基本方針

- ・後期中等教育段階として求められる一般的な教養と教科商業が求める専門的な知識、技術及び技能を習得させる。
- ・建学の精神である感謝・勤勉・鍛錬の意味を具現化させながら、豊かな人間性、創造性、健やかな身体を養う。
- ・社会事象についての広く深い理解と健全な判断力を養う。

③ 経営の重点

- 秋商キャリア教育の充実…キャリア教育構造図の具体的実践と改善
- ・積極的な挨拶の励行と凛とした姿勢の保持
 - ・生徒一人ひとりに対応した進路指導、キャリア教育の推進
 - ・生徒の学びの意欲を喚起する授業力向上と授業改善
 - ・社会が求める基礎学力の養成
 - ・自己実現を達成するための資格取得の推進
 - ・目的を明確にしたビジネス実践への取り組み
 - ・学習との両立を図る部活動指導

(4) 生徒数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

【図表 123】生徒数、学級数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

学年	学級数	人数	備考
1 年生	6	240	
2 年生	6	237	
3 年生	6	236	
合計	18	713	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(5) 教職員数

【図表 124】教職員数(平成 30 年 5 月 1 日現在)

(単位:人)

教員		職員	
校長	1	事務長	1
教頭	2	主席主査	1
教諭	38	主査	2
養護教諭	1	主任	1
実習助手	1	技能主事	1
臨時講師	9	技能員	1
非常勤講師	3	ALT	1
		嘱託職員	1
		臨時職員	4
教員合計 55		職員合計 13	

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(注)上記のほか、校医 7 人(内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・学校薬剤師)がいる。

(6) 施設の概要

教室数		校地面積		校舎面積	屋内運動場 m ²
普通	特別	総面積 m ²	運動場 m ²	延面積 m ²	
18	19	88,002	40,554	23,926	1,500

(出所)秋田市教育委員会提出資料より監査人が作成

(7)収支の状況

【図表 125】 収支の状況

(単位:円)

① 歳入

科目(款)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
分担金及び負担金	1,075,500	1,077,000	1,080,000	1,075,500	1,077,000
使用料及び手数料	2,052,330	30,570,340	58,985,980	87,236,020	87,155,760
国庫支出金	74,308,941	50,257,646	25,127,982	3,720,000	-
県支出金	2,257,623	50,366,677	-	-	-
諸収入	2,237,656	3,139,749	2,738,147	2,812,972	1,520,276
歳入 計	81,932,050	135,411,412	87,932,109	94,844,492	89,753,036

② 歳出

款	項	目	節	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育費				111,395,359	164,831,739	113,913,562	144,065,116	232,056,653
	高等学校費			111,395,359	164,831,739	113,913,562	144,065,116	232,056,653
		高等学校管理費		39,464,704	34,133,093	35,380,485	36,998,695	45,203,932
			旅費	8,109,475	6,715,234	7,300,492	6,826,199	7,248,361
			需用費	26,525,111	22,477,534	21,539,458	24,381,303	29,659,951
			役務費	1,848,864	1,543,707	2,056,988	2,076,366	2,960,043
			委託料	2,933,434	3,344,729	3,378,778	3,422,778	3,871,258
			使用料及び賃借料	47,820	51,889	53,389	43,649	117,559
			備品購入費	-	-	1,051,380	248,400	1,346,760
		教育振興費		36,919,677	37,750,506	39,489,292	37,448,901	38,141,914
			報酬	1,705,714	1,701,818	1,706,086	-	-
			共済費	240,692	257,489	259,769	-	-
			報償費	376,200	376,200	347,700	148,200	153,900
			旅費	-	-	7,289	-	-
			需用費	4,776,734	5,612,866	5,645,410	6,179,764	6,275,441
			役務費	130,157	103,918	107,554	118,614	119,287

款	項	目	節	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
			委託料	880,640	-	-	-	-
			使用料 及び賃 借料	26,813,745	27,898,299	30,156,768	30,156,768	30,272,784
			備品購 入費	1,674,800	1,479,686	942,516	534,060	997,272
			負担金、 補助及 び交付 金	320,995	320,230	316,200	311,495	323,230
			保健給食費	5,687,628	6,877,489	6,628,665	6,766,920	5,337,567
			報酬	1,271,050	1,317,147	1,317,147	1,317,147	1,345,497
			役務費	1,131,655	1,357,639	1,381,476	1,434,952	1,273,364
			委託料	59,304	45,925	38,252	47,194	52,616
			負担金、 補助及 び交付 金	3,225,619	4,156,778	3,891,790	3,967,627	2,666,090
			学校建設費	29,323,350	86,070,651	32,415,120	62,850,600	143,373,240
			需用費	-	-	-	5,883,840	-
			委託料	-	2,083,320	-	5,883,840	-
			工事請 負費	28,278,600	83,579,040	32,009,040	51,783,840	143,373,240
			備品購 入費	1,044,750	408,291	406,080	-	-
			歳出計	111,395,359	164,831,739	113,913,562	144,065,116	232,056,653

(出所)秋田市教育委員会提出資料による。

12-2 学校事務の監査の結果

(1) 教育財産の管理等

① 寄附受納物品及び私費会計で購入した備品の管理について【指摘 56】

寄附物品の申込みがあった場合において、受納すべきと認めるときは、寄附物品申込書により受納の決定をしなければならない(秋田市財務規則第 233 条)。また、評価額が 3 万円以上のものは、備品に該当し、備品台帳に登録され、備品シールが発行されることとなる。

しかし、校内には備品シールが貼られていない備品(テレビ、洗濯機、冷蔵庫、暖房器具、除雪機等)が多く保管されていた。これらは、寄附若しくは部活等の私費で購入された備品であるとのことであるが、上記寄附受納手続はとられていない。また、純粋な寄附であるか、いずれかの私費会計で購入されたものであるかは不明である。

寄附物品については、寄附の申込があった時点で、寄附物品申込書により受納の決定をすべきであり、私費会計で購入した物品についても、購入と同時に学校に寄附されたと考え寄附受納手続をすべきである。

(参考)対象財産



② 備品シールの貼付について【指摘 57】

平成 24 年 7 月 23 日に(財)秋田県高等学校 PTA 安全互助会より申込のあった AED 寄附について、寄附受納手続により受納が完了し、備品シール(固有番号 0096456)が発行されていたが、現物に貼付されず、「寄附申込金品受納伺書」と共に保管されていた。

備品シールは会計課が発行した後、速やかに貼付して現物管理すべきである。

③ 備品の棚卸について【指摘 58】

備品の棚卸を実施していない。

「秋田市財務規則第 229 条」により、使用中の物品を管理する義務はあるため、備品の棚卸を実施し、管理すべきである。

④ 図書の棚卸方法及び廃棄処理のルールについて【指摘 59】

学校図書は、「図書管理システムりいぶる」で管理されおり、年度末に、図書に貼られているバーコードを生徒と共に読み取ることで棚卸を実施し、システムで現物が確認できない図書を把握している。しかし、現物確認できない図書について、調査を実施すると棚卸が漏れている棚等があり、棚卸実施後に現物が確認できる図書も多いとのことである。

棚卸実施の際は、棚卸実施者の棚割を作成して実施する等、効率的、網羅的に実施できるような方法を取る必要があると考える。

また、廃棄処理のルールを定めていないため、棚卸実施後の調査をしてもなお現物が確認できない図書について、2005 年のシステム導入後から未点検図書として管理し続けている。一定期間現物を確認できない図書について廃棄処理のルールを定め、棚卸結果を反映させるべきである。

12-3 私費会計

(1) 私費会計の概要

私費会計事務点検結果報告書、各会計の決算書等から把握する私費会計の状況は以下のとおりである。

【図表 126】 学校徴収金

(単位:円)

会計名	収入	支出	残高	予 算	決 算	検 査	備考
27年度入学生(3学年会計)	6,888,506	6,888,506	0				
28年度入学生(2学年会計)	7,323,980	6,654,312	669,668				
29年度入学生(1学年会計)	8,570,169	8,465,554	104,615				
生徒会 一般会計	4,813,917	4,050,056	763,861				
生徒会 遠征費	15,476,840	15,172,792	304,048	無			
硬式野球部	-	-	0	無	無	無	(注1)
硬式野球部強化費	-	-	0	無	無	無	(注1)
軟式野球部	3,450,141	3,241,264	208,877				
サッカー部	7,125,351	6,131,820	993,531				
陸上競技部	-	-	19,075	無			(注2)
バスケットボール部	1,372,256	1,244,769	127,487				
バレーボール部	-	-	28,172	無	無	無	(注1)
剣道部	3,238,682	2,278,647	960,035	無		無	
剣道部(インターハイ用)	3,117,972	2,867,972	250,000	無		無	
柔道部(男子)	1,420,751	1,341,540	79,211	無		無	
柔道部(女子)	754,102	714,820	39,282	無		無	
レスリング部	-	-	206,495	無	無	無	(注1)
卓球部	7,648,132	6,470,748	1,177,384	無			
卓球部全国大会用	3,926,112	2,321,039	1,605,073	無			
テニス部(男子)	2,483,889	2,358,709	125,180				
テニス部(女子)	496,861	443,951	52,910	無			
水泳部	-	-	631,589	無	無	無	(注1)
文芸部	-	-	7,826	無	無	無	(注1)
吹奏楽部	7,145,839	7,145,453	386				
家庭部	-	-	19,343	無	無	無	(注1)

会計名	収入	支出	残高	予 算	決 算	検 査	備考
英語部	-	-	20,473	無	無	無	(注1)
生花部	53,561	34,900	18,661	無		無	
茶道部	-	-	0	無	無	無	(注1)
囲碁将棋部	-	-	19,481	無	無	無	(注1)
商業美術部	414,196	237,547	176,649	無		無	
珠算部	-	-	52,491	無	無	無	(注1)
会計学部	359,729	221,716	138,013	無		無	
コンピュータ部	-	-	20,618	無	無	無	(注1)
ワープロ部	-	-	20,408	無	無	無	(注1)
秋商自転車ステッカー	-	-	60,149	無	無	無	(注1)
ビジネス実践	2,809,795	2,078,850	730,945	無		無	
エコロジカルビジネス	75,870	60,673	15,197			無	
金融教育キッズビジネス タウン	-	-	45,762	無	無	無	(注1)
家庭科教材費	-	-	4,958	無	無	無	(注1)
国語科会計	-	-	16,467	無	無	無	(注1)
英語科会計	-	-	175,002	無	無	無	(注1)
商業科会計(商業科検定)	-	-	93,645	無	無	無	(注1)
全商ビジネス文書検定	82,745	19,840	62,905	無		無	
全商簿記検定	138,269	36,432	101,837	無		無	
全商会計実務検定	56,478	3,000	53,478	無		無	
全商珠算電卓実務検定	34,634	15,842	18,792	無		無	
全商情報処理検定	405,842	51,864	353,978	無		無	
全商英語検定	2,354	216	2,138	無		無	
全商商業経済検定	241,571	31,320	210,251	無		無	

(出所)対象高等学校の資料による

(注1)決算書の作成はないが、金銭出納帳は作成されている。

(注2)集金を伴う大会・遠征ごとに収支決算書を保護者に監査してもらっている。

【図表 127】 団体徴収金

(単位:円)

会計名	収入	支出	残高	予算	決算	検査	備考
PTA 会計	28,280,690	22,952,245	5,328,445				
PTA 積立金							
・100周年記念事業積立金	5,502,819	0	5,502,819				
・大会出場等補助基金	3,000,000	0	3,000,000				
秋商雄水会 創立100周年記念事業	639,901	360,756	279,145			有	(注2)
秋商雄水会 一般会計	5,099,565	4,204,056	895,509			有	(注2)
秋商雄水会 基金会計	1,034,882	180,000	854,882	無		有	(注2)
秋商雄水会 高橋政雄基金	-	-	107,470	無	無	無	(注1)
秋商雄水会 特別基金会計	6,026,665	0	6,026,665	無		有	(注2)
県商研 一般会計	1,557,083	1,010,297	546,786			有	(注2)
県商研 事業会計 (秋田県商業教育研究会 商業教育振興助成金)	5,857,112	4,733,198	1,123,914			有	(注2)
県商研 検定委員会会計 (全商協会秋田県委員会)	6,433,132	637,961	5,795,171			有	(注2)
県商研 運営基金	4,127,723	30,000	4,097,723			有	(注2)
高文連 情報部会	-	-	0	無	無	無	(注1)

(出所)対象高等学校の資料による。

(注1)決算書の作成はないが、金銭出納帳は作成されている。

(注2)私費会計事務点検結果報告書の「検査」欄は「無」と記載されているが、当該団体の監事による監査は受けているため、上記では「有」と記載した。監事の監査は受けているが、保護者の参画はないことから、会計検査保護者参画という項目のとおり解釈し、「無」として記載したとのことである。

【図表 128】 その他の徴収金

(単位:円)

名称	収入	支出	残高	備考
秋商商業科 全商検定会計	-	-	4	現金(注)
通帳⑧全商検定会計			5	
通帳⑱運動部心電図検査	-	-	222	
通帳㉓県産業教育振興会			2,844	

(出所)対象高等学校の資料による。

(注)平成22年4月に預金を解約したが、残金4円の現金が封筒内に保管されたままとなっている。

(2) 私費会計の監査の結果

① 予算書の作成、決算書の作成、会計検査・保護者参画等について【指摘 60】

金銭出納帳の作成はされており、また、学校長・教頭・事務長による点検は行われている。しかし、予算書が作成されていないもの、決算書が作成されていないもの、会計検査・保護者参画が行われていないものが散見される。

予算書及び決算書を作成し、検査員による検査のうえ保護者等に決算報告をすべきである。

各部活動の会計(部費会計)に関して、保護者からの徴収金、部費会計、生徒会遠征費等を利用する遠征について、1遠征ごとに収支報告書を作成し、保護者に配布するとともに、会計責任者の点検を受けることとしている部費会計がある。この場合、当該部費会計全体としての決算書を作成していない会計もある。しかし、遠征以外の収入、支出(例えば心電図代や雑費の支出)も想定されることから、網羅的に収支報告を行うという観点から、個々の遠征ごとに作成した収支報告書を含め、部費会計全体の決算書も作成すべきである。

② 全商検定会計について【指摘 61】

全商検定は、公益財団法人全国商業高等学校協会の実施する各種検定である。同協会に関連する会計「県商研 検定委員会会計(全商協会秋田県委員会)」に関連して、以下の問題点がある。

◎簿外の現金4円

平成22年4月に通帳が解約され、解約時の残金4円の現金が封筒内に保管されたままとなっており、かつ、簿外の現金となっている。

◎簿外の預金 5 円

通帳管理 No8 全商検定会計(秋田銀行割山支店、普通預金)は、平成 25 年 3 月 20 日から平成 30 年 4 月 12 日まで入出金がなく、平成 30 年 3 月末の預金残高は 5 円となっている。簿外の預金となっている。

◎預金残高を確認する資料の保管

通帳管理 No26 全商検定会計(割山郵便局)は、ゆうちょ銀行の振替払を利用するための口座である。「県商研 検定委員会会計(全商協会秋田県委員会)」の普通預金口座(通帳管理 No22 全商検定(秋田県信用組合、普通預金))とともに使用しているものであるが、通帳管理 No26 全商検定会計(割山郵便局)の平成 30 年 3 月末の残高を確認する資料の保管がない。

③ 通帳管理 No19 運動部心電図検査の残高 222 円について【指摘 62】

通帳管理 No19 運動部心電図検査(秋田県信用組合、普通預金)は、各部費会計から徴収する運動部の心電図検査の支払資金を一時的に管理する口座である。預金残高は 222 円があり、簿外の預金となっている。いずれかの会計で受入処理をすべきである。

④ 通帳管理 No25 県産業教育振興会について【指摘 63】

秋田県産業教育振興会の会計は、会員から会費を徴収し、秋田県産業教育振興会に会費を送金するための会計である。

通帳管理 No25 県産業教育振興会(秋田県信用組合、普通預金)の残高は 2,844 円であり、出納帳を作成しておらず、学校長・教頭・事務長の確認を受けていない。決算書も作成されておらず、私費会計事務点検結果報告書にも記載されていない。

出納帳・決算書等の作成等を行うべきである。

⑤ 私費会計事務点検結果報告書の確認について【指摘 64】

私費会計事務点検結果報告書には、予算書による文書報告の有無、決算書による文書報告の有無、会計検査・保護者参画の有無を記載し、校長・教頭・事務職員が確認印を押印する。

私費会計事務点検結果報告書の記載について、担当者からの聞き取りで予算書等の有無を記載したとのことであり、記載誤りが散見された。確認者は、予算書等の現物を確認したうえで押印すべきである。

(以上)